

大阪府大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… 3
- 大阪市母子保健法施行細則の一部を改正する規則…………… 4

告 示

- 放置自動車の処理…………… 4
- 消費者安全法に基づく消費生活センターの名称及び住所その他内閣府令で定める事項の公示…………… 5
- 消防法に基づく貯蔵所等の危険物の除去命令…………… 5
- 消防法に基づく貯蔵所等の危険物の除去命令…………… 6
- 一般競争入札の執行（みおネットシステム端末機の借入れ）…………… 6
- 一般競争入札の執行（教職員勤務状況事務処理システム開発業務委託）…………… 9
- 道路の位置指定…………… 12
- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… 12
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更…………… 14
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… 14
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止…………… 16
- 生活保護法に基づく指定医療機関の再開…………… 16
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定辞退…………… 16
- 生活保護法に基づく介護機関の指定…………… 17
- 生活保護法に基づく指定介護機関の変更…………… 21
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止…………… 22
- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… 24
- 生活保護法に基づく指定施術者の変更…………… 26
- 生活保護法に基づく指定施術者の廃止…………… 26
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告…………… 27
- 大阪府中央卸売市場本場及び東部市場の臨時開場及び臨時休業…………… 29
- 市道の区域変更…………… 30
- 市道の供用開始…………… 30
- 放置自動車の処理…………… 31
- 平成20年度定期監査等結果報告の公表（市民局市民部区政支援担当、区政改革担当、地域振興担当、市民活動担当、住民情報担当、施設整備担当、住民運動支援・調整担当、安全まちづくり担当及

び定額給付金担当所管事務並びに区役所所管事務（総務担当、区 民企画担当、総合企画担当、地域振興担当、市民協働担当及び住 民情報担当を中心に））	32
○平成20年度定期監査等結果報告の公表（健康福祉局所管の電気、 機械及び情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管 理状況）	43
○平成20年度定期監査等結果報告の公表（環境局一般廃棄物の収集 ・運搬・処理等に係る事務）	48
○平成20年度定期監査等結果報告の公表（都市整備局まちづくり事 業部、阿倍野再開発事務所所管の土木、建築に係る工事等の施行 状況及び施設の維持管理状況）	59
○平成20年度定期監査等結果報告の公表（建設局下水道事業会計契 約関係事務）	66
○平成20年度定期監査等結果報告の公表（水道局工務部所管事務 （浄水場、施設保全センター及び水質試験所関係事務を中心に））	73
○平成20年度定期監査等結果報告の公表（教育委員会事務局生涯学 習部、図書館及び音楽団所管事務）	78
○平成20年度随時監査等結果報告の公表（技術監査対象部門におけ る会計管理関係事務）	89
○平成20年度出資団体監査結果報告の公表（公立大学法人大阪市立 大学）	97
○平成20年度出資団体監査結果報告の公表（大阪市土地開発公社）	109
公 告	
○一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）	117
○消防公務之証の亡失無効	119

公布された規則のあらまし

◇大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 療育の給付等を行った場合における当該措置を受けた者又はその扶養義務者から徴収する費用等の額の算定方法を改めることにしました。
- 必要な経過措置を講ずることにしました。
- この規則は、平成21年9月1日から施行することにしました。

（平成21年大阪市規則第124号 健康福祉局 保健所保健総務担当、こども青少年局子育て支援部こども家庭支援担当）

◇大阪市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

- 1 養育医療の給付等を行った場合における当該措置を受けた者又はその扶養義務者から徴収する費用の額の算定方法を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、平成21年9月1日から施行することにしました。

(平成21年大阪市規則第125号 健康福祉局 保健所保健総務担当)

規 則

大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年8月31日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第124号

大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第1項ただし書中「第314条の7第1項第1号及び第2項」を「第314条の7」に改め、同表備考第3項第1号中「第92条第1項及び」を「第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金である場合に限る。）及び第3号（同項第2号に規定する寄附金である場合に限る。）、第92条第1項並びに」に改める。

別表第3備考第2項ただし書中「第314条の7第1項第1号及び第2項」を「第314条の7」に改め、同表備考第4項第1号中「第92条第1項及び」を「第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金である場合に限る。）及び第3号（同項第2号に規定する寄附金である場合に限る。）、第92条第1項並びに」に改める。

別表第4備考第1項ただし書中「第314条の7第1項第1号及び第2項」を「第314条の7」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第1、別表第3及び別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の措置若しくは助産、保育若しくは母子保護の実施に要した費用の徴収又は支払命令について適用し、同日前の措置若しくは助産、保育若しくは母子保護の実施に要した費用の徴収又は支払命令については、なお従前の例による。

(平21. 8. 31揭示済)

大阪市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年8月31日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第125号

大阪市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

大阪市母子保健法施行細則（昭和41年大阪市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項ただし書中「第314条の7第1項第1号及び第2項」を「第314条の7」に改め、同表備考第3項第1号中「第92条第1項及び」を「第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金である場合に限る。）及び第3号（同項第2号に規定する寄付金である場合に限る。）、第92条第1項並びに」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市母子保健法施行細則別表の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

（平21. 8. 31揭示済）

告 示

大阪市告示第900号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年8月31日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成21年9月14日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	普通自動車 (ダイハツ 紺色)	浪速区浪速東2丁目11番先
2	自動二輪車 (ホンダ 赤色)	浪速区幸町2丁目3番先

（建設局管理部路上違反物件担当）

(平21. 8. 31揭示済)

大阪市告示第901号

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 9 月 1 日

大阪市長 平 松 邦 夫

名 称	住 所	消費者安全法第8条第2項 第1号及び第2号に掲げる 事務を行う日及び時間
大阪市消費者センター	大阪市住之江区南港北2-1-10 アジア太平洋トレードセンター I T M棟3階	年末年始（12月29日～翌 年1月3日）を除く毎日 午前10時～午後5時
大阪市消費者センター 天王寺消費生活相談窓口	大阪市天王寺区堀越町アベノ地下街6号 あべちか地下1階	年末年始（12月29日～翌 年1月3日）を除く毎日 午前10時～午後5時
大阪市消費者センター 市役所消費生活相談窓口	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所1階	月～金曜日（12月29日～ 翌年1月3日、祝休日を除 く。） 午前10時～午後3時

(市民局 消費者センター)

(平21. 9. 1 揭示済)

大阪市告示第901号の2

消防法（昭和23年法律第186号）第16条の6第1項の規定により命令を行ったので、同条第2項の規定において準用する同法第11条の5第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年 9 月 3 日

大阪市長 平 松 邦 夫

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 貯 蔵 所 等 の 場 所 | 大阪市平野区加美北3丁目2番23号 |
| 2 貯 蔵 所 等 の 名 称 | 丸天塗装工業所 |
| 3 命令を受けた者の氏名 | 金山 圭一こと金 圭一 |
| 4 命 令 事 項 | 平成21年9月5日までに、上記貯蔵所等の作業 |

場兼倉庫内に貯蔵している危険物（第 4 類第 1 石油類（非水溶性）2,144 リットル及び第 4 類第 2 石油類（非水溶性）1,824 リットル）を除去すること

5 命 令 年 月 日 平成 21 年 8 月 31 日

（消防局予防部予防担当）

（平 21. 9. 3 揭示済）

大阪市告示第 901 号の 3

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 16 条の 6 第 1 項の規定により命令を行ったので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 11 条の 5 第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 21 年 9 月 3 日

大阪市長 平 松 邦 夫

- 1 貯 蔵 所 等 の 場 所 大阪市平野区加美東 4 丁目 2 番 29 号
- 2 貯 蔵 所 等 の 名 称 株式会社寿印刷
- 3 命令を受けた者の氏名 株式会社寿印刷 代表取締役 豊川 寿雄
- 4 命 令 事 項 平成 21 年 9 月 3 日までに、上記貯蔵所等の作業場内に貯蔵している危険物（第 4 類第 1 石油類（非水溶性）2,969 リットル）を除去すること

5 命 令 年 月 日 平成 21 年 8 月 31 日

（消防局予防部予防担当）

（平 21. 9. 3 揭示済）

大阪市告示第 919 号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成 21 年 9 月 11 日

大阪市長 平 松 邦 夫

- 1 担当部局
〒552-0007 大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1-1300 号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161
- 2 入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び予定数量
みおネットシステム端末機 一式
（電子入札対象案件）

- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成22年 3 月 1 日から平成27年 2 月28日まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成21年 9 月30日（水）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成20・21年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「46賃貸業務 A 情報機器」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品について、同程度規模の賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等証明書（添付資料を含む。）の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることの証明書の提出ができること
- (8) 仕様書に定めたインストール作業ができることの証明書の提出ができること
- (9) アフターサービス・メンテナンス等の体制についての証明書の提出ができること
- (10) 個人情報に関する内部規定等、又はプライバシーマークの取得を証明する書類の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成21年 9 月30日（水）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成21年 9 月30日（水）午後 5 時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成21年11月 4 日（水）から同月 5 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで
- ② 開札予定日時 平成21年11月 6 日（金）午後 1 時30分
- ③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成21年11月 6 日（金）午後 1 時から午後 1 時30分まで
- ② 開札予定日時 平成21年11月 6 日（金）午後 1 時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局第 2 入札室（1 に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は平成21年11月 5 日（木）午後 5 時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成21年 9 月30日（水）午後 5 時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第 1 項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(4) この調達、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:Leasing of terminals, servers etc. for Mio-net System(Administrative Information Public Browsing System) 1set

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:5:00PM, 30 September 2009

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:from 9:00AM, 4 November 2009 to 5:00PM, 5 November 2009

② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 6 November 2009

③ by post: 5:00PM, 5 November 2009

(4) A contact point where tender documents are available:Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部物品等契約担当)



大阪市告示第920号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成21年9月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 契約担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市教育委員会事務局総務部総務担当 電話 06-6208-9077

2 入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量 教職員勤務状況事務処理システム開発業務委託一式

(2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所 仕様書のとおり

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部物品等契約担当に行えば当該審査を行う。ただし、平成21年10月5日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成20・21年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「57情報処理関係業務」で登録していること
- (5) 個人情報保護を遵守できること
- (6) 本市又は他の公共団体、民間会社で同種のシステム開発の契約実績を有すること

4 入札説明書、入札参加申請書等の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

上記1に同じ

- (2) 入札説明書等の交付方法

公示の日から平成21年10月5日（月）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前9時から午後5時まで（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1において無償により交付する。

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日の翌日から平成21年10月5日（月）までの毎日（休日を除く。）午前9時から午後5時まで（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）

5 入札執行日時及び場所

平成21年11月13日（金）午前10時

大阪市教育委員会事務局総務部総務担当入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成21年11月12日（木）午後5時までに必着のこと（郵送先は上記1に同じ）

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成21年10月5日（月）午後5時までに、提出しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be procured: The school personnel's work grasp system development consignment (Secretariat of the Board of Education) 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 5 October 2009
- (3) The date and time for the submission of tenders: 10:00AM, 13 November 2009 (tenders submitted by mail by 5:00PM, 12 November 2009)
- (4) A contact point where tender documents are available: General Affairs Department, General Affairs Division, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL 06-6208-9077
(教育委員会事務局総務部総務担当)



大阪市告示第921号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成21年 9 月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

指定年月日及び指令番号

平成21年 8 月21日

大阪市指令 大計道 第1018号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
東淀川区 相川 3 丁目	16 番 1 16 番 2 16 番 3 16 番 4 16 番 5 16 番 6 16 番 7	m 4.00	m 15.53	袋路状道路

(計画調整局建築指導部道路指定等担当)

**大阪市告示第922号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年 9 月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①今村西阪急クリニック ②大阪市北区芝田 2 丁目 1 番18号 ③平成21年 7 月 1 日

①いわさき眼科クリニック ②大阪市都島区都島本通 2 丁目15番 7 号 ③平成 21 年 7 月 1 日

①伊東くりにつく ②大阪市福島区福島 1 丁目 1 番51-404B 号 ③平成21年 7 月 1 日

①S e i ' s 日本橋クリニック ②大阪市中心区日本橋 1 丁目 4 番16号 ③平成20年 9 月 1 日

①よしだ眼科クリニック ②大阪市港区弁天 1 丁目 3 番 3 号 ③平成21年 7 月 1 日

①たかせ皮フ科 ②大阪市天王寺区上汐 4 丁目 5 番30号 ③平成21年 7 月 1 日

- ①ナカムラクリニック ②大阪市天王寺区大道 4 丁目 10 番 15-101 号 ③平成 21 年 7 月 1 日
- ①思温第二クリニック ②大阪市淀川区西中島 6 丁目 7 番 11 号 ③平成 21 年 8 月 1 日
- ①うえのクリニック ②大阪市東淀川区大桐 1 丁目 7 番 16 号 ③平成 21 年 7 月 1 日
- ①牛尾整形外科 ②大阪市東淀川区瑞光 4 丁目 1 番 18 号 ③平成 21 年 7 月 1 日
- ①住本医院 ②大阪市東成区深江北 2 丁目 9 番 20 号 ③平成 21 年 7 月 1 日
- ①福島脳外科クリニック ②大阪市城東区諏訪 4 丁目 3 番 6 号 ③平成 21 年 8 月 1 日
- ①あべの松井クリニック ②大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 31 号 ③平成 21 年 8 月 1 日
- ①熊谷内科クリニック ②大阪市住之江区粉浜 1 丁目 5 番 34 号 ③平成 21 年 7 月 1 日
- ①畑小児科 ②大阪市住吉区長居 3 丁目 9 番 3 号 ③平成 21 年 8 月 1 日
- ①いちき歯科 ②大阪市北区東天満 1 丁目 10 番 10 号 ③平成 21 年 7 月 1 日
- ①奥村歯科医院 ②大阪市北区天神橋 2 丁目 2 番 23 号 ③平成 21 年 7 月 1 日
- ①あいはら歯科・矯正歯科 ②大阪市都島区友渕町 3 丁目 1 番 28 号 ③平成 21 年 7 月 1 日
- ①たつや歯科医院 ②大阪市都島区内代町 1 丁目 2 番 28 号 ③平成 21 年 7 月 1 日
- ①国際デンタルクリニック ②大阪市中央区玉造 1 丁目 5 番 6 号 ③平成 21 年 7 月 23 日
- ①金城外科脳神経外科北堀江歯科 ②大阪市西区北堀江 1 丁目 9 番 15 号 ③平成 21 年 8 月 1 日
- ①中山歯科医院 ②大阪市大正区泉尾 1 丁目 22 番 6 号 ③平成 21 年 7 月 1 日
- ①守下歯科医院 ②大阪市東淀川区下新庄 5 丁目 1 番 45 号 ③平成 21 年 5 月 31 日
- ①ハートデンタルクリニック ②大阪市平野区加美南 5 丁目 1 番 13 号 ③平成 21 年 8 月 1 日
- ①茶屋町薬局 ②大阪市北区茶屋町 3 番 1 号 ③平成 21 年 7 月 1 日
- ①アピス薬局 難波中店 ②大阪市浪速区難波中 3 丁目 7 番 8 号 ③平成 21 年 8 月 1 日
- ①西中島ファミリー薬局 ②大阪市淀川区西中島 3 丁目 14 番 27-101 号 ③平成 21 年 7 月 1 日
- ①イムノファーマシーいまざと薬局 ②大阪市生野区新今里 1 丁目 18 番 25 号 ③平成 21 年 8 月 1 日
- ①永和薬局 ②大阪市生野区鶴橋 2 丁目 16 番 8 号 ③平成 21 年 7 月 1 日
- ①スギ薬局 城東東中浜店 ②大阪市城東区東中浜 5 丁目 7 番 7 号 ③平成 21 年 7 月 1 日

①王子薬局 ②大阪市阿倍野区王子町 4 丁目 3 番 28 号 ③平成 21 年 7 月 1 日

①（老人）訪問看護ステーション名 ②ステーション所在地 ③事業者名 ④事業者所在地 ⑤指定年月日

①エキスパートナース訪問看護ステーション ②大阪市大正区泉尾 3 丁目 10 番 7 号 ③株式会社 エキスパートナース ④大阪市大正区泉尾 3 丁目 10 番 7 号 ⑤平成 21 年 8 月 1 日

①訪問看護ステーションぐりーんりーふ ②大阪市阿倍野区西田辺町 2 丁目 11 番 6-203 号 ③医療法人 てらかど診療所 ④大阪市住吉区长居 4 丁目 10 番 23 号 ⑤平成 21 年 8 月 1 日

（健康福祉局生活福祉部生活保護担当）



大阪市告示第 923 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定による指定医療機関から、同法第 50 条の 2 の規定により、変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

平成 21 年 9 月 11 日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①（旧）：若弘会病院（開設者：医療法人 若弘会）（新）：若弘会病院（開設者：社会医療法人 若弘会） ②大阪市浪速区日本橋 4 丁目 7 番 17 号 ③平成 21 年 7 月 1 日

①スマイルあわた歯科クリニック ②（旧）：大阪府中央区上本町西 1 丁目 1 番 5 号（大宝ビル上町 2 階）（新）：大阪府中央区上本町西 1 丁目 1 番 5 号（聖恵ビル 2 階） ③平成 19 年 4 月 1 日

①（旧）：三村歯科医院（新）：わきさか歯科・矯正歯科医院 ②大阪府港市区市岡 2 丁目 6 番 20 号 ③平成 21 年 8 月 1 日

①日本橋老人訪問看護ステーション ②大阪市浪速区日本橋 5 丁目 9 番 22 号 ③平成 21 年 7 月 1 日

（健康福祉局生活福祉部生活保護担当）



大阪市告示第 924 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定による指定医療機関から、同法第 50 条の 2 の規定により、廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年 9 月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①いわさき眼科クリニック ②大阪市都島区都島本通2丁目15番7号 ③平成21年6月30日

①伊東くりにつく ②大阪市福島区福島1丁目1番51-404B号 ③平成21年6月30日

①山ロクリニック ②大阪市中央区日本橋1丁目17番17号 ③平成21年6月30日

①よしだ眼科クリニック ②大阪市港区弁天1丁目3番3号 ③平成21年6月30日

①小田診療所 ②大阪市大正区千島2丁目4番2-122号 ③平成21年7月22日

①たかせ皮フ科 ②大阪市天王寺区上汐4丁目5番30号 ③平成21年6月30日

①ナカムラクリニック ②大阪市天王寺区大道4丁目10番12-602号 ③平成21年6月30日

①うえのクリニック ②大阪市東淀川区大桐1丁目7番16号 ③平成21年6月30日

①牛尾整形外科 ②大阪市東淀川区瑞光4丁目1番18号 ③平成21年6月30日

①住本医院 ②大阪市東成区深江北2丁目9番25号 ③平成21年6月30日

①山上眼科 ②大阪市東成区大今里南1丁目11番7号 ③平成21年8月31日

①大池クリニック ②大阪市生野区田島2丁目12番3号 ③平成21年7月31日

①熊谷内科クリニック ②大阪市住之江区粉浜1丁目5番34号 ③平成21年6月30日

①畑小児科 ②大阪市住吉区长居3丁目9番3号 ③平成21年6月11日

①羽野内科 ②大阪市平野区背戸口1丁目9番11号 ③平成21年7月11日

①いちき歯科 ②大阪市北区東天満1丁目10番10号 ③平成21年6月30日

①奥村歯科医院 ②大阪市北区天神橋2丁目3番22-302号 ③平成21年6月30日

①あいはら歯科・矯正歯科 ②大阪市都島区友渕町3丁目1番28号 ③平成21年6月30日

①たつや歯科医院 ②大阪市都島区内代町1丁目2番28号 ③平成21年6月30日

①清水歯科医院 ②大阪市中央区谷町8丁目2番13号 ③平成21年3月31日

①中山歯科医院 ②大阪市大正区泉尾1丁目22番6号 ③平成21年6月30日

①ワタルデンタルクリニック ②大阪市大正区平尾4丁目23番11-101号 ③平成20年9月30日

①近藤歯科医院 ②大阪市淀川区新高6丁目5番21号 ③平成17年5月31日

①守下歯科医院 ②大阪市東淀川区下新庄5丁目1番45号 ③平成21年5月30日

①岡歯科 ②大阪市城東区諏訪2丁目15番17号 ③平成21年6月1日

- ①茶屋町薬局 ②大阪市北区茶屋町 3 番 14 号 ③平成 21 年 6 月 30 日
①テイクファミリー薬局 ②大阪市淀川区西中島 3 丁目 14 番 27-101 号 ③平成 21 年 6 月 30 日
①みらい薬局 ②大阪市淀川区十三本町 1 丁目 5 番 8 号 ③平成 21 年 6 月 30 日
①永和薬局 ②大阪市生野区鶴橋 2 丁目 15 番 10 号 ③平成 21 年 6 月 30 日
①シルク薬局 ②大阪市住吉区墨江 4 丁目 10 番 7 号 ③平成 21 年 5 月 31 日
①大正区医師会訪問看護ステーション ②大阪市大正区泉尾 3 丁目 10 番 7 号
③平成 21 年 7 月 31 日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

大阪市告示第 925 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定による指定医療機関から、同法第 50 条の 2 の規定により、休止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

平成 21 年 9 月 11 日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③休止年月日

①松原診療所 ②大阪市平野区瓜破東 1 丁目 1 番 32 号 ③平成 21 年 7 月 1 日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

大阪市告示第 926 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定による指定医療機関から、同法第 50 条の 2 の規定により、再開の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

平成 21 年 9 月 11 日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③再開年月日

①光井歯科診療所 ②大阪市東淀川区大桐 1 丁目 16 番 11 号 ③平成 21 年 5 月 1 日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

大阪市告示第 927 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定による指定医療機関か

ら、同法第51条第1項の規定により、指定辞退の届出があったので、同法第55条の2第3号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③辞退年月日

①あおやま医院 ②大阪市福島区野田6丁目5番41-N102号 ③平成21年8月31日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)



大阪市告示第928号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（指定年月日）

①アセス ②大阪市北区本庄西1丁目9番12号 ③認知症対応型共同生活介護（平成21年5月1日） 介護予防認知症対応型共同生活介護（平成21年5月1日）

①セルバ ②大阪市西区北堀江1丁目1番23-8D ③福祉用具貸与（平成21年7月1日） 特定福祉用具販売（平成21年7月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成21年7月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成21年7月1日）

①介護支援センターライトナウ ②大阪市都島区都島北通2丁目22番19-101号 ③居宅介護支援（平成21年8月1日）

①ケアプランセンタースマイル ②大阪市都島区友渕町2丁目7番17-106号 ③居宅介護支援（平成21年7月1日）

①スギ薬局 都島毛馬店 ②大阪市都島区毛馬町2丁目10番1号 ③居宅療養管理指導（平成21年6月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成21年6月1日）

①いきいきハウスデイサービス ②大阪市福島区野田6丁目3番64号 ③通所介護（平成21年7月1日） 介護予防通所介護（平成21年7月1日）

①ケアプランセンターナービス大阪 ②大阪市中心区高麗橋1丁目7番3号 ③居宅介護支援（平成21年8月1日）

①さくら認知症対応型通所介護事業所 ②大阪市中心区農人橋1丁目4番20号 ③認知症対応型通所介護（平成21年8月1日） 介護予防認知症対応型通所介護（平成21年8月1日）

①ヘルパーステーションゆうき ②大阪市中心区上町1丁目26番8号 ③訪問

- 介護（平成21年6月1日） 介護予防訪問介護（平成21年6月1日）
- ①西区在宅デイサービスセンター ②大阪市西区新町4丁目5番14号 ③介護
予防通所介護（平成21年8月1日）
- ①生き生き介護センター（磯路） ②大阪市港区磯路2丁目21番3号 ③訪問
介護（平成21年7月1日） 介護予防訪問介護（平成21年7月1日）
- ①さくら・介護ステーション真心道 ②大阪市港区八幡屋1丁目13番10-105号
③介護予防訪問介護（平成21年7月1日）
- ①イー・サポートタウン大阪 ②大阪市大正区千島3丁目12番13-110号 ③訪
問介護（平成21年8月1日） 介護予防訪問介護（平成21年8月1日）
- ①エキスパートナースケアプランセンター ②大阪市大正区泉尾3丁目10番7
号 ③居宅介護支援（平成21年8月1日）
- ①エキスパートナース訪問看護ステーション ②大阪市大正区泉尾3丁目10番
7号 ③訪問看護（平成21年8月1日） 居宅療養管理指導（平成21年8月1
日） 介護予防居宅療養管理指導（平成21年8月1日） 介護予防訪問看護
（平成21年8月1日）
- ①居宅介護支援事業所めめんと・もり ②大阪市大正区泉尾4丁目14番23-202
号 ③居宅介護支援（平成21年7月1日）
- ①デイサービス優 ②大阪市天王寺区北河堀町7番16-1011号 ③通所介護
（平成21年8月1日） 介護予防通所介護（平成21年8月1日）
- ①訪問看護ステーションてくてく ②大阪市浪速区恵美須西3丁目3番26-206
号 ③訪問看護（平成21年8月1日） 介護予防訪問看護（平成21年8月1
日）
- ①西淀川区在宅デイサービスセンター ②大阪市西淀川区千舟2丁目7番7号
③介護予防通所介護（平成21年8月1日）
- ①思温第二クリニック ②大阪市淀川区西中島6丁目7番11号 ③訪問看護
（平成21年8月1日） 居宅療養管理指導（平成21年8月1日）
- ①エンパワーケアプラン研究所 ②大阪市東淀川区菅原6丁目28番3-101号
③訪問介護（平成21年8月1日） 居宅介護支援（平成21年8月1日）
- ①河東クリニック ②大阪市東淀川区小松4丁目10番12号 ③訪問看護（平成
21年7月1日） 居宅療養管理指導（平成21年7月1日） 介護予防居宅療養
管理指導（平成21年7月1日） 介護予防訪問看護（平成21年7月1日）
- ①ケア悠明 ②大阪市東淀川区大道南3丁目11番30号 ③居宅介護支援（平成
21年8月1日）
- ①アイアムケアサポートセンター ②大阪市生野区小路東2丁目21番8号 ③
居宅介護支援（平成21年8月1日）
- ①生野区医師会訪問看護ステーション ②大阪市生野区勝山北3丁目13番20号
③居宅療養管理指導（平成21年8月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平
成21年8月1日）
- ①イムノファーマシーいまざと薬局 ②大阪市生野区新今里1丁目18番25号
③居宅療養管理指導（平成21年8月1日）

- ①心楽 ②大阪市生野区巽中 3 丁目 16 番 2 号 ③居宅介護支援（平成 21 年 8 月 1 日）
- ①介護センターケアル ②大阪市生野区巽中 3 丁目 14 番 33-206 号 ③訪問介護（平成 21 年 8 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 21 年 8 月 1 日）
- ①居宅介護センター愛樹 ②大阪市生野区生野東 4 丁目 7 番 15 号 ③居宅介護支援（平成 21 年 7 月 1 日）
- ①デイサービスセンターハートフル桃谷 ②大阪市生野区桃谷 5 丁目 9 番 16 号 ③通所介護（平成 21 年 8 月 1 日） 介護予防通所介護（平成 21 年 8 月 1 日）
- ①ナチュラルデイサービス林寺の家 ②大阪市生野区林寺 5 丁目 8 番 3 号 ③認知症対応型通所介護（平成 21 年 5 月 1 日） 介護予防認知症対応型通所介護（平成 21 年 5 月 1 日）
- ①ナチュラル林寺デイサービス ②大阪市生野区林寺 6 丁目 2 番 15 号 ③通所介護（平成 21 年 7 月 1 日） 介護予防通所介護（平成 21 年 7 月 1 日）
- ①ファーストライフ ②大阪市生野区舍利寺 2 丁目 7 番 3-201 号 ③居宅介護支援（平成 21 年 8 月 1 日）
- ①フルサポート宙 ②大阪市生野区勝山北 3 丁目 8 番 23-A 号 ③訪問介護（平成 21 年 8 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 21 年 8 月 1 日）
- ①あさひ松栄 ②大阪市旭区高殿 6 丁目 24 番 23 号 ③居宅介護支援（平成 21 年 8 月 1 日）
- ①茶話本舗デイサービス新森公園 ②大阪市旭区新森 5 丁目 13 番 1 号 ③通所介護（平成 21 年 8 月 1 日）
- ①大きな木 ②大阪市城東区関目 5 丁目 6 番 12-201 号 ③訪問介護（平成 21 年 7 月 1 日） 居宅介護支援（平成 21 年 8 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 21 年 7 月 1 日）
- ①スギ薬局 城東東中浜店 ②大阪市城東区東中浜 5 丁目 7 番 7 号 ③居宅療養管理指導（平成 21 年 7 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 21 年 7 月 1 日）
- ①かるがも薬局 横堤店 ②大阪市鶴見区横堤 3 丁目 8 番 15 号 ③居宅療養管理指導（平成 20 年 8 月 1 日）
- ①ナカノケアプランサービス ②大阪市鶴見区浜 4 丁目 5 番 16 号 ③居宅介護支援（平成 21 年 8 月 1 日）
- ①つるみケアマネジメントセンター ②大阪市鶴見区浜 2 丁目 5 番 5 号 ③居宅介護支援（平成 20 年 10 月 1 日）
- ①加藤クリニック ②大阪市阿倍野区帝塚山 1 丁目 23 番 14 号 ③訪問看護（平成 18 年 1 月 1 日） 訪問リハビリテーション（平成 18 年 1 月 1 日） 居宅療養管理指導（平成 18 年 1 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 18 年 1 月 1 日） 介護予防訪問看護（平成 18 年 1 月 1 日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成 18 年 1 月 1 日）
- ①加藤クリニックケアプランセンター ②大阪市阿倍野区帝塚山 1 丁目 23 番 14 号 ③居宅介護支援（平成 21 年 8 月 1 日）

①訪問看護ステーションぐりーんりーふ ②大阪市阿倍野区西田辺町 2 丁目 11 番 6-203 号 ③訪問看護（平成 21 年 8 月 1 日） 介護予防訪問看護（平成 21 年 8 月 1 日）

①住之江区在宅デイサービスセンター ②大阪市住之江区御崎 4 丁目 6 番 10 号 ③介護予防通所介護（平成 21 年 8 月 1 日）

①ダスキンヘルスレント住之江ステーション ②大阪市住之江区緑木 2 丁目 5 番 53 号 ③福祉用具貸与（平成 21 年 8 月 1 日） 特定福祉用具販売（平成 21 年 8 月 1 日） 特定介護予防福祉用具販売（平成 21 年 8 月 1 日） 介護予防福祉用具貸与（平成 21 年 8 月 1 日）

①わか介護サービス住之江 ②大阪市住之江区安立 1 丁目 6 番 15-302 号 ③居宅介護支援（平成 21 年 8 月 1 日）

①ウィズケアレンタルサービス ②大阪市住吉区我孫子東 1 丁目 1 番 7 号 ③福祉用具貸与（平成 21 年 8 月 1 日） 介護予防福祉用具貸与（平成 21 年 8 月 1 日）

①介護ユニットケアプランコロバ ②大阪市住吉区遠里小野 2 丁目 1 番 26-301 号 ③居宅介護支援（平成 21 年 7 月 1 日）

①古今堂薬局 ②大阪市住吉区我孫子 1 丁目 7 番 7 号 ③居宅療養管理指導（平成 21 年 3 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 21 年 3 月 1 日）

①ケアプランセンターさっちゃん ②大阪市東住吉区今川 7 丁目 15 番 18 号 ③居宅介護支援（平成 21 年 8 月 1 日）

①スーパーコート福祉用具事業所 ②大阪市東住吉区西今川 3 丁目 15 番 10-201 号 ③福祉用具貸与（平成 21 年 8 月 1 日） 特定福祉用具販売（平成 21 年 8 月 1 日） 特定介護予防福祉用具販売（平成 21 年 8 月 1 日） 介護予防福祉用具貸与（平成 21 年 8 月 1 日）

①ツクイ東住吉 ②大阪市東住吉区杭全 5 丁目 5 番 22 号 ③通所介護（平成 21 年 8 月 1 日） 介護予防通所介護（平成 21 年 8 月 1 日）

①ヒカル介護サービス ②大阪市東住吉区東田辺 2 丁目 3 番 5-102 号 ③訪問介護（平成 21 年 8 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 21 年 8 月 1 日）

①ピュアケアステーション ②大阪市東住吉区北田辺 6 丁目 16 番 21 号 ③訪問介護（平成 21 年 8 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 21 年 8 月 1 日）

①スギ薬局 出戸店 ②大阪市平野区長吉長原西 1 丁目 3 番 26 号 ③居宅療養管理指導（平成 20 年 10 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 20 年 10 月 1 日）

①デイサービス豆の木 ②大阪市平野区喜連 1 丁目 5 番 34 号 ③通所介護（平成 21 年 7 月 1 日） 介護予防通所介護（平成 21 年 7 月 1 日）

①おうち ②大阪市西成区山王 2 丁目 14 番 15 号 ③通所介護（平成 21 年 8 月 1 日） 介護予防通所介護（平成 21 年 8 月 1 日）

①おうちケアプランセンター ②大阪市西成区山王 2 丁目 14 番 15 号 ③居宅介護支援（平成 21 年 8 月 1 日）

①ダイキョー介護サービス ②大阪市西成区玉出西 2 丁目 3 番 1 号 ③訪問介

護（平成21年7月1日） 福祉用具貸与（平成21年7月1日） 特定福祉用具販売（平成21年7月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成21年7月1日）

介護予防訪問介護（平成21年7月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成21年7月1日）

①ドリー夢1ケアセンター ②大阪市西成区聖天下2丁目10番3号 ③訪問介護（平成21年7月1日） 介護予防訪問介護（平成21年7月1日）

①ババ福祉用具センター ②大阪市西成区南津守5丁目6番12号 ③福祉用具貸与（平成21年8月1日） 特定福祉用具販売（平成21年8月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成21年8月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成21年8月1日）

①訪問介護ステーションキティー ②大阪市西成区玉出中2丁目5番3号 ③訪問介護（平成21年8月1日） 介護予防訪問介護（平成21年8月1日）

（健康福祉局生活福祉部生活保護担当）



大阪市告示第929号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定による指定介護機関から、同条第4項において準用する同法第50条の2の規定により、変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（変更年月日）

①ダスキンヘルスレント野田阪神ステーション ②（旧）：大阪市福島区大開2丁目3番5号 （新）：大阪市福島区海老江5丁目2番2-704号 ③福祉用具貸与（平成21年7月1日） 特定福祉用具販売（平成21年7月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成21年7月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成21年7月1日）

①（旧）：日本橋居宅介護支援事業所（開設者：医療法人 若弘会） （新）：日本橋居宅介護支援事業所（開設者：社会医療法人 若弘会） ②大阪市浪速区日本橋5丁目9番22号 ③居宅介護支援（平成21年7月1日）

①（旧）：日本橋老人訪問看護ステーション（開設者：医療法人 若弘会） （新）：日本橋老人訪問看護ステーション（開設者：社会医療法人 若弘会） ②大阪市浪速区日本橋5丁目9番22号 ③訪問看護（平成21年7月1日） 介護予防訪問看護（平成21年7月1日）

①ケアプランセンターみてじま ②（旧）：大阪市西淀川区御幣島4丁目4番20号 （新）：大阪市西淀川区竹島3丁目2番12号 ③居宅介護支援（平成21年7月21日）

- ①（旧）：マザー介護訪問看護ステーション （新）：マザー訪問看護ステーション ②大阪市西淀川区野里1丁目25番3号 ③訪問看護（平成21年7月1日） 介護予防訪問看護（平成21年7月1日）
- ①かえでケアサービス ②（旧）：大阪市阿倍野区阪南町7丁目9番31号 （新）：大阪市阿倍野区阪南町7丁目6番3号 ③訪問介護（平成20年7月1日） 介護予防訪問介護（平成20年7月1日）
- ①介護ユニットコロボ ②（旧）：大阪市住吉区遠里小野2丁目1番27-703号 （新）：大阪市住吉区遠里小野2丁目1番26-301号 ③訪問介護（平成21年3月1日） 福祉用具貸与（平成21年3月1日） 介護予防訪問介護（平成21年3月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成21年3月1日）
- ①総合福祉ツクイ東住吉 ②（旧）：大阪市東住吉区中野2丁目5番3号 （新）：大阪市東住吉区杭全5丁目5番22号 ③訪問介護（平成21年8月1日） 訪問入浴介護（平成21年8月1日） 介護予防訪問介護（平成21年8月1日） 介護予防訪問入浴介護（平成21年8月1日）
- ①介護ヘルパーステーション豆の木 ②（旧）：大阪市平野区喜連5丁目5番53号 （新）：大阪市平野区喜連1丁目5番34号 ③訪問介護（平成21年7月1日） 介護予防訪問介護（平成21年7月1日）
- ①ビーンスマイル ②（旧）：大阪市平野区喜連5丁目5番53号 （新）：大阪市平野区喜連1丁目5番34号 ③居宅介護支援（平成21年7月1日）
（健康福祉局生活福祉部生活保護担当）



大阪市告示第930号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定による指定介護機関から、同条第4項において準用する同法第50条の2の規定により、廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

- ①名称 ②所在地 ③介護機関種別（廃止年月日）
- ①株式会社コスモホームヘルプサービス ②大阪市北区西天満4丁目9番12号 ③福祉用具貸与（平成21年7月31日） 特定福祉用具販売（平成21年7月31日） 特定介護予防福祉用具販売（平成21年7月31日） 介護予防福祉用具貸与（平成21年7月31日）
- ①らくろうの丘 ②大阪市北区本庄西1丁目9番12号 ③認知症対応型共同生活介護（平成21年4月30日） 介護予防認知症対応型共同生活介護（平成21年4月30日）
- ①ダスキンヘルスレント心斎橋ステーション ②大阪市中央区南船場2丁目11

番12号 ③福祉用具貸与（平成21年7月31日） 特定福祉用具販売（平成21年7月31日） 特定介護予防福祉用具販売（平成21年7月31日） 介護予防福祉用具貸与（平成21年7月31日）

①さくら・介護ステーション真心道 ②大阪市港区八幡屋1丁目13番10-105号
③訪問介護（平成21年6月30日） 介護予防訪問介護（平成21年6月30日）

①さくら支援ステーション真心道 ②大阪市港区八幡屋1丁目13番10-105号
③居宅介護支援（平成21年6月30日）

①大和診療所 ②大阪市港区磯路2丁目1番11号 ③訪問看護（平成16年6月30日）
訪問リハビリテーション（平成16年6月30日） 居宅療養管理指導（平成16年6月30日）
介護予防居宅療養管理指導（平成16年6月30日） 介護予防訪問看護（平成16年6月30日）
介護予防訪問リハビリテーション（平成16年6月30日）

①大正区医師会ケアプランセンター ②大阪市大正区泉尾3丁目10番7号 ③
居宅介護支援（平成21年7月31日）

①大正区医師会訪問看護ステーション ②大阪市大正区泉尾3丁目10番7号
③訪問看護（平成21年7月31日） 介護予防訪問看護（平成21年7月31日）

①ケアプランセンターナービス上本町 ②大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番52-107号
③居宅介護支援（平成21年7月31日）

①牛尾整形外科 ②大阪市東淀川区瑞光4丁目1番18号 ③訪問看護（平成21年6月30日）
訪問リハビリテーション（平成21年6月30日） 居宅療養管理指導（平成21年6月30日）
介護予防居宅療養管理指導（平成21年6月30日）
介護予防訪問看護（平成21年6月30日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成21年6月30日）

①大池クリニック ②大阪市生野区田島2丁目12番3号 ③訪問看護（平成21年7月31日）
訪問リハビリテーション（平成21年7月31日） 通所リハビリテーション（平成21年7月31日）
居宅療養管理指導（平成21年7月31日）
介護予防居宅療養管理指導（平成21年7月31日） 介護予防訪問看護（平成21年7月31日）
介護予防訪問リハビリテーション（平成21年7月31日）

①居宅介護センター愛樹 ②大阪市生野区生野東4丁目7番15号 ③特定福祉用具販売（平成21年7月28日）

①ケアセンターきりん ②大阪市旭区高殿3丁目27番17号 ③福祉用具貸与（平成21年4月1日）
特定福祉用具販売（平成21年4月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成21年4月1日）
介護予防福祉用具貸与（平成21年4月1日）

①ケアプランまつえ ②大阪市旭区高殿6丁目24番23号 ③居宅介護支援（平成21年7月31日）

①加藤クリニック ②大阪市阿倍野区帝塚山1丁目23番14号 ③訪問看護（平成17年12月31日）
訪問リハビリテーション（平成17年12月31日） 居宅療養管理指導（平成17年12月31日）
介護予防居宅療養管理指導（平成17年12月31日） 介護予防訪問看護（平成17年12月31日）
介護予防訪問リハビリテーション

ョン（平成17年12月31日）

①太陽訪問介護センター ②大阪市阿倍野区阪南町 2 丁目 27 番 12-101 号 ③訪問介護（平成21年 4 月 30日） 介護予防訪問介護（平成21年 4 月 30日）

①シルク薬局 ②大阪市住吉区墨江 4 丁目 10 番 7 号 ③居宅療養管理指導（平成21年 5 月 31日）

（健康福祉局生活福祉部生活保護担当）



大阪市告示第931号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術者を指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年 9 月 11 日

大阪市長 平 松 邦 夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日

①千葉 勇 ②一二三整骨院 ③大阪市都島区都島北通 1 丁目 11 番 15-201 号
④平成21年 7 月 31 日

①作田 祐亮 ②野田駅前整骨院 ③大阪市福島区野田 3 丁目 13 番 21 号 ④平成21年 7 月 16 日

①谷 浩治 ②谷鍼灸マッサージ院 ③大阪市福島区大開 4 丁目 1 番 11-905 号
④平成21年 7 月 15 日

①梅田 明奈 ②いろは鍼灸整骨院 ③大阪市港区市岡 2 丁目 5 番 25 号 ④平成21年 8 月 1 日

①落合 健太 ②オレンジ整骨院 ③大阪市天王寺区味原町 13 番 10 号 ④平成21年 9 月 1 日

①山田 まり ②ヘルスケア治療院 ③大阪市天王寺区味原町 2 番 10 号 ④平成21年 8 月 1 日

①両亭 健 ②駅前整骨院 ③大阪市淀川区塚本 2 丁目 23 番 10 号 ④平成21年 7 月 1 日

①廣野 斗紀 ②秦鍼灸治療所 ③大阪市淀川区十八条 1 丁目 1 番 35 号 ④平成21年 8 月 1 日

①古川 雄介 ②ヘルスケア治療院 ③大阪市淀川区西宮原 1 丁目 6 番 30-606 号 ④平成21年 8 月 1 日

①和中 洋 ②木村整骨院和中 ③大阪市東淀川区東淡路 4 丁目 18 番 7 号 ④平成20年 11 月 1 日

①小藪 真嗣 ②せんば鍼灸整骨院 ③大阪市東成区東中本 2 丁目 4 番 14 号
④平成21年 4 月 1 日

①橋本 啓 ②あおぞら整骨院 ③大阪市東成区深江北 2 丁目 4 番 31 号 ④平

成21年 6 月 1 日

①山城 誓司 ②よしはらたつみ鍼灸整骨院 ③大阪市生野区巽東 2 丁目10番
2 号 ④平成21年 7 月 9 日

①中野 由記 ②いやし整骨院 ③大阪市旭区千林 2 丁目 7 番20号 ④平成21
年 8 月 1 日

①上羽坪 真紀 ②玄武堂鍼灸院関目 ③大阪市城東区関目 5 丁目14番 2 -203
号 ④平成21年 8 月 3 日

①北山 泰士 ②あおぞら整骨院 ③大阪市城東区東中浜 8 丁目 3 番16号 ④
平成21年 7 月 7 日

①松井 良介 ②玄武堂鍼灸院関目 ③大阪市城東区関目 5 丁目14番 2 -203号
④平成21年 8 月 3 日

①渡邊 晴未 ②玄武堂鍼灸院関目 ③大阪市城東区関目 5 丁目14番 2 -203号
④平成21年 8 月 3 日

①高木 聖志 ②高木整骨院 ③大阪市鶴見区今津中 3 丁目 4 番37号 ④平成
21年 8 月10日

①古庄 新二 ②ことぶき整骨院 ③大阪市鶴見区横堤 1 丁目11番46号 ④平
成21年 7 月10日

①石田原 啓 ②万代柔道整骨院 分院 ③大阪市阿倍野区帝塚山 1 丁目12番
14号 ④平成21年 7 月 1 日

①王野 美保 ②らいふマッサージ治療院 阿倍野店 ③大阪市阿倍野区桃ヶ
池町 2 丁目 7 番 4 -201号 ④平成21年 7 月 1 日

①嶋田 まり子 ②にこにこ整骨院 ③大阪市阿倍野区阪南町 7 丁目 8 番 1 号
④平成21年 7 月 1 日

①佐々木 美知恵 ②はなみずき整骨院 ③大阪市住之江区中加賀屋 3 丁目12
番15号 ④平成21年 8 月 1 日

①千野 一茂 ②きた整骨院 ③大阪市住之江区浜口東 3 丁目 3 番19号 ④平
成21年 4 月 1 日

①安田 かよ子 ②あいわ鍼灸院 ③大阪市住之江区粉浜 3 丁目 7 番13号 ④
平成21年 8 月 1 日

①池田 修 ②いけだ整骨院 ③大阪市住吉区南住吉 2 丁目 8 番34-101号 ④
平成21年 8 月 3 日

①及川 賢治 ②暁岩村整骨院 ③大阪市住吉区荻田 4 丁目10番16号 ④平成
21年 8 月 1 日

①木下 孝則 ②さくら整骨院 ③大阪市住吉区東粉浜 3 丁目30番20号 ④平
成21年 7 月24日

①小寺 厚介 ②長田整骨院 ③大阪市住吉区長峽町 7 番28号 ④平成21年 8
月 1 日

①山本 昌美 ②らいふマッサージ治療院 住吉店 ③大阪市住吉区荻田 1 丁
目 8 番 3 -103号 ④平成21年 8 月 1 日

①宮坂 輝 ②ラスパ深井整骨院 ③大阪市東住吉区矢田 5 丁目 4 番 1 号 ④

平成21年7月1日

①田渕 正和 ②たぶち整骨院 ③大阪市平野区長吉六反3丁目21番13-103号
④平成21年8月4日

①並木 直人 ②わたなべ整骨院 ③大阪市平野区喜連東1丁目2番21号 ④
平成21年7月27日

①松島 俊之 ②松島訪問マッサージ ③大阪市平野区平野西1丁目10番31-
305号 ④平成21年8月4日

①城戸 一也 ②きど整骨院 ③大阪市西成区潮路1丁目9番19号 ④平成21
年8月3日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)



大阪市告示第932号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の
規定による指定施術者から、同法第55条において準用する同法第50条の2の規
定により、変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次
のとおり告示する。

平成21年9月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④変更年月日

①（旧）：岸本 祐輔 （新）：岡本 祐輔 ②高橋大国整骨院 ③大阪市浪
速区敷津西1丁目5番11号 ④平成21年8月1日

①伊藤 正弘 ②（旧）：いとう鍼灸整骨院 （新）：あい整骨院 ③大阪市
生野区勝山北4丁目1番4号 ④平成21年7月1日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)



大阪市告示第933号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の
規定による指定施術者から、同法第50条の2の規定により、廃止の届出があっ
たので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①堀井 僚子 ②堀井鍼灸あんま院 ③大阪市大正区三軒家東1丁目14番30-
101号 ④平成20年3月18日

- ①木村 文規 ②木村整骨院和中 ③大阪市東淀川区東淡路 4 丁目 18 番 7 号
④平成 19 年 4 月 27 日
- ①平川 清 ②平川整骨院 ③大阪市生野区田島 2 丁目 4 番 19 号 ④平成 21 年
7 月 11 日
- ①鍵谷 武志 ②いやし整骨院 ③大阪市旭区千林 2 丁目 7 番 20 号 ④平成 21
年 7 月 31 日
- ①小藪 真嗣 ②せんば鍼灸整骨院 ③大阪市城東区東中浜 5 丁目 2 番 7 号
④平成 21 年 3 月 31 日
- ①加藤 豪 ②すこやか整骨院 ③大阪市鶴見区今津中 5 丁目 4 番 11 号 ④平
成 21 年 7 月 28 日
- ①千野 一茂 ②キタ整骨院 ③大阪市阿倍野区王子町 2 丁目 16 番 9 号 ④平
成 21 年 3 月 31 日
- ①井下 智章 ②きた整骨院 ③大阪市住之江区浜口東 3 丁目 3 番 19 号 ④平
成 21 年 3 月 31 日
- ①石田 恭治 ②暁岩村整骨院 ③大阪市住吉区荻田 4 丁目 10 番 16 号 ④平成
21 年 7 月 31 日
- ①吉井 麻峰子 ②矢田整骨院 ③大阪市東住吉区矢田 2 丁目 9 番 16 号 ④平
成 21 年 7 月 31 日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)



大阪市告示第 934 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 21 年 9 月 11 日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ポートタウンショッピングセンター
大阪市住之江区南港中 2 丁目 1 番 109 号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
大阪港振興株式会社 代表取締役 松田 正一
大阪市港区築港 3 丁目 7 番 15 号
- (3) 変更事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行うものの開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
カナート株式会社	午前 10 時	午後 8 時
その他の小売業者		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
カナート株式会社	午前 10 時	午後 9 時
その他の小売業者	変更なし	

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時 45 分から午後 8 時 15 分まで

(変更後) 午前 9 時 45 分から午後 9 時 15 分まで

(4) 変更年月日

平成 21 年 9 月 11 日

(5) 上記(3)に掲げるもの以外の事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

カナート株式会社 代表取締役 内山 悟志 他 31 者

② 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

90 台 (ポートタウン中央駐車場)

イ 駐輪場の収容台数

300 台

ウ 荷さばき施設の面積

565.8m²

エ 廃棄物等の保管施設の容量

20.6m³

③ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数

入口 1 箇所、出口 1 箇所

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

2 届出年月日

平成 21 年 8 月 28 日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済局産業振興部商業振興担当

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所 7 階

(2) 期間

平成 21 年 9 月 11 日 (金) から平成 22 年 1 月 12 日 (火) まで

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで (日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市

の休日を除く。)

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年 1 月12日 (火)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済局産業振興部商業振興担当)



大阪市告示第935号

大阪市中央卸売市場業務条例（昭和46年大阪市条例第40号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり中央卸売市場本場及び東部市場を臨時開場及び臨時休業する。

平成21年 9 月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 臨時開場日

平成22年 5 月 4 日 (火)

平成22年 12 月 26 日 (日)

2 臨時休業日

平成22年 1 月 27 日 (水)

平成22年 2 月 24 日 (水)

平成22年 3 月 3 日 (水)

平成22年 3 月 10 日 (水)

平成22年 3 月 17 日 (水)

平成22年 4 月 7 日 (水)

平成22年 4 月 14 日 (水)

平成22年 5 月 12 日 (水)

平成22年 5 月 26 日 (水)

平成22年 6 月 2 日 (水)

平成22年 6 月 9 日 (水)

平成22年 6 月 16 日 (水)

平成22年 6 月 23 日 (水)

平成22年 7 月 7 日 (水)

平成22年 7 月 14 日 (水)

平成22年 7 月 28 日 (水)

平成22年 8 月 14 日 (土)

平成22年 8 月 16 日 (月)

平成22年 8 月 25 日 (水)

平成22年 9 月 8 日 (水)

平成22年10月 6 日 (水)

平成22年10月 27 日 (水)

平成22年11月 10 日 (水)

平成22年12月 8 日 (水)

(中央卸売市場 企画担当)

**大阪市告示第936号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年 9 月 11 日

大阪市長 平 松 邦 夫

路 線 名	区 間	旧 新 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長
露天神東門通線	北区曾根崎 2 丁目 15番の 5 地から 同区同 2 丁目 15番の 5 地まで	旧	m 2. 43 ～2. 60	m 15. 01
		新	3. 08 ～3. 23	15. 01
	北区曾根崎 2 丁目 19番の 9 地から 同区同 2 丁目 19番の10地まで	旧	2. 76	21. 69
		新	3. 38	21. 69

(建設局管理部管理担当)

**大阪市告示第937号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供

する。

平成21年 9 月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

路 線 名	区 間	供用開始の期日
露天神東門通線	北区曽根崎 2 丁目 15番の 5 地から 同区同 2 丁目 15番の 5 地まで	告 示 の 日
	北区曽根崎 2 丁目 19番の 9 地から 北区同 2 丁目 19番の10地まで	告 示 の 日

(建設局管理部管理担当)

大阪市告示第938号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年 9 月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成21年 9 月25日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	自動二輪車 (ホンダ 黒色)	都島区友渚町 1 丁目 3 番先
2	自動二輪車 (スズキ 灰色)	住之江区中加賀屋 1 丁目 5 番先
3	自動二輪車 (ヤマハ 青色)	北区長柄西 1 丁目 1 番先
4	自動二輪車 (ヤマハ 青色)	北区豊崎 7 丁目 7 番先

(建設局管理部路上違反物件担当)

大阪市監査委員告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成20年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成21年9月11日

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

平成20年度定期監査等結果報告の公表

（市民局市民部区政支援担当、区政改革担当、地域振興担当、市民活動担当、住民情報担当、施設整備担当、住民運動支援・調整担当、安全まちづくり担当及び定額給付金担当所管事務並びに区役所所管事務（総務担当、区民企画担当、総合企画担当、地域振興担当、市民協働担当及び住民情報担当を中心に））

第 1 監査の概要**1 監査の期間**

平成21年2月16日から同年3月27日まで

2 監査の対象

市民局市民部区政支援担当、区政改革担当、地域振興担当、市民活動担当、住民情報担当、施設整備担当、住民運動支援・調整担当、安全まちづくり担当及び定額給付金担当所管事務並びに区役所所管事務（総務担当、区民企画担当、総合企画担当、地域振興担当、市民協働担当及び住民情報担当を中心に）

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、市民局市民部区政支援担当、区政改革担当、地域振興担当、市民活動担当、住民情報担当、施設整備担当、住民運動支援・調整担当、安全まちづくり担当及び定額給付金担当所管事務並びに区役所所管事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成20年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。なお、区役所所管事務については、24区役所のうち2区役所（此花区及び生野区）を抽出した。

（職制については、平成21年4月1日実施の職制改正前のものである。）

(1) 監査の主な着眼点

- ア 現金、有価証券等の取扱いは適切に行われているか。
- イ 収入関係事務は適切に行われているか。
- ウ 超過勤務手当に係る事務は適切に行われているか。
- エ 補助金に係る事務は適切に行われているか。
- オ 委託契約等に係る事務は適切に行われているか。
- カ 財産管理事務は適切に行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施し、現金等検査については、区役所総務担当、区民企画担当、住民情報担当及び支援運営担当等を抽出のうえ実施した。重点的に調査を行った項目は、以下のとおりである。

ア 現金等について、現金等検査を実施し、出納簿等との照合を行った。

イ 使用料等の収入について、納入通知書等を閲覧し、納期限の設定等は適切かの確認を行った。

ウ 超過勤務手当について、抽出により超過勤務命令簿の命令行為や現認行為等の手続と時間外勤務の理由について確認を行った。また、休暇簿等との整合性の確認を行った。

エ 補助金について、実績報告書等を閲覧し、具体的な使途内容が記載されているかの確認を行った。

オ 委託契約等について、入札関係書類、契約決議書、精算報告書等を閲覧し、入札等により競争性が確保されているか、履行確認等について適切に行われているかの確認を行った。

カ 備品について、備品台帳に基づき抽出により現物と照合し、行政財産の目的外使用許可については、使用許可申請書、減免申請書等を閲覧し、許可事務が適切に行われているかの確認を行った。

第 2 事務の概要

市民局市民部区政支援担当では、市役所及び区役所の事務の連絡調整、区の予算、決算及び物品に関する事務等、区政改革担当では、「区政改革基本方針」の推進に係る総合調整、進捗管理及び指導に関する事務、地域振興担当では、地域の振興及び地域集会施設の整備に関する事務等、市民活動担当では、市民活動の推進及び市民活動団体との協働の推進に関する事務等、住民情報担当では、戸籍、住民基本台帳及び外国人登録関係事務の統括及び指導に関する事務、施設整備担当では、区役所庁舎及び区役所附設会館の整備に関する事務等、住民運動支援・調整担当では、西成区、浪速区及び生野区における住民運動の支援及び連携・調整に関する事務、安全まちづくり担当では、犯罪被害の防止その他安全なまちづくりに関する総合的企画、調査、推進及び連絡調整に関する事務等、定額給付金担当では、定額給付金の支給に関する事務を行っている。

また、区役所は、総務担当、区民企画担当、住民情報担当、保険年金担当等からなっており、保健福祉センターは、支援運営担当、地域保健福祉担当等からなっている。今回、主に対象とした総務担当及び区民企画担当等では、区役所及び保健福祉センターの文書、人事、給与、予算、決算及び物品に関する事務、庁舎の維持管理に関する事務、地域の振興に関する事務等を行っており、住民情報担当では、戸籍及び住民基本台帳等に関する事務等を行っている。

なお、市民局市民部職員配置状況は表－ 1、此花区役所及び生野区役所職

員配置状況は表－2、主な証明書取扱件数は表－3のとおりである。

表－1 市民局市民部職員数

(単位：名)

担 当 名	事務職員	再任用職員	嘱託職員	計
区 政 支 援	26	18	7	51
区 政 改 革	3	0	0	3
地 域 振 興	7	0	0	7
市 民 活 動	8	0	0	8
住 民 情 報	12	0	0	12
施 設 整 備	7	0	0	7
住民運動支援・調整	2	0	0	2
安 全 ま ち づ くり	6	0	0	6
定 額 給 付 金	4	0	0	4

(注) 平成21年2月1日現在

表－2 区役所職員数

(単位：名)

区名	此花区	生野区
職員数	158	288

(注) 平成21年2月1日現在

表－3 主な証明書取扱件数（平成19年度）

(単位：件)

	戸籍事務関係		住民基本台帳事務関係			印鑑証明
	謄本	抄本	住民票	記載事項 証 明	戸籍の 附票の写し	
24 区役所	553, 018	116, 609	1, 206, 108	85, 371	115, 349	942, 901
郵送事務処理センター・証明書発行コーナー	5, 552	520	311, 320	76	1, 317	1, 067
梅 田 サービスカウンター	22, 310	5, 914	40, 079	1, 932	3, 131	23, 661
難 波 サービスカウンター	10, 038	2, 256	21, 902	940	1, 198	12, 702
天 王 寺 サービスカウンター	9, 414	4, 400	16, 957	1, 133	695	11, 483

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

I 市民局市民部区政支援担当、区政改革担当、地域振興担当、市民活動担当、住民情報担当、施設整備担当、住民運動支援・調整担当、安全まちづ

くり担当及び定額給付金担当所管事務**1 住民票受付簿の取扱いについて注意を要するもの**

郵送事務処理センターにおいては、金融機関等の第三者からの郵送請求による「住民票の写し」の交付に係る金券（郵便小為替）の收受及び精算を、「住民票受付簿（郵送用）」により、日々、請求者ごとに管理しているが、訂正箇所が必要とされる訂正印がなく、修正液で訂正しているものもあった。また、郵送請求時に同封されていた返信用切手の收受等について記載されていないもの及び返信用切手が同封されていない場合には、本市の切手による立替や当該請求者に返戻予定の郵便小為替から切手の購入が行われていたが、それらの処理経過等について記載されていないものが見受けられたので、注意されたい。（区政支援担当）

2 時間外勤務の命令手続について注意を要するもの

総務局作成の「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、時間外勤務は、あくまでも臨時の必要がある場合において命じることができるものであるとの認識に立って、時間外勤務を命ずる場合にはその必要性を十分精査し、超過勤務命令簿への記載にあたっては、市民への説明責任の観点から業務内容や時間外勤務を行わなければならない理由について具体的に記載することとされている。

しかしながら、超過勤務命令簿（平成20年10月分を抽出）を確認したところ、「早急に（行う必要がある）」等と記載されるだけで、期限との関係等が必ずしも明らかではなく、時間外勤務が必要とされる理由が不明確なものが見受けられたので、注意されたい。

・区政支援担当	63件	・住民情報担当	16件
・地域振興担当	21件	・施設整備担当	47件
・市民活動担当	16件	・安全まちづくり担当	6件

（区政支援担当、地域振興担当、市民活動担当、住民情報担当、施設整備担当、安全まちづくり担当）

3 補助金について**(1) 補助金交付要綱への必要事項の明記を要するもの**

総務局、財政局及び会計室作成の「補助金等交付要綱標準モデル」によれば、交付要綱には、補助対象経費及び補助率を明確に規定することとされているが、「大阪市コミュニティ協会コミュニティ促進事業補助金」ほか1件について、支出科目が特定されていないなど補助対象経費が詳細かつ具体的でないもの、また、「地域集会施設設置補助金」について補助率の記載がないものが見受けられた。

補助金の恣意的な運用を防止するとともに、補助の妥当性及び有効性の確保など補助金事業を適正に執行するため、補助金交付要綱には必要事項を明記するよう注意されたい。

（地域振興担当、安全まちづくり担当）

(2) 補助金交付要綱所定の処理期間内に交付決定を行うよう注意を要す

るもの

交付要綱には申請を受け付けてから交付決定を行うまでの処理期間が定められているが、「地域集会施設設置補助金」及び「地域集会施設改修整備補助金」について、20日間の処理期間内に交付決定がなされていないものが見受けられたので、注意されたい。（地域振興担当）

(3) 補助対象事業の実施前に交付決定を行うよう注意を要するもの

平成20年度の「大阪市コミュニティ協会コミュニティ促進事業補助金」については、年度を通じた補助であるにもかかわらず、平成21年2月26日に交付申請が、同年3月25日に交付決定がなされていた。

年度を通じた補助については、年度当初までに交付申請を受け、交付決定を行うよう注意されたい。（地域振興担当）

(4) 補助金額及び補助率について見直しを要するもの

財政局作成の「補助金等のあり方に関するガイドライン」によれば、補助対象経費や補助金額、補助率の妥当性かつ明確性が求められており、とりわけ、イベント・大会等事業補助については、公益性や、他団体との公平性の観点にたち、基本的には廃止も視野に個別に検証を行うこととされているが、「大阪市地域振興会大会・大阪市赤十字奉仕団大会開催事業補助金」については、平成15年度の補助金交付開始以降、補助金額がほぼ定額で、補助率も100%となっていることもあり、現在の大会の実施内容の精査や独自収入の確保及び大阪市地域振興会等からの負担の確保等により大会収支の改善を図るなど、補助金額及び補助率について見直しを図られたい。

・平成20年度補助金額 8,232,000円 （地域振興担当）

(5) 補助金の執行状況に係る指導について注意を要するもの

コミュニティづくりをはじめ、行政情報の周知等行政協力を担う大阪市各区地域振興会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し、「地域振興活動補助金」が交付されているが、此花区及び生野区における平成19年度の執行状況を調査した結果、後記（Ⅲ－4に記載）のとおり、精算報告書に添付された領収書に不備が見受けられたので、各区の指導について注意されたい。

・平成19年度補助金額 183,422,349円（24区合計）

（地域振興担当）

4 市職員のみで構成される協議会に対する交付金支出について見直しを要するもの

戸籍・住民基本台帳に関する事務処理の改善を図るとともに、関係法令及び実例等の研究、参考資料の収集並びに会員相互の連携を緊密にすることによって、戸籍事務及び住民基本台帳事務の適正かつ円滑なる運営に資することを目的とし、「大阪市戸籍住民基本台帳事務協議会」が

組織されており、各区の住民情報担当を隔年ごとに事務局として24区役所及び市民局職員を構成員として運営されている。

本協議会については、本市とは別個の任意団体として位置づけられ、市民局から事務局区に対し予算配分される交付金に基づく団体会計（公金外現金）からの経費支出により、幹事会及び研修会等を実施しているが、本市職員のみを構成員とする団体であり、団体会計とする意義に乏しいことから交付金支出について見直されたい。

また、外国人登録等事務の適正かつ円滑なる運営に資することを目的とし、「大阪市外国人登録事務協議会」が組織されており、生野区住民情報担当を事務局として24区役所及び市民局職員を構成員として運営され、生野区独自予算から支出される交付金に基づく団体会計（公金外現金）からの経費支出により、幹事会及び研修会等を実施しているが、上記同様、本市職員のみを構成員とする団体であり、団体会計とする意義に乏しいことから、交付金の支出について見直しを指導されたい。

（住民情報担当）

Ⅱ 市民局市民部区政支援担当、区政改革担当、地域振興担当、市民活動担当、住民情報担当、施設整備担当、住民運動支援・調整担当、安全まちづくり担当及び定額給付金担当所管事務に関する意見

1 区役所附設会館の利用率向上について

コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とし、区役所附設会館が設置されている。

区役所附設会館の平成20年度の平均利用率は56.7%であり、市民局長改革マニフェストにおける目標の50%は達成しているが、他の本市施設等を参考に、使用申請受理開始日の設定を現行の使用期日の3か月前（ただし、各区コミュニティ協会等の優先使用分は6か月前）から前倒しにするなど、更なる利用率向上策を検討されたい。

（地域振興担当）

2 協議会に対する分担金額の積算について

「大阪府外国人登録事務協議会」は、前記（Ⅰ－4に記載）の「大阪市外国人登録事務協議会」の上位組織であり、大阪市外国人登録事務協議会会長（生野区長）が会長を務め、本市生野区住民情報担当を事務局とし、大阪府内の市町村外国人登録事務担当職員から構成されており、理事会及び研修会等を実施している。

また、「大阪府戸籍住民基本台帳事務協議会」は、前記（Ⅰ－4に記載）の「大阪市戸籍住民基本台帳事務協議会」の上位組織であり、平成20年度は本市都島区役所住民情報担当を事務局とし、府下市区町村の地域別によって設立された「戸籍住民基本台帳事務協議会」をもって組織されており、役員会及び研修会等を実施している。

両団体の決算書等を確認したところ、年間の分担金等収入以上の繰越金が発生していたので、活動実態に見合った適切な分担金額を積算するよう検討されたい。

(住民情報担当)

3 地域の安全対策業務について

現在24区役所で、地域安全対策職員を配置し地域の安全対策業務を実施しているが、区によっては小公園及び道路の巡視等の基本的業務以外にも地域と連携し、より効果が期待できる出前講座や早朝及び夜間の巡回等の独自業務を実施していたので、積極的に24区役所相互の情報交換等を行うなど、地域の安全対策業務がより効果的なものとなるような方策を検討されたい。

(安全まちづくり担当)

Ⅲ 区役所所管事務（此花区及び生野区）

1 現金、有価証券等の取扱いについて

(1) タクシー乗車券の管理について注意を要するもの

総務局作成の「タクシー乗車券の取り扱いに関する実施要領」によれば、タクシー乗車券の取扱責任者は、「タクシー乗車券交付申請・交付整理簿」に乗車券番号を記入するなど適正に保管しなければならないとされているが、調査の結果、乗車券番号の記入がないものが見受けられたので、注意されたい。

・此花区支援運営担当 8 件

・生野区総務担当 80 件 (此花区、生野区)

(2) 金庫の管理について注意を要するもの

会計室作成の「公金安全保管マニュアル」によれば、執務時間中であつても、金庫等を使用しない時は、必ず施錠し、鍵は施錠できる場所で保管することとされているが、此花区総務担当においては、執務時間中において施錠されていなかったもので、注意されたい。

(此花区)

(3) 金庫内での現金等の保管について注意を要するもの

「公金安全保管マニュアル」によれば、公金外現金についてやむを得ず保管する場合は、通帳での保管を基本とすることとされているが、生野区においては、地域団体の多額の現金を保管しているものが見受けられたので、注意されたい。

(生野区)

(4) 郵便切手の管理について注意を要するもの

「公金安全保管マニュアル」によれば、切手などについても、現金同様、安全に保管するため、保管は必要最小限に限定する必要があるとされている。

しかしながら、此花区及び生野区において、保管している郵便切手について、使用枚数に比して過大な保管枚数となっているものが見受けられた。

郵便切手については、多額の金券類を保管することによる危険を回避する観点からも、必要な枚数を計画的に購入し、保管枚数については必要最小限の枚数とするよう注意されたい。（此花区、生野区）

(5) 金券整理伝票の取扱いについて注意を要するもの

住民情報担当における証明書の郵便請求の金券（郵便小為替及び返信用切手）については、金券整理伝票（個票）によりその個別請求ごとの収受及び精算状況等が管理されているが、此花区において、金券整理伝票（個票）に精算状況が記載されていないものが見受けられたので、注意されたい。（此花区）

(6) つり銭の設定について注意を要するもの

会計規則によれば、事務処理上つり銭を必要とするときは、収納金の中から必要と認める現金を留めおくことができるとされている。

しかしながら、生野区支援運営担当においては、年度当初に収納金から調定のないまま 3 万円分をつり銭留置し、年度末に調定していた。

また、生野区住民情報担当では、電話予約による時間外の証明書交付時のつり銭として、職員の私金により 1 万円がつり銭として金庫内で保管されていた。

つり銭については、同規則に基づき、適正な設定手続を行うよう注意されたい。（生野区）

(7) 販売物品の管理について注意を要するもの

此花区では、平成 18 年度及び平成 19 年度に業務委託により作成したマップ、写真集、CD-ROM を販売し区独自歳入としていたが、これらの在庫数と差引簿の残数に乖離のあるものや、差引簿がないものが見受けられたので、注意されたい。（此花区）

2 収入事務について

(1) 収納金等の払込みについて注意を要するもの

会計規則によれば、収納した歳入について、出納員等は、納付書により、その翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならないとされているが、此花区及び生野区においては、生活保護費返還金等を長期間、現金で保管しているものが見受けられたので、注意されたい。

（此花区、生野区）

(2) 目的外使用料の収納手続について注意を要するもの

財産規則によれば、行政財産の目的外使用料を前納したときは、保証金の納付や確実な担保の提供を免除することができるとされており、この前納の時期については、1 年間の使用を許可する場合、年度当初に徴収されるべきものであると解されている。

しかしながら、此花区では、自動販売機設置使用料について、保証金を免除として平成 20 年 4 月 1 日に使用許可しながら、同年 5 月 29 日に調定されていたので、注意されたい。（此花区）

3 時間外勤務について

(1) 時間外勤務の命令手続について注意を要するもの

総務局作成の「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、時間外勤務は、あくまでも臨時の必要がある場合において命じることができるものであるとの認識に立って、時間外勤務を命ずる場合にはその必要性を十分精査し、超過勤務命令簿への記載にあたっては、市民への説明責任の観点から業務内容や時間外勤務を行わなければならない理由について具体的に記載することとされている。

しかしながら、超過勤務命令簿（平成20年10月分を抽出）を確認したところ、「早急に（行う必要がある）」等と記載されるだけで、期限との関係等が必ずしも明らかではなく、時間外勤務が必要とされる理由が不明確なもの、理由の記載がないもの及び具体的業務内容が不明確なものが見受けられたので、注意されたい。

- | | | |
|----------------|-----|------|
| ・ 必要な理由が不明確なもの | 此花区 | 219件 |
| | 生野区 | 190件 |
| ・ 理由の記載がないもの | 生野区 | 5 件 |
| ・ 業務内容が不明確なもの | 此花区 | 51件 |
| | 生野区 | 28件 |

（此花区、生野区）

(2) 効率的な勤務体制への改善を要するもの

「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、勤務時間の設定を工夫することにより、職員の勤務時間を効率的に割り振ることで、業務執行の効率化が図れるものについては積極的に検討を行うこととされている。

生野区で実施している地域安全対策業務においては、早朝や夜間の巡回等業務を犯罪発生データに基づき、1 か月毎に計画し、月に数日、時間外勤務により実施しているものが見受けられた。

費用対効果も視野に入れ、関係局と調整のうえ時差勤務を導入するなど、効率的な勤務体制となるよう改善されたい。（生野区）

(3) 時間外勤務の必要性の精査を要するもの

「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、会議等については勤務時間内での開催の徹底を図ることとされている。

しかしながら、生野区住民情報担当においては、通常他の部署では行っていない「打ち合わせ会」、「担当者会議」、「研修会」等を業務内容として、時間外勤務を度々行っているものが見受けられた。時間外勤務の必要性について精査されたい。（生野区）

4 補助金精算報告書添付の領収書確認について注意を要するもの

コミュニティづくりをはじめ、行政情報の周知等行政協力を担う大阪市区各地域振興会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し、「地域活動振興補助金」が交

付されているが、平成19年度の執行状況を調査した結果、精算報告書に添付された領収書について、但し書きの記載がないもの、受領年月日の記載がないもの、宛名の記載がないもの、領収書の宛名が他団体等になっているもの、領収書金額が合致していないもの及び領収書が添付されていないものが見受けられたので、注意されたい。（此花区、生野区）

5 契約事務について

(1) 仕様書の添付について注意を要するもの

契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、仕様書は予定価格の算定及び検査・監督等の履行確認を行う際の基準となる書類であることから、それらに疑義の生じないように努めて詳細に業務内容を記載しなければならないとされている。

しかしながら、仕様書は作成されているものの、此花区の「平成20年度地域福祉アクションプラン推進支援事業委託」ほか4件については、仕様書が決裁に添付されておらず、また、生野区の「平成20年度人権啓発推進事業委託」ほか1件については、仕様書が契約書に添付されていなかったもので、注意されたい。（此花区、生野区）

(2) 委託料の積算及び精算報告について注意を要するもの

「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、業務委託契約を行うにあたっては、予定価格の積算根拠が妥当で合理的なものか確認しなければならないとされている。

しかしながら、「平成20年度地域福祉アクションプラン推進支援事業委託」ほか1件については受託業者等の見積額を予定価格としており、「此花区民ホール管理運営業務」ほか8件については予定価格の積算が決裁に添付されておらず、また、此花区の「平成19年度地域連携の促進によるコミュニティづくり事業」の精算報告については、事業経費内訳が人件費総額、事務費総額、消費税総額の記載となっており、詳細なものとなっていなかった。

委託料の積算及び精算報告については、同ガイドラインに基づき、客観的で詳細なものとするよう注意されたい。（此花区）

(3) 清掃業務の履行確認について注意を要するもの

「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、特に清掃業務などの経常的な業務については、日々の履行状況や出来ばえについて厳正に履行確認する必要があるとされている。

しかしながら、此花区の庁舎清掃業務委託において日々の業務終了後に提出された業務報告書（清掃日誌）の本市確認印欄に押印がなされておらず、業務の都度履行状況が確認されたかどうか不明確となっていたので、注意されたい。（此花区）

6 財産管理について

(1) 備品管理について注意を要するもの

会計規則によれば、備品管理については、帳簿を備え、その出納を

記録しなければならないとされているが、此花区及び生野区において、備品台帳が作成されていないものが一部見受けられたので、注意されたい。
(此花区、生野区)

(2) 目的外使用許可等手続については是正を要するもの

生野区役所では旧税務担当の空きスペース活用として、都市整備局と大阪市社会福祉協議会に対して事務室を使用させているが、両者とは管理協定の締結のみで、行政財産の使用承認手続あるいは目的外使用許可手続がなされていなかった。

また、地下駐車場と生野区民センター 2 階喫茶飲食コーナーについて、それぞれ目的外使用許可がなされているが、許可範囲外の部分が実質的に占有されており、さらに、区民センター 2 階喫茶飲食コーナーについては、使用許可書において禁止されているにもかかわらず、実質的にみて他の業者への転貸がなされていた。

財産管理にあたっては、財産規則等に基づく適正な手続を行うよう是正されたい。
(生野区)

7 市職員のみで構成される協議会に対する交付金支出について見直しを要するもの

外国人登録に関する事務処理の改善を図るとともに、関係法令及び実例等の研究、参考資料の収集並びに会員相互の連携を緊密にすることによって、外国人登録等事務の適正かつ円滑なる運営に資することを目的とし、「大阪市外国人登録事務協議会」が組織されており、生野区住民情報担当を事務局として 24 区役所及び市民局職員を構成員として運営されている。

本協議会については、本市とは別個の任意団体であり、本市からの交付金に基づく団体会計（公金外現金）からの経費支出により、幹事会及び研修会等を実施している。

しかしながら、本市職員のみを構成員とする団体であり、団体会計とする意義に乏しいことや幹事会（本市職員で構成）での飲み物代として交付金を使用されている事例が見受けられたことから、交付金支出について見直されたい。
(生野区)

IV 区役所所管事務（此花区及び生野区）に関する意見

1 区役所空スペースの有効活用について

市税事務所設置に伴う区庁舎の有効活用として、生野区では平成 21 年 1 月 15 日より市民利用スペース「区民ロビー」を設置しているが、1 階ロビーやエレベーター内の庁舎案内に区民ロビーの案内がなされておらず、平成 21 年 3 月 18 日から同年 3 月 25 日の当該区監査期間中において市民利用者が全く見受けられなかった。市民の貴重な財産である区役所空スペースについて、多くの市民に利用されるよう更なる周知を図るなど必要な措置を検討されたい。
(生野区)

(監査・人事制度事務総括局監査部一般会計監査担当)

大阪市監査委員告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成20年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成21年9月11日

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

平成20年度定期監査等結果報告の公表

〔 健康福祉局所管の電気、機械及び情報システム
に係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況 〕

第 1 監査の概要

1 監査の期間

平成21年2月2日から同年3月6日まで

2 監査の対象

健康福祉局所管の電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、健康福祉局所管の電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行及び施設の維持管理が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、次の着眼点及び方法により実施した。

（職制については、平成21年4月1日実施の職制改正前のものである。）

(1) 監査の主な着眼点

- ア 設計・積算は適正に行われているか。
- イ 契約手続は適正に行われているか。
- ウ 工事は関係法令を遵守して施工されているか。
- エ 業務委託について、委託内容や委託金額は適切か。

(2) 監査の実施方法

工事等の施行状況については、平成19年度及び平成20年度のうち平成20年12月末日までに契約された工事等を対象とし、表－1のとおり抽出して関係書類を調査するとともに、現場調査や関係職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。重点的に調査を行った項目は、以下のとおりである。

- ア 設計・積算の状況について、設計図書、積算資料等で確認した。
- イ 契約手続は適正に行われているか、随意契約について業者選定の方

法は適切かについて関係書類等で確認した。

ウ 工事の履行状況について、工事写真、工事日報など工事関係書類等で確認した。

エ 業務委託について、委託内容や委託金額について適切かどうか、委託仕様書や契約書類等で確認した。

表－1 抽出工事等一覧表

	年 度	件 数 (件)	金 額 (千円)
工 事	平成 19 年度	123 (282)	52,716 (95,785)
	平成 20 年度	83 (178)	29,203 (51,787)
	合計	206 (460)	81,919 (147,572)
	抽出率	44.78 %	55.51 %
業 務 委 託	平成 19 年度	68 (106)	1,530,633 (1,542,537)
	平成 20 年度	38 (84)	1,811,711 (1,838,362)
	合計	106 (190)	3,342,344 (3,380,899)
	抽出率	55.79 %	98.86 %
情報システム	平成 19 年度	115 (173)	4,625,088 (4,725,792)
	平成 20 年度	114 (164)	3,208,324 (3,313,092)
	合計	229 (337)	7,833,412 (8,038,884)
	抽出率	67.95 %	97.44 %

(注) 1 金額は、当初契約金額を示し、千円未満切捨てとする。

2 () 内は、対象工事等の総件数・総金額を示す。

また、施設の工事施行状況については下記施設を対象に実地調査を行った。

- ・環境科学研究所
- ・大淀寮、自立支援センター大淀、更生相談所一時保護所
- ・長居障害者スポーツセンター
- ・早川福祉会館
- ・弘済院
- ・住吉市民病院
- ・都島センタービル
- ・総合医療センター

第 2 事業の概要

健康福祉局では、だれもが身近な地域で安心して暮らせるように、市民の健康の増進と生活の質の向上を図るため、社会福祉、社会保障、医療、保健衛生にかかる事業を推進している。

今回、監査の対象とした業務の概要は次のとおりである。

局所管施設の電気、機械に係る工事は総務部管財担当において各所管担当と分担を決めた上で実施している。また、業務委託、情報システムについては、各所管担当が実施している。

なお、弘済院、環境科学研究所、総合医療センター、各市民病院について

は、維持管理に係るすべての業務を各施設において実施している。

健康福祉局の職員配置状況は、表－２のとおりである。

表－２ 職員配置状況

(単位：名)

部・担当名	職 員 数		
		うち技術職員数	
		電気	機械
総務部	87	2	
弘済院	41	1	
心身障害者リハビリテーションセンター	22	1	
管理部(総合医療センター)	98	4	1
北市民病院	16	1	
十三市民病院	17	1	
住吉市民病院	17	1	
合 計	298	11	1

(注) 平成21年 2 月 1 日現在

第 3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善、検討すべき点が認められたので、これらに留意し、適正かつ効率的な工事等の施行及び施設の維持管理に一層努力されたい。

1 積算単価について注意を要するもの

業務委託契約については、業務委託契約事務ガイドラインに基づき、積算根拠が妥当で合理的なものかを確認すべきである。「大阪市小児ぜん息等医療費助成事業にかかる電子計算処理委託業務」は、「公害健康被害の補償等に関する法律事務にかかる電子計算処理業務委託」と同じ請負者に委託されて同一のシステムで処理されている。しかし、業務委託の積算においては、徴取した見積りを精査せずに採用していたことから CPU 単価、PRINT 単価がそれぞれ異なっていた。

今後は、積算にあたっては、見積りを精査し適切な単価とするよう注意されたい。

また、データ作成料の積算単価は見積単価によっているが、広く公表されている資料における単価と比較すると割高であると認められるため、業務内容を精査し、費用の低減を図るよう検討されたい。

2 契約について

(1) 修繕に伴う見積徴取について改善を要するもの

ア 十三市民病院の設備修繕において、病院の建物、設備の維持を行っている総合ビルメンテナンス業務の請負者（以下「請負者」という。）と平成19年度に30件、平成20年度上半期に15件の合計45件を随意契約していた。

これらの契約は、小額随意契約か、毎回同一の 1～4 業者による見積合わせとして、見積徴取業者を限定していた。見積合わせでは、限定した 4 者以外の業者がより低い費用で修繕可能な場合も考えられるので、他の業者から見積徴取すべきであった。

また、平成 19 年 4 月 2 日には計 3 件の空気調和機器等に関する修繕を請負者と契約していたが、一括契約も可能であり検討すべきであった。

今後は、小額随意契約や業者からの見積徴取での業者の選定及び発注方法について検討し、契約における経済性、公正性及び透明性を確保するよう改善されたい。

イ 十三市民病院及び総合医療センターにおける「ガス吸収式冷温水器修繕」ほか 4 件の修繕においては、見積合わせにより病院の総合ビルメンテナンス業務の請負者等と契約している。

しかし、請負者からではなく下請け会社である修繕対象機器の製造者から、本市に対して、業務完了に伴う作業報告書が提出されているものが見受けられた。

今後、修繕を機器の製造者等が直接行うことが可能である場合は、経済性の観点からも機器の製造者等を含めて見積徴取して比較することにより、請負者を選定するよう改善されたい。

(2) 契約事務及び業務の履行確認について注意を要するもの

業務委託契約において、契約期間前に業務着手していたもの、契約期間、完成日等に整合性のないものが複数件見受けられた。

ア 随意契約による「保健衛生システムプログラム改修業務」ほか 2 件において、テスト報告書を確認したところ、一部の資料作成日が契約締結日より以前の日付となっていた。これは、契約事務手続き上からは不適正な業務の履行となっている。

イ 十三市民病院における「エアネットサービスオンライン診断監視業務作業」においては、業務完了期限日が仕様書と契約書とで異なっており、仕様書では平成 20 年 3 月 31 日としていたが、契約書では誤って平成 19 年 7 月 21 日として契約を行っていた。ほかにも契約期間、完成日等に整合性のないものが 1 件見受けられた。

今後は、厳正に契約事務手続き及び業務の履行確認を行うよう注意されたい。

(3) 随意契約について注意を要するもの

地方自治法施行令において、随意契約によることができる場合として、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と掲げられている。

総合医療センターにおける随意契約である「各所電気室及び機械室系統パッケージエアコン修繕」ほか 8 件は、随意契約理由として「当該業務に精通している」、「事業内容を熟知し信頼度が高い」としていた。

しかし、パッケージエアコン修繕の請負者は空調専門会社であり、他の空調専門会社でも修繕可能であることから競争入札が可能であった。

今後は、随意契約については、内容が法令に合致するかを適正に判断し、契約事務手続きを行うよう注意されたい。

(4) 建物、設備の総合ビルメンテナンス業務の入札条件について注意を要するもの

「その他請負契約に係る最低制限価格制度、低入札価格調査制度の導入について（通知）」（平成15年財政局）によると、最低制限価格制度の導入については、清掃及び警備に係る入札に限定している。

病院の建物、設備の維持を行う総合ビルメンテナンス業務契約（日常的な建物、設備の管理と個別設備の保守点検）において、北市民病院、住吉市民病院では、入札時における最低制限価格を設けていた。

今後は、通知に則って入札を実施するよう注意されたい。

3 業務の履行関係書類等について注意を要するもの

「診療報酬改定に伴うシステム変更業務」ほか41件において、仕様書等に定める業務の履行関係書類（開発に対する要件としてのツール提供書類、業務実施計画書、運用テスト報告書等）が提出されていないもの、記載内容に不備があるもの等が見受けられた。

今後は、請負者に対して、仕様書に定める業務の履行関係書類の提出について指導、監督を徹底するとともに、内部の検査方法等についても検討し、業務の履行確認を確実にを行うよう注意されたい。

4 維持管理について

(1) 情報システムの運用、管理について注意を要するもの

「大阪市情報セキュリティ管理規程」及び「大阪市情報セキュリティ対策基準」では、所管する情報システムにおける情報セキュリティ対策の実施に関し必要となる事項を定めるため、情報セキュリティ実施手順及び運用管理要綱（以下「手順及び要綱」という。）を作成することとしている。

「公害健康被害の補償等に関する法律事務」ほか2件では、手順及び要綱を作成していなかった。

また、「国民健康保険、老人保健・医療助成、国民年金、後期高齢者医療システム及び大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム」ほか8件では、システム運用状況を確認したところ、定められている手順及び要綱を遵守しておらず、外部からの持ち込み機器、ID、パスワード等の管理を徹底していなかった。

今後は、個人情報保護の観点からも、これらの情報システムの手順及び要綱を早急に作成するとともに、適正に運用、管理を行うよう注意されたい。

(2) 建物、設備の維持管理について改善を要するもの

建物、設備の維持管理に伴い、維持管理業務従事者が実施すべき内容

として、「施設管理の手引き」（以下、「手引き」という。）を作成し、日常点検や手入れの項目及びチェックポイントを定めている。

局所管の指定管理を行っている15か所の施設について、指定管理者との協定書を確認したところ、「手引き」により維持管理を行うよう定めており、指定管理者より日常点検報告書が提出されていた。

しかし、局が直接管理しているうちの5か所の施設においては、日常点検の記録が残されておらず、「手引き」に則り適切に維持管理が行われているかどうか確認できなかった。

今後は、局所管の全ての施設について「手引き」に定めている内容を適正に実施し記録管理を行うよう改善されたい。

（意見）

本市では、「大阪市情報セキュリティ管理規程」など各種規程を整備し、情報セキュリティ体制の強化を図っている。

監査対象局は、各種の業務を情報システム化しているにもかかわらず、セキュリティ実施手順及び運用管理要綱を作成していない、あるいは作成していても遵守されていない事例が数多く見受けられた。

病院情報や国民健康保険等、多くの情報システムでは個人情報を取り扱われているなかで、病院では個人情報の入った電子機器の紛失も発生している。

これらは、局として横断的に情報システムの運用、管理が適正に行われているかどうかチェックしていないことも一因となっている。

今後は、IT管理者、情報セキュリティ責任者、業務管理者等が、職員への教育、指導の徹底を図るとともに、外部による情報セキュリティ監査の導入についても検討し、情報システムの適正な運用、管理に努められたい。

（監査・人事制度事務総括局監査部技術監査担当）

大阪市監査委員告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成20年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成21年9月11日

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

平成20年度定期監査等結果報告の公表

（環境局一般廃棄物の収集・運搬・処理等に係る事務）

第 1 監査の概要

1 監査の期間

平成21年 1 月26日から同年 2 月27日まで

2 監査の対象

環境局一般廃棄物の収集・運搬・処理等に係る事務

(事業系、環境系ごみの収集・運搬・処理事業を中心に)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、環境局一般廃棄物の収集・運搬・処理等に係る事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成20年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(職制については、平成21年 4 月 1 日実施の職制改正前のものである。)

(1) 監査の主な着眼点

- ア 現金、有価証券等の取扱いは適切に行われているか。
- イ 収入未済の解消に向けて適切な事務処理がなされているか。
- ウ 契約関係事務は適切に行われているか。
- エ 超過勤務手当に係る事務は適切に行われているか。
- オ 物品の管理事務は適切に行われているか。
- カ 事業系一般廃棄物処理業の許可事務が適切に行われているか。
- キ 事業系一般廃棄物処理業者及び多量排出事業者への指導監督が適切に行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。なお関連する事務として、城北環境事業センター、東部環境事業センター及び大正工場を抽出のうえ実施した。重点的に調査を行った項目は、以下のとおりである。

- ア 現金、有価証券等について、出納簿との照合を行うとともに、取扱方法について聴取を行った。
- イ 収入未済について、督促及び滞納者の状況把握等収入未済解消に向けた事務処理が適切に行われているかを検証した。
- ウ 契約関係事務について、支出決議書、契約書、事業実績報告書等を閲覧するとともに、事務手続等について聴取等を行った。
- エ 超過勤務手当について、超過勤務命令簿の命令行為や現認行為等の手続と時間外勤務の理由について確認した。また、勤務状況一覧及び出張命令書等との整合性の確認を行った。
- オ 物品の管理事務について、帳簿に基づき抽出により現物との照合を行った。
- カ 事業系一般廃棄物処理業の許可事務については、申請書等を閲覧し、法令等に基づき事務処理が適切に行われているかの確認を行った。
- キ 事業系一般廃棄物処理業者に対する工場での搬入物検査や多量排出

事業者への立入検査時の指導・監督が適切に行われているか確認を行った。

第 2 事務の概要

環境局は、企画部、事業部、施設部等からなっており、各部の主な分掌事務は以下のとおりとなっている。

〔企画部〕

- ・局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること
- ・局業務に関する総合的企画、調査、連絡調整、統計及び資料の収集整備に関すること

〔事業部〕

- ・一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督並びに特命による排出の指導に関すること
- ・一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化に係る事業の推進、啓発及び市民活動の促進に関すること
- ・廃棄物処理業の許可及び廃棄物処理業者の指導監督に関すること
- ・道路等の清掃計画及び作業の指導監督並びに特定の河川（水面に限る。）の清掃に関すること

〔施設部〕

- ・一般廃棄物等の焼却及び破碎処理並びに埋立処分の計画に関すること
- ・局の施設（埋立処分地を除く。）及び機材の維持管理及び建設に関すること
- ・埋立処分地の造成（他の所管に属するものを除く。）及び管理運営に関すること

なお、職員配置状況は表－ 1、ごみ処理量の推移は表－ 2、処理主体は表－ 3、ごみ処理手数料は表－ 4、中間処理施設一覧は表－ 5、最終処分量は表－ 6 のとおりである。

表－ 1 職員配置状況

企画部

（単位：名）

担当名	事務職員	技術職員	薬剤師	獣医師	技能職員	計
総務担当	30	0	0	0	0	30
企画担当	11	0	0	0	0	11
人事・勤務条件担当	32	0	0	0	0	32
計	73	0	0	0	0	73

事業部

（単位：名）

担当名	事務職員	技術職員	薬剤師	獣医師	技能職員	計
業務企画担当	42	0	0	0	0	42
廃棄物規制担当	19	0	9	1	2	31
北部環境事業センター	12	0	0	0	169	181

東北環境事業センター	12	0	0	0	278	290
城北環境事業センター	12	0	0	0	261	273
西北環境事業センター	11	0	0	0	209	220
中部環境事業センター	11	0	0	0	183	194
中部環境事業センター 出張所	9	0	0	0	137	146
西部環境事業センター	11	0	0	0	175	186
東部環境事業センター	13	0	0	0	202	215
西南環境事業センター	10	0	0	0	220	230
南部環境事業センター	13	0	0	0	216	229
南部環境事業センター 整備担当	2	5	0	0	45	52
東南環境事業センター	11	0	0	0	187	198
河川事務所	3	0	0	0	25	28
木津川事務所	3	0	0	0	13	16
計	194	5	9	1	2,322	2,531

施設部

(単位：名)

担当名	事務職員	技術職員	薬剤師	獣医師	技能職員	計
施設管理担当	6	25	0	0	0	31
建設企画担当	4	16	0	0	0	20
西淀工場	4	8	0	0	62	74
森之宮工場	4	7	0	0	77	88
平野工場	5	7	0	0	61	73
港工場	4	7	0	0	66	77
南港工場	2	2	0	0	1	5
大正工場	5	10	0	0	92	107
住之江工場	5	7	0	0	66	78
鶴見工場	4	7	0	0	61	72
八尾工場	4	7	0	0	60	71
舞洲工場	4	11	0	0	82	97
計	51	114	0	0	628	793

(注) 1 平成21年1月1日現在

2 業務企画担当は、収集輸送効率化担当及び減量美化担当を含む。

3 廃棄物規制担当は、一般廃棄物規制担当及び産業廃棄物規制担当を含む。

4 建設企画担当は、東淀工場建設担当を含む。

表－2 ごみ処理量の推移

(単位：t)

種別		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業系 ごみ	事業ごみ	908, 122	902, 230	883, 347	859, 478	559, 752
	持込ごみ	90, 177	84, 537	76, 788	74, 532	22, 523
	臨時ごみ	7, 715	7, 872	7, 336	6, 279	4, 390
	計	1, 006, 014	994, 639	967, 471	940, 289	586, 665
環境系 ごみ	道路清掃	4, 809	4, 689	4, 822	4, 204	2, 590
	街頭容器 ごみ	2, 410	2, 533	2, 449	2, 320	1, 574
	不法投棄 ごみ	12, 543	11, 726	11, 141	8, 202	4, 994
	河川清掃	4, 957	5, 096	4, 589	4, 723	2, 718
	計	24, 719	24, 044	23, 001	19, 449	11, 876
	家庭系ごみ	606, 821	590, 645	608, 495	557, 034	335, 072
合計		1, 637, 554	1, 609, 328	1, 598, 967	1, 516, 772	933, 613

(注) 1 平成20年度は、平成20年11月末現在の数値である。

2 持込ごみには、本市施設ごみを含む。

3 道路清掃には、人力除草清掃、散乱ごみを含む。

4 不法投棄ごみには、市民協力を含む。

5 家庭系ごみについては、今回の監査の対象外である。

表－3 処理主体

種別		収集運搬	中間処理	最終処分
事業系ごみ	業者ごみ	許可業者が収集運搬する。	市が処理 する。	市が処分 する。
	持込ごみ	事業者自らが市長の指定した場所 へ搬入する。		
	臨時ごみ	申出により、市がその都度収集運 搬する。		
環境系ごみ	道路清掃	市が一定の計画に基づき収集運搬 する。		
	街頭容器ごみ			
	不法投棄ごみ			
	河川清掃			

(注) 排出者の意向により、市が事業系ごみを収集運搬することがある

表－4 ごみ処理手数料

取扱区分		単位	手数料
一 月 以 上 継 続 す る の もの	毎日（収集を行う日に限る。）収集するものの処理及び廃棄物空気輸送施設により毎日（当該施設を併用する日に限る。）輸送するもので1日平均の排出量が10kg以上のものの処理	10kg までごとに	240 円
	1日平均の排出量が10kg以上のもので上記以外のもの	10kg までごとに	180 円

臨時の処理	50kg までごとに	1,200 円
市長が指定する処理施設へ搬入されたものの処分	10kg までごとに	58 円

(注) 平成21年1月1日現在

表－5 中間処理施設一覧

工 場 名	規 模	竣 工 時 期	年間処理量 (t)	発電出力 (kW)
森之宮工場	300 t/日 3 炉	昭和 43 年度	182,930	
港工場	300 t/日 2 炉	昭和 52 年度	132,579	2,750
南港工場	300 t/日 2 炉	昭和 52 年度	111,106	3,000
大正工場	300 t/日 2 炉	昭和 55 年度	130,785	3,000
住之江工場	300 t/日 2 炉	昭和 63 年度	120,448	11,000
鶴見工場	300 t/日 2 炉	平成 元年度	168,623	12,000
西淀工場	300 t/日 2 炉	平成 6 年度	168,021	14,500
八尾工場	300 t/日 2 炉	平成 6 年度	33,457	14,500
舞洲工場	450 t/日 2 炉	平成 13 年度	228,530	32,000
平野工場	450 t/日 2 炉	平成 14 年度	216,507	27,400
合計			1,492,986	

(注) 1 年間処理量については、平成19年度実績である。

2 他都市ごみは含まない（全体で124,503 t）。

3 南港工場は、平成20年10月操業停止した。

4 東淀工場は建替中（平成21年度竣工予定）である。

5 年間処理量については、表示単位未満を四捨五入している。

名 称	規 模	竣 工 時 期
大正工場	回転式 140 t / 5 h	昭和 63 年 3 月
破碎施設	せん断式 50 t / 5 h	
舞洲工場	回転式 120 t / 5 h	平成 13 年 4 月
破碎設備	低速回転せん断式 50 t / 5 h	

表－6 最終処分量

(単位：t)

最終処分場	平成 19 年度	平成 20 年度
北港処分地	220,697	159,575
大阪湾フェニックス計画における埋立処分地	107,476	35,839
計	328,173	195,414

(注) 平成20年度については、平成20年11月末現在の数値である。

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

また、監査の過程で、監査対象局が既に措置を講じたものについては、

「措置済事項」及び「一部措置済事項」として記載した。

1 現金、有価証券等の取扱いについて

(1) 金庫の管理について注意を要するもの《一部措置済事項》

会計室作成の「公金安全保管マニュアル」によれば、執務時間中であっても、金庫等を使用しない時は、必ず施錠し、鍵は施錠できる場所で保管することとされている。

しかしながら、東部環境事業センターにおいては、執務時間外は施錠されていたものの、執務時間中は施錠されていなかった。また、人事・勤務条件担当、業務企画担当、路上喫煙防止指導員室においては、鍵が未施錠の引き出しに保管されており、総務担当、施設管理担当、東部環境事業センター、城北環境事業センター、大正工場については、同局における公金盗難事故の発生による緊急避難的な措置とはいえ、執務時間外において、鍵の保管者が鍵を持ち帰っていた。さらに、路上喫煙防止指導員室においては、徴収した過料とつり銭を日々金庫に保管することになっているが、つり銭の一部を金庫に保管せず指導員が別に保管していた。

金庫の管理については、同マニュアルに基づき、厳正な管理を行うよう注意されたい。

[環境局が講じた一部措置の内容]

金庫の施錠、鍵及びつり銭の保管状況の不備については、公金安全保管マニュアルに基づき、平成20年度末までに改めた。

(2) タクシー乗車券の管理について注意を要するもの《措置済事項》

総務局作成の「タクシー乗車券の取り扱いに関する実施要領」によれば、タクシー乗車券については、各局における責任体制において交付審査を厳正に行うとともに、常に効率的な予算執行を指導・徹底し、適正に管理・運用しなければならないとされている。

しかしながら、環境局では、タクシー乗車券を各担当に保管換えし管理しているが、調査の結果、タクシー乗車券交付申請・交付整理簿に請求年月日、利用目的、所管名、使用者名の記入のないもの、取扱責任者印のないもの、使用年月日が請求年月日以前となっているものが見受けられた。また、未使用のまま個人保管されているものや金庫で保管せず常時所持されていたものなども見受けられたので、注意されたい。

[環境局が講じた措置の内容]

タクシー乗車券交付申請・交付整理簿及び保管上の不備については、平成20年度末までに改めた。

(3) 地下鉄回数カードの保管について注意を要するもの《措置済事項》

「公金安全保管マニュアル」によれば、地下鉄回数カードについては、出納簿を用意して増減の管理を確実にし、使用時以外は金庫等で保管しなければならないとされている。

しかしながら、残額がなくなるまで長期にわたり個人に使用、保管さ

せていたものや、出納簿が作成されていないため、誰がどの回数カードを使用しているか把握できていないものなどが見受けられたので、私的流用を防ぐ観点からも適正な交付となるよう注意されたい。

[環境局が講じた措置の内容]

各担当の管理体制及び出納簿等の不備については、平成21年度から改善した。

(4) 郵便切手の管理について注意を要するもの《一部措置済事項》

「公金安全保管マニュアル」によれば、切手については、必要最小限の保管にとどめ、出納簿を用意し、増減の管理を確実に行わなければならないとされている。

しかしながら、使用実績枚数に比して過大な保管枚数となっているものや、出納簿に設定されていない券種が見受けられたので、注意されたい。

[環境局が講じた一部措置の内容]

出納簿の不備については、平成20年度末までに改善した。

2 契約事務について

(1) 履行確認について注意を要するもの《措置済事項》

契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、履行確認については、履行状況の確認に必要な書類について整備するとともに、履行体制を把握し、その管理を厳正に行う必要があるとされている。

しかしながら、財団法人大阪市環境事業協会に委託している北港処分地事業管理業務において、再委託業者による作業日報等の必要な記載事項の不備や同協会の決裁印が一部漏れていたものが見受けられた。

同ガイドラインに基づき、同協会に対し適正な履行確認を行うよう周知徹底するとともに、厳正な履行確認体制を構築されるよう注意されたい。

[環境局が講じた措置の内容]

作業日報等の不備については確認のうえ処理を行うとともに、同協会に対し適正な履行確認の徹底を指導した。

(2) 委託料の積算及び精算報告について注意を要するもの

「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、業務委託契約を行うにあたっては、予定価格の積算根拠が妥当で合理的なものか、また、妥当な委託契約金額算出のため、業務ごとの原価把握が適正に行われているか確認しなければならないとされている。

しかしながら、財団法人大阪市環境事業協会との各種委託事業においては、予定価格が直接事業費、間接事業費、一般管理費等から構成され詳細なものとなっておらず、また、精算報告内容も人件費、物件費、一般管理費等に大分類されているにとどまり、業務ごとの原価把握が適正に行われているか確認することができない内容となっていたので、注意されたい。

(3) 随意契約のあり方について見直し等を要するもの

契約管財局作成の「業務委託契約における随意契約ガイドライン」によれば、業務委託契約を行うにあたって、その性質又は目的が競争入札に適しないものについては、随意契約により契約できるとされているが、その場合には、第三者に行わせることが不可能であるか再確認しなければならないとされている。また、当該業務に精通していることや事業内容を熟知し信頼度が高いことを理由として随意契約を行っている場合は、競争入札が可能であると考えられるため不適切であるとされている。

しかしながら、財団法人大阪市環境事業協会との各種委託事業等においては、OB職員の技術的なノウハウを活用することなどを理由に特名随意契約を行っていた。

同ガイドラインに基づき適正な事務処理を行うとともに、必要に応じて随意契約のあり方について見直しを図られたい。

3 時間外勤務について

(1) 時間外勤務の命令手続について注意を要するもの

総務局作成の「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、時間外勤務は、あくまでも臨時の必要がある場合において命じることができるものであるとの認識に立って、時間外勤務を命ずる場合にはその必要性を十分精査し、超過勤務命令簿への記載にあたっては、市民への説明責任の観点から業務内容や時間外勤務を行わなければならない理由について具体的に記載することとされている。

しかしながら、環境局の各担当及び東部環境事業センターの超過勤務命令簿（平成20年12月分を抽出）を確認したところ、「本日中に作成する必要があるため」などと記載され、具体的業務内容及び必要な理由が不明確なものが見受けられたので、注意されたい。

(2) 時間外勤務の必要性について精査等を要するもの

「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、勤務時間の設定を工夫することにより、職員の勤務時間を効率的に割り振ることで、業務執行の効率化が図れるものについては積極的に検討を行うとされている。

しかしながら、東部環境事業センターにおいては、すべての職員が退庁した後、ドアの戸締りや電気設備の電源管理、ボイラー等の熱源管理のため、特定の職員の当番制により時間外勤務を行っているものが見受けられた。また、河川事務所では、週明け等に船舶や河川設備の点検を行うため、始業時間前に時間外勤務を行っているものが見受けられた。

定常的な業務については、時間外勤務の必要性を精査し、時差勤務を含めた勤務体制の見直しを図られたい。

(3) 休日出勤における超過勤務手当の支給について注意を要するもの

「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、夜間（午後10時から午前5時）及び休日の時間外勤務命令については、その必要性について十

分精査し、極力命令しないように努め、やむを得ず休日に時間外勤務を命令する場合は、原則として事前に休日を振替えたうえで命令するとされている。

しかしながら、施設管理担当においては、振替休日予定日に別途業務が入り、あらかじめ振替休日を取得できないと認識していたにもかかわらず、振替休日を他に振り替えず、休日出勤による超過勤務手当が支給されていた。

また、平成16年度の環境事業局に対する定期監査等においても、定例的な休日出勤による時間外勤務について必要性を精査し、振替休日の取得を行うよう改善を求めたところであるが、東部環境事業センター、木津川事務所、河川事務所及び大正工場においては、年末の休日出勤にあたり、その前後の振替休日取得可能な期間中に振替休日を取得せず超過勤務手当を支給し、その一方、同期間中に年次有給休暇を取得している事例等が相当数見受けられた。

超過勤務手当の適切な執行はもとより、職員の健康保持の観点からも、極力振替休日の取得を行うよう注意されたい。

4 備品管理について注意を要するもの《一部措置済事項》

会計規則によれば、備品については、帳簿を備えその出納を記録し、備品に備品整理票を貼付するなどして管理しなければならないとされている。

しかしながら、備品台帳が作成されていないもの、備品整理票の貼付のないもの、また、備品台帳における購入単価、購入年月日の記載に誤りがあるものが見受けられたので、注意されたい。

[環境局が講じた一部措置の内容]

備品整理票及び備品台帳の記載の不備については、平成20年度末までに改めた。

5 搬入物の計量方法について改善を要するもの

廃棄物処理時には、搬入ごみの正確な計量が当然求められるところであり、各種統計や、ごみ処理手数料の金額にも反映される。

しかしながら、一般廃棄物収集運搬許可業者が工場へ搬入するために配付される搬入券には、あらかじめ計量された許可業者の運転手を含めたパッカー車の自重量が登録されており、搬入時に、計量所にて搬入ごみを含めた総重量を計量し、搬入券に登録された自重量との差がごみ搬入量として自動的に計量される仕組みとなっており、仮に、体重の異なる者が運転手として搬入してきた場合、正確なごみ搬入量が計量されないこととなることから、いわゆる二度計量など、正確なごみ搬入量が計量される方法に改められたい。

6 ごみ処理手数料の分納徴収認定のための確認について改善を要するもの

ごみ処理手数料の徴収については、処理期間が6月を超える場合で、申出者が零細企業等で手数料を全額納付することが困難な事情にあり、分納を認めることにより円滑な手数料徴収をおこなうと、各環境事業セン

ター所長が認める場合には、分納扱いにすることができるとされている。

しかしながら、城北環境事業センター及び東部環境事業センターにおいて確認したところ、分納扱いに該当するかどうか申出者の事情確認については、口頭での確認にとどまっているとのことであった。

負担の公平性の観点から、申出者の事情確認方法について、書類等の提出を求めるなど、改善を図られたい。

7 「まちの美化運動」実践団体等への清掃用具交付事務について注意、改善を要するもの《措置済事項》

各環境事業センターにおいては、清掃ボランティア活動の促進事業の一環として、市内の道路又は公共の広場等の掃除を実践する団体又は個人に対し、「まちの美化運動実践団体等への清掃用具交付要綱」に基づき、ほうき等の清掃用具の交付事務を行っている。

しかしながら、城北環境事業センター及び東部環境事業センターを調査したところ、同要綱に定められている数量を交付していないものや申請書が提出されていないにもかかわらず交付しているものなど、要綱に定められた事務処理が行われていないものが見受けられた。また、城北環境事業センターにおいて、清掃用具が本市の行う歩道橋などの手掃清掃に使用されるなど目的外に使用され、適正な在庫管理が行われていないものが見受けられた。

さらに、同要綱によれば、交付要件の審査及び交付決定については、所管する環境事業センターと区長との協議により交付の可否を決定することとなっているが、区長と協議を行っていないかった。

交付にあたっては同要綱に基づき、適正な交付事務を行うよう注意するとともに、交付決定については区長との協議の必要性を精査されたい。

[環境局が講じた措置の内容]

要綱に定められた事務処理を徹底するとともに、清掃用具の適正な在庫管理を行った。区長との協議規定を削除し要綱改正を行った。

8 原付バイクの台数について見直しを要するもの

各環境事業センターでは市民広聴等への対応を目的として、原付バイクを保有しているが、今回調査を行った城北環境事業センター及び東部環境事業センターにおいて使用されていないものが見受けられた。

平成16年度の定期監査等においても必要台数の見直しを求めたところであるが、保有に伴う保険等の維持経費を考慮し、再度、実際の稼働状況を精査したうえで、必要最小限の台数となるよう見直されたい。

(意見)

1 街頭ごみ容器等の設置のあり方について

街頭ごみ容器等は、まちの美化を保持する観点から、飲料容器や紙くず等の散乱防止を目的に設置しているが、一部の街頭ごみ容器等においては、家庭ごみなど目的外のごみが多く混入され本来の目的に使用されていないものが見受けられた。

本市の街頭ごみ容器等の設置数が他都市に比べて多いことから、街頭ごみ容器等の設置のあり方について検討されたい。

2 リフレうりわりの管理運営方法について

平野工場の余熱利用施設であるリフレうりわりは、普通財産として財団法人大阪市環境事業協会へ貸し付けられ、同協会の独自事業として運営されているが、「行政財産使用許可等・普通財産貸付けをする場合の減免基準」に基づき土地、建物ともに95%減免措置しているものの、いまだ事業収支では赤字の状態が続いており、平成20年の包括外部監査では、「リフレうりわり事業は毎年赤字が減少してきているものの、市が直接実施すべき事業を財団法人大阪市環境事業協会が事業赤字を負担して実施する運営形態となっており、その運営については、民間委託等の検討が必要である」との意見も出されている。

現行の管理運営方法にとらわれず、柔軟な姿勢に立ち、適切な管理運営方法について検討されたい。

3 廃棄物の適正処理に向けての指導、監督の強化について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律によれば、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、本市の条例等は、一般廃棄物と産業廃棄物の分別をはじめとして、本市中間処理施設における受入基準に基づく排出、運搬、処理を求めている。

しかしながら、平成20年度に実施した搬入物検査結果によれば、収集運搬許可業者から本市中間処理施設に搬入される一般廃棄物の中には、市域外ごみや一般廃棄物と明確に区分できる産業廃棄物が混入されていた。

今後とも廃棄物の適正な処理のため、事業者や収集運搬許可業者に対し、適正な処理等が行われるよう指導、監督の強化を検討されたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部一般会計監査担当)

大阪市監査委員告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成20年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成21年9月11日

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

平成20年度定期監査等結果報告の公表

〔 都市整備局まちづくり事業部、阿倍野再開発事務所所管の
土木、建築に係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況 〕

第 1 監査の概要

1 監査の期間

平成21年 2 月 9 日から同年 3 月13日まで

2 監査の対象

都市整備局まちづくり事業部、阿倍野再開発事務所所管の土木、建築に係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、都市整備局まちづくり事業部、阿倍野再開発事務所所管の土木、建築に係る工事等の施行及び施設の維持管理が関係法令等にとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、次の着眼点及び方法により実施した。

(職制については、平成21年 4 月 1 日実施の職制改正前のものである。)

(1) 監査の主な着眼点

- ア 設計・積算は適正に行われているか。
- イ 契約手続は適正に行われているか。
- ウ 工事は関係法令を遵守して施工されているか。
- エ 業務委託について、委託内容や委託金額は適切か。
- オ 所管する施設の維持管理は、適切に行われているか。

(2) 監査の実施方法

工事等の施行状況については、平成19年度及び平成20年度のうち平成20年12月31日までに契約された工事等を対象とし、表－1 のとおり抽出して関係書類を調査するとともに、現場調査や関係職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。重点的に調査を行った項目は、以下のとおりである。

- ア 設計・積算の状況について、設計図書、積算資料等で確認した。
- イ 契約手続は適正に行われているか、随意契約について業者選定の方法は適切かについて関係書類等で確認した。
- ウ 工事の履行状況について、工事写真、工事日報など工事関係書類等で確認した。
- エ 業務委託について、委託内容や委託金額について適切かどうか、委託仕様書や契約書類等で確認した。
- オ 施設の維持管理状況については、湊町リバープレイス、アゼリア大正、マリンテニスパーク北村について実地調査を行った。

表－1 抽出工事等一覧表

	年度	件数 (件)	金額 (千円)
工 事	平成 19 年度	21 (68)	240, 771 (413, 376)
	平成 20 年度	15 (49)	407, 100 (586, 135)
	合計	36 (117)	647, 871 (999, 511)

	抽出率	31 %	65 %
業務委託	平成19年度	22 (59)	119,140 (184,912)
	平成20年度	12 (26)	18,715 (69,741)
	合計	34 (85)	137,855 (254,653)
	抽出率	40 %	54 %

(注) 1 金額は、当初契約金額を示し、千円未満切捨てとする。

2 () 内は、対象工事等の総件数・総金額を示す。

3 業務委託の金額には、施設の維持管理以外の管理運営に係る経費も含む。

第2 事業の概要

都市整備局では、快適で魅力ある居住空間・都市空間づくりを進めていくため、地域との連帯、民間活力の導入を図りながら、各種事業を展開している。

そのなかで、まちづくり事業部では、住環境整備事業、市街地整備事業、区画整理事業などのまちづくり事業を効率的かつ円滑に実施するとともに、生野南部事務所及び5地区（三国駅周辺、淡路駅周辺、三国東、長吉東部、放出駅周辺）の区画整理事務所を所管している。また、阿倍野再開発事務所では、阿倍野地区において市街地再開発事業を実施している。

なお、平成21年4月1日実施の職制改正において、放出駅周辺地区における土地区画整理事業の進捗に伴い、放出土地区画整理事務所を廃止している。

今回監査の対象とした土木、建築に係る主な業務の概要は次のとおりである。

まちづくり事業部

密集住宅市街地等の住環境整備の推進に関する業務

- ・狭あい道路拡幅促進整備事業、まちかど広場整備事業など

住宅地区改良事業に関する業務

H O P Eゾーン事業・マイルドH O P Eゾーン事業の実施に関する業務

生野区南部地区における住環境の整備に関する事業の実施に伴う業務

土地区画整理事業等に伴う下記の業務

- ・測量及び明示に関すること
- ・地上物件の調査及び査定に関すること
- ・移転のための仮設収容建物に関すること
- ・不動産の管理及び処分に関すること
- ・施設の整備及び管理に関すること

5地区における土地区画整理事業の施行に伴う下記業務

- ・工事の連絡調整に関すること
- ・仮換地に指定されない土地の管理に関すること
- ・地上物件の移転のための土地及び仮設収容建物の管理及び処分に関すること

阿倍野再開発事務所

阿倍野地区市街地再開発事業の施行に伴う下記業務

- ・事業計画に関すること
- ・公共施設の整備及び工事の連絡調整に関すること
- ・買収物件の査定及び仮設建物の建設並びに管理物件の解体に関すること
- ・施設建築物の設計及び工事の連絡調整に関すること

なお、都市整備局まちづくり事業部、阿倍野再開発事務所の職員配置状況は表－２のとおりである。

表－２ 職員配置状況

(単位：名)

		1号職員数	うち、技術職員数		2号職員数
			(土 木)	(建 築)	
まちづくり事業部	密集市街地整備担当	15	0	10	0
	住宅地区改良担当	5	1	0	0
	H O P Eゾーン事業担当	7	0	6	0
	地域整備担当	3	1	2	0
	生野南部事務所	9	2	4	0
	事業調整担当	12	10	0	0
	審査担当	23	3	4	0
	測量担当	10	10	0	45
	物件査定担当	17	0	17	0
	拠点開発事業担当	6	5	1	0
	清算担当	20	11	0	0
	用地売却・引継担当	10	2	0	0
	施設整備担当	7	2	2	1
	三国駅区画整理事務所	18	14	0	10
	淡路土地区画整理事務所	27	13	2	5
	三国東土地区画整理事務所	25	14	3	9
	長吉東部土地区画整理事務所	23	12	2	9
	放出土地区画整理事務所	13	8	0	0
	阿倍野再開発事務所	55	7	14	0
合 計		305	115	67	79

(注) 平成21年1月1日現在

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善、検討すべき点が認められたので、これらに留意し、適正かつ効率的な工事等の施行及び施設の維持管理に一層努力されたい。

1 設計について

(1) 擁壁の設計について改善を要するもの

土木工事において、コンクリート擁壁の設計では、当該地盤が軟弱で擁壁を支持する強度が不足している場合は安定処理等により改良地盤を形成し、平坦に仕上げて支持地盤とすることから、道路土工擁壁工指針等では、基礎材を除く設計としている。

しかし、淡路駅周辺地区宅地擁壁（コンクリート擁壁）の設計においては、軟弱地盤の安定処理を行った上に基礎材として砕石を設置していた。

今後は、コンクリート擁壁の基礎形式については、地盤条件や経済性等について十分な検討を行い、設計されるよう改善されたい。

(2) プレハブ工事の設計について注意を要するもの

阿倍野再開発事務所では、再開発地区内の店舗等を収容する建物の工事については、仮設であることや工期の短縮が図れることから、プレハブ工事として発注している。

プレハブ工事においては、建物に要求される性能が同等であっても、各メーカーによって構造部材の規格や細部の納まり等が異なるため、各メーカーの規格を生かせるよう、平成19年度上半期までに発注した工事では、特記仕様書の鉄骨工事の項目において、「工法、部材はメーカーの仕様とする」と表記していた。

しかし、下半期の発注工事3件では鉄骨部材を指定し、メーカー仕様を認める表現となっておらず、鉄骨等の部材調達期間の短縮等、プレハブ工事としてのメリットが生かされていない設計となっていた。

今後は、建築物の目的、用途、期日等の与条件に応じた工法・性能・品質等を適切に表現した設計となるよう注意されたい。

2 積算について

(1) 見積徴取にあたり注意を要するもの

見積徴取により単価を決定する場合は、国土交通省土木工事標準積算基準書に準じて、形状、品質や見積有効期限等の条件を提示し、所属長から見積依頼を行うことになっている。

しかし、今回監査した土壤汚染対策工事の汚染土壌処分費について、積算を行う段階で新たに見積徴取すべきであるにもかかわらず、過年度の設計業務委託において業務受託者が概算工事費を算出するために、参考として徴取した見積金額をそのまま積算単価として採用し、工事発注を行っていた。

今後は、適正に見積徴取を行い、積算を行うよう注意されたい。

(2) 安全費の積算にあたり注意を要するもの

今回監査した土壤汚染対策工事において、工事範囲はフェンスで囲まれており、作業員及び作業用車両は1箇所出入口から出入りしている。この出入口には安全のため交通誘導員を配置することとし、休憩、休息

時間中についても交通誘導を行うものとして、交代要員の費用を計上していた。

しかし、本工事は、道路等を連続して占用するために常時交通誘導が必要な工事とは異なり、現場管理のうえで作業時間帯以外は工事現場出入口を閉鎖することとしているため、休憩、休息時間中の交通誘導を行うための交代要員は不要である。さらに、特記仕様書では、交代要員についての条件が記載されていなかった。

今後は、現場状況等を考慮し、特記仕様書等で交代要員の有無も含めた交通誘導員の配置条件を明示したうえで、適正に安全費を計上するよう注意されたい。

(3) プレハブ工事の積算について改善を要するもの

プレハブ工事の積算において、通常プレハブメーカー（以下「メーカー」という。）で施工することが合理的なものについてはメーカーから参考見積りを徴取し、価格を決定するが、それ以外については本市の単価等で積上げて計上すべきである。

阿倍野再開発事務所が発注したプレハブ工事である「阿倍野 A 1 地区仮設建物 F－2 棟新築工事」ほか 2 件において、店舗仕様の特殊な家具等、本市の単価等で積上げて計上すべきもののまで、メーカーから参考見積りを徴取し採用していた。

また、そのうち「阿倍野 A 1 地区仮設建物 F－2 棟新築工事」においては、別途に仮囲いの費用を本市の単価で計上していたにもかかわらず、メーカーから徴取した参考見積りにも重複して計上されていた。

今後は、本市の単価等で積算すべきものとメーカーからの参考見積りにより価格を決定すべきものの明確化並びに費用の重複計上等の精査の徹底を図り、適切な積算を行うよう改善されたい。

3 施工について

(1) 工事における完成図の提出について注意を要するもの

工事の完成に伴い、請負者は、共通仕様書及び土木請負工事必携に定められた資料の提出をしなければならない。しかし、必要な提出書類のうちマイクロフィルムや縮小原図といった完成図が提出されていない工事があった。

完成図は、後に施設の維持補修等を行う際の資料として重要であり、請負者からの提出を徹底させるよう注意されたい。

(2) 工事における警備員の確認方法について改善を要するもの

阿倍野再開発事務所においては、既存建物の除却のため同時期に複数の解体工事を発注しており、住民や歩行者の安全確保のため、それぞれの解体工事の仕様書で「撤去工事期間中警備員を 1 名常駐させること」としていた。

しかし、「阿倍野 A 1 地区解体撤去工事（1－8）」の警備日誌を確認したところ、同時期に近傍で行われた「阿倍野 A 1 地区解体撤去工事

（３－２）」に配置されている警備員が、同一日、同一時間帯に上記工事においても配置されており、同一の警備員が重複していた。

今後は、警備員の配置について適正な履行が確保されるよう、請負業者への指導監督を徹底するとともに、確認方法についても改善されたい。

4 設計変更について改善を要するもの

「阿倍野 A 1 地区解体撤去工事（２－７・９）」において、請負業者に指定仮設の変更など設計変更の対象となる工事をさせていたが、その変更に伴う工事費の増額分と減額分の金額がほぼ同一であったこと及び請負業者から契約変更を辞退する旨の申し出があったことから、設計変更の契約事務手続きを実施していなかった。

今後は、設計図書に基づいて実施されるべき検査の透明性を確保する上からも、設計図書を変更する必要がある場合には、本市と請負業者の協議により請負代金額の変更を行わないとしても、適正な設計変更契約を実施するよう改善されたい。

（意見）

1 概算数量発注について

土地区画整理事業地区内一円における建物移転や道路整備に伴う整地・舗装等関連工事においては、対象となる地区の権利者との契約の進捗状況によって、急な施工が求められる場合、あるいは施工を予定していたにもかかわらず中止される場合がある。

このような工事においては、各工種の数量を設計当初に算出することが難しいことから、工種によっては数量を 1 平方メートル、あるいは 1 立方メートルとして計上していたが、工事終了時には、大幅な数量や金額の増減が生じる結果となっていた。

発注時点ですべて予測し、施工範囲や数量を確定することが困難であるとしているが、安易な工事発注につながることをのこないよう、各工種の数量の計上にあたっては、前年度の施工実績を精査し算出するなど、根拠についてより精度の高い設計書とし、適切な工事発注となるように努められたい。

2 公平な契約条件について

都市整備局まちづくり事業部では区画整理事務所等の建物の警備について、機械警備として業務委託している。

平成 17 年度においては、前年度の業務受託者に特名随意契約を行っていたが、平成 18 年度からは、5 年間の長期継続契約とし、公募型指名競争入札により受託者を決定した。

長期継続契約の仕様書では「本業務にかかる警備機器導入費用、緊急要員動員費用等、警備業務に必要な一切の経費については請負者負担とする。」としており、業務受託者が新規に機器を取り付けることを意図したものと解されるが、前年度受託した警備業者が落札したため、過年度の業務委託契約により建物に設置された警備業者に帰属する機器の継続使用を

認めている。

今回監査した警備業務では 2 件とも前年度の業務受託者が落札しており、また、落札率がかなり低いことから、入札時にこのような取扱いを予見して入札を行っていたとも考えられ、機器の継続使用は新規参入の業者に比べ有利な取扱いであり、入札の公平性が十分に確保されていたか疑わざるを得ない結果となっている。

今後は、仕様書において警備機器の取扱いを明確にするなど、契約後においても入札の公平性が担保されるよう検討されたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部技術監査担当)



大阪市監査委員告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成20年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成21年9月11日

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

平成20年度定期監査等結果報告の公表

(建設局下水道事業会計契約関係事務)

第 1 監査の概要

1 監査の期間

平成21年2月2日から同年3月13日まで

2 監査の対象

建設局下水道事業会計契約関係事務

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、建設局下水道事業会計の契約関係事務が関係法令等にとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成20年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

なお、下水道管理事務所については、東部下水道管理事務所及び南部下水道管理事務所を抽出し、監査を実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 契約の方法及び手続は適切か。
- イ 契約締結事務は適正か。
- ウ 契約の履行の確認は適正か。

エ 契約関係事務は適切かつ効率的に実施されているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査等を行った項目は、次のとおりである。

ア 契約請求書、設計書及び仕様書を閲覧し、契約の方法及び手続が適切に行われているか確認した。

イ 決裁等を閲覧し、契約締結事務が適切に行われているか確認した。

ウ 検査調書等を閲覧し、契約の履行の確認が適切に行われているか確認した。

エ 関係書類を閲覧し、契約関係事務が適切かつ効率的に実施されているか確認した。

第 2 事務の概要

建設局下水道事業会計において契約を行う場合、各担当等が契約請求書により、総務部経理担当に契約の締結を請求する。

総務部経理担当が契約を締結した後、契約通知書により各担当等に通知する。

請負契約の適正な履行を確保するために必要な監督は監督職員が行う。

契約についての給付の完了の確認のために必要な検査は検査職員が行う。

なお、建設局における下水道事業会計に関係する部署は表－ 1、平成 20 年度の契約件数及び契約金額は表－ 2 のとおりである。

表－ 1 建設局における下水道事業会計に関係する部署

部名	担当名（課相当）
総務部	総務担当、人事・勤務条件担当、経理担当、事業管理担当、 中長期計画担当、事業企画担当、業務改革担当、事業所改革担当
管理部	管理担当、測量明示担当、工務担当、工事監理担当
下水道河川部	事業調整担当、アメニティ対策担当、管渠担当、処理場担当、 下水道設備担当、下水道施設管理担当、水質調査担当、 舞洲スラッジセンター
東部下水道管理事務所	管理担当（中浜下水道センター）、田島下水道センター、 設備担当（中浜下水処理場）、今福下水処理場、放出下水処理場
西部下水道管理事務所	管理担当（津守下水道センター）、市岡下水道センター、 設備担当（津守下水処理場）、市岡下水処理場、千島下水処理場
南部下水道管理事務所	管理担当（住之江下水道センター）、中野下水道センター、 設備担当（住之江下水処理場）、平野下水処理場
北部下水道管理事務所	管理担当（海老江下水道センター）、十八条下水道センター、 設備担当（海老江下水処理場）、大野下水処理場、 此花下水処理場、十八条下水処理場

表－２ 契約件数及び契約金額（平成20年度）

		一般競争入札	事後審査型制限 付一般競争入札	公募型指名 競争入札	指 名 競争入札	随意契約	合 計
工 事 請 負	件数					(2)	(2)
	(件)	0	85	0	12	36	133
	金額					(9,765,000)	(9,765,000)
	(円)	0	312,492,600	0	51,046,800	82,737,900	446,277,300
業 務 委 託	件数					(123)	(123)
	(件)	0	69	116	2	145	332
	金額					(2,480,305,432)	(2,480,305,432)
	(円)	0	633,930,150	806,650,239	3,633,000	2,496,960,196	3,941,173,585
物 品 買 入	件数					(888)	(888)
	(件)	39	0	386	6	1,022	1,453
	金額					(74,610,970)	(74,610,970)
	(円)	956,668,430	0	158,500,218	3,590,153	80,633,064	1,199,391,865
物 品 修 繕 等 請 負	件数					(721)	(721)
	(件)	0	0	73	0	742	815
	金額					(160,706,179)	(160,706,179)
	(円)	0	0	11,889,662	0	161,861,335	173,750,997
物 品 借 入	件数					(2)	(2)
	(件)	0	0	0	1	14	15
	金額					(218,715)	(218,715)
	(円)	0	0	0	96,390	787,415	883,805
不 用 品 売 払	件数					(0)	(0)
	(件)	2	0	0	0	0	2
	金額					(0)	(0)
	(円)	283,500	0	0	0	0	283,500
合 計	件数					(1,736)	(1,736)
	(件)	41	154	575	21	1,959	2,750
	金額					(2,725,606,296)	(2,725,606,296)
	(円)	956,951,930	946,422,750	977,040,119	58,366,343	2,822,979,910	5,761,761,052

(注) 1 表は、平成20年4月1日から平成20年12月31日までに、大阪市契約規則に基づき建設局長により契約が締結されたもの（業務委託は全件。それ以外は、予定価格等が、工事請負関係は700万円、物品の買入及び物品修繕等請負は200万円、物品の借入は140万円、不用品売払は40万円以下のもの）である。

2 () 内の数値は特名随意契約を行っているもので内数である。

3 物品修繕等のうち委託契約のものは業務委託に分類している。

4 事後審査型制限付一般競争入札とは、一般競争入札における入札

参加資格の審査を入札後に行うもので、事務の迅速化、効率化の観点から入札によって落札候補順を決定し、第 1 落札候補者から資格要件の審査を行い、落札者を決定する方法である。

- 5 公募型指名競争入札とは、発注する案件ごとに公募する基準を定め、本市入札参加有資格者名簿に登載されている者の中から入札参加者を広く募り、その基準に基づき指名された者により競争入札を行う方式である。本市ではこの方式による場合、基準を満たせば全ての者を指名している。

第 3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

1 契約事務について注意、改善を要するもの

(1) 事前に決裁を行わずに契約を行っていたもの

総務部経理担当において、東成区管内取付管渠築造工事（20－1）ほか 22 件について、契約締結決議の起案日や事業請負申込書の提出日の前に契約を行っていたので注意されたい。

(2) 契約を行わずに購入していたもの

大阪市契約規則では、契約は、契約書に記名押印した時に確定すると定めている。また、契約書を省略する場合は、見積書等で代用することができると定めている。総務部経理担当において、地下鉄回数カード等を購入する場合に、契約書または見積書等がなく、確定支出決議により購入していたので注意されたい。

(3) 契約締結に必要な書類に不備があるもの

津守下水処理場機械棟直流電源装置修復工事契約ほかについて、業者名の記載、押印、日付の記載のない事業請負申込書を業者から受理していたものが見受けられたので注意されたい。

また、総務部経理担当において、特名理由書が添付されていなかったものがあつた。監査対象局の説明によると、紛失したとのことであるので注意されたい。

さらに、東部下水道管理事務所において、緊急物品購入について、契約締結の日付より後に定められた様式の書類（実施理由書）が、契約請求の決裁に添付されていたものがあつた。監査対象局の説明によると、実施理由書に軽微な誤字、脱字等があつたため訂正し、差し替えを行ったとのことであるが、誤解を生む事務処理となっているので注意されたい。

(4) 特名随意契約について改善を要するもの

財団法人大阪市下水道技術協会と特名随意契約を行っている 24 件のうち特名理由に妥当性を欠くものが 6 件、積算根拠が詳細でなかったものが 4 件見受けられた。また、舞洲スラッジセンターにおけるボイラ

用清缶剤の購入契約についても特名理由に妥当性を欠いていた。

契約事務における透明性、公正性の確保の観点から、特名随意契約の方法により契約を行っているものについて、その理由に妥当性を欠くものについては入札などによる契約に改め、積算根拠が詳細でなかったものについては積算根拠を詳細にするよう改められたい。

2 契約における履行確認について注意、改善を要するもの

(1) 納品書の日付が書き替えられていたもの

南部下水道管理事務所において、納品書の日付が書き替えられていたものが 3 件見受けられた。監査対象局の説明によると、職員が書き替えたとのことであり、不適切な事務処理となっているので注意されたい。

(2) 検査調書を作成していないもの

建設局では平成20年10月 8 日以降に発注する契約から、契約金額にかかわらず検査調書を作成し、納品書を検査調書控えの裏面に添付し保管する取扱いを定めているが、南部下水道管理事務所において、物品の購入について検査調書を作成していないもの、納品書の添付がなく検査調書も作成していないものが見受けられたので注意されたい。

(3) 履行確認に必要な書類に不備があるもの

ア 納品書に不備があるもの

南部下水道管理事務所において、納品書がなかったものが 2 件見受けられた。監査対象局の説明によると、1 件は納品書を紛失したもの、1 件は納品書を徴していないものであるとのことであった。また、納品書の日付が記入されていなかったものが、東部下水道管理事務所で 14 件、南部下水道管理事務所で 10 件見受けられたので注意されたい。

さらに、訂正印の押印なく日付が訂正された納品書を受領していたものが 2 件見受けられたので注意されたい。

イ 業者から提出された書類に不備があるもの

平成19年度南部下水道管理事務所管内下水管渠調査業務委託（その 1）において、受託者が施工計画書で定めている安全管理計画では、安全訓練等を毎月 1 回以上、作業員の参加で行うとされている。しかし、業者から提出された書類に添付された合計 6 枚の写真のうち、同じ写真が 3 組あった。適切な確認ができていなかったので注意されたい。

また、平野区管内取付管渠築造工事（20－1）契約、中浜、今福及び放出下水処理場の蚊及びユスリカ駆除業務委託契約において、業者からの報告書等に記載漏れ、記載誤りがあったので注意されたい。

(4) 提出書類の記載内容について定められていないもの

平成18年10月に策定された「業務委託契約事務ガイドライン」では、仕様書について「業務内容を示した仕様書等については、契約の履行にあたり疑義の生じないように努めて詳細に記載しなければならない。」

と記載されている。大野浚渌土砂中継基地等施設管理業務委託ほかの仕様書において、作業日報、点検結果報告書などを提出書類として定めているが、提出書類に記載すべき内容については定めておらず、詳細な記載となっていなかったもので注意されたい。

3 概算契約について注意を要するもの

建設局では、契約管財局の定める物品契約事務処理要領を準用し、概算契約で予定数量が 2 割以上増減する場合は、契約の確定通知にその原因についての理由書を添付すると定めているが、下水道管理事務所において添付のないものが見受けられたので注意されたい。

また、舞洲スラッジセンターにおいて白灯油を概算契約で購入していたが、買入期間終了後に業者から確定承諾書を徴取せず、契約金額の確定を行っていないので注意されたい。

4 その他について

(1) 小口現金の取扱いについて改善を要するもの

総務部経理担当、東部下水道管理事務所及び南部下水道管理事務所において、平成 20 年 4 月から平成 21 年 1 月までの小口現金の使用実績が設定金額に比して低調であった。使用実績を踏まえた設定金額に改められたい。

また、南部下水道管理事務所では、小口現金のうち 90,462 円（平成 21 年 2 月 26 日現在）を現金で保管していた。使用実績に比して多額であることから改められたい。

小口現金使用実績（平成 20 年 4 月～平成 21 年 1 月）

	総務部 経理担当		東部下水道 管理事務所		南部下水道 管理事務所	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
平成 20 年 4 月	18	14,810	4	700	2	3,150
平成 20 年 5 月	25	24,745	16	5,960	4	13,225
平成 20 年 6 月	27	18,668	6	6,068	3	8,024
平成 20 年 7 月	21	15,850	14	9,421	8	6,530
平成 20 年 8 月	28	30,400	6	10,071	8	30,795
平成 20 年 9 月	26	19,592	2	1,785	4	7,395
平成 20 年 10 月	28	19,000	2	1,150	0	0
平成 20 年 11 月	24	14,900	2	800	2	5,775
平成 20 年 12 月	15	9,100	3	1,350	1	7,875
平成 21 年 1 月	15	8,000	5	6,260	2	2,825
計	227	175,065	60	43,565	34	85,594

(2) 地下鉄回数カード等の管理等について注意、改善を要するもの

建設局下水道事業会計では、受払台帳で地下鉄回数カード等の未使用券の管理を行っていた。精算書を作成していたが、使用中の券について適正に管理しておらず、保管出納簿や使用簿を作成していなかった。

地下鉄回数カード等については、東部及び南部下水道管理事務所において、交付から 2 か月以上返却されていないものが見受けられたので改

められたい。また、東部下水道管理事務所において、受払台帳に交付先の記載をせず地下鉄回数カードを交付しているものが見受けられた。交付先の調査と現物の確認のため、当該地下鉄回数カードの提出を求めたが、検査時には提出されず、その後も提出を求めたが、破棄したとの理由で提出されなかったので注意されたい。

市バス回数券については、複数冊保管しているが保管枚数に比して、使用実績が低調であるので、改められたい。また、北部下水道管理事務所は平成20年8月分から、十八条下水道センターは平成21年1月分から、総務部経理担当への市バス回数券使用実績報告を行っていないので注意されたい。

(3) 超過勤務命令等について注意を要するもの

ア 超過勤務命令の手続について注意を要するもの

超過勤務命令簿について、超過勤務命令が必要な理由を、「早急に」、「契約を急ぐため」、「入札までに」などとし、具体的に記載していないものが121件見受けられた。また、命令権者が訂正すべき箇所を本人が訂正していたものが4件見受けられたので注意されたい。

イ 出退勤の打刻及び出張命令のないもの

所定の勤務時間外の出張において、超過勤務命令はあるが、出退勤の打刻及び出張命令のないものが見受けられたので注意されたい。

ウ 労働基準法に規定する休憩時間を付与していなかったもの

下水道管理事務所では、大雨警報や大雨注意報等の発令時の超過勤務命令において、労働基準法に規定する休憩時間を付与していなかった。業務の性質上、結果として休憩時間を付与できない場合も考えられるが、労働基準法を遵守するよう注意されたい。

(4) 個人情報の取扱いについて注意を要するもの

平野区管内取付管渠築造工事（20－3）契約において、契約締結の際に、業者からの提出書類に運転免許証の写しが添付されていた。大阪市個人情報保護条例では、必要な範囲内での個人情報の収集を行う旨を規定しているが、運転免許証の写しには必要のない個人情報が記載されているので注意されたい。

(意見)

建設局下水道事業会計では、事務用品の購入については総務部経理担当で各担当及び各事業所分を一括して契約を行っている。今後は、一括して契約を行っていないトイレトペーパー、洗剤、ゴミ袋などの事務用品以外の物品についても、一括して契約を行うなど効率的な事務のあり方を検討されたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部企業会計監査担当)



大阪市監査委員告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成20年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成21年9月11日

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

平成20年度定期監査等結果報告の公表

（水道局工務部所管事務（浄水場、施設保全センター及び水質試験所関係事務を中心に））

第 1 監査の概要**1 監査の期間**

平成21年2月9日から同年3月19日まで

2 監査の対象

水道局工務部所管事務（浄水場、施設保全センター及び水質試験所関係事務を中心に）

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、水道局工務部所管事務（浄水場、施設保全センター及び水質試験所関係事務を中心に）が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成20年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 収入、支出関係事務が適正に行われているか。
- イ 各施設の維持管理が適正かつ効率的に行われているか。
- ウ 浄水施設整備事業の進捗状況が適切に管理されているか。
- エ 職員の勤怠及び諸手当に係る事務は適正に行われているか。
- オ 人員配置並びに組織改編に伴う所管業務の移管は、適切かつ効率的に行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 水質試験所受託試験に係る収入関係事務が適正に行われているか確認した。
- イ 施設の維持管理について、各施設の点検実施状況を確認したほか、業務委託契約書等を抽出し、適正に事務処理が行われているか確認した。
- ウ 浄水施設整備事業の進捗状況について、関係職員より説明を聴取し、

確認した。

エ 職員の勤怠及び諸手当について、超過勤務命令簿、特殊勤務実績簿と出勤簿、休暇願簿・市内出張命令簿、給与明細等を抽出により照合し、適正に事務処理が行われているか確認した。

オ 人員配置が、各施設の業務量に応じて、適切かつ効率的なものとなっているか、関係職員から説明を聴取するなどの方法により調査した。

組織改編に伴う所管業務の移管状況についても同様に調査した。

第 2 事務の概要

水道局では平成20年4月1日より浄水場設備の維持管理業務の標準化及び効率化を図るとともに柔軟かつ効率的な業務執行体制とするため、工務部施設管理担当及び各浄水場の設備維持管理部門を統合して施設保全センターを開設した。

浄水場、施設保全センター及び水質試験所の主な所管事務の概要は次のとおりである。

1 浄水場

- (1) 水道及び工業用水道の取水、浄水及び送水に関すること
- (2) 施設の維持管理に関すること
- (3) 水道及び工業用水道の浄水場の連絡調整に関すること

ただし、工業用水道の取水、浄水及び送水に関すること並びに浄水場の連絡調整に関することは柴島浄水場のみの所管事務

2 施設保全センター

- (1) 電気、通信、機械設備及び建築物の維持管理に関すること

3 水質試験所

- (1) 水源及び原水、ろ水、浄水等の水質試験に関すること
- (2) 水道の浄化過程の調査及び研究に関すること
- (3) 水質についての試験、調査及び研究の受託に関すること

なお、浄水場、施設保全センター及び水質試験所の職員配置状況は表－

1、各浄水場の施設の現況は表－2、施設保全センターにおける修理等実施件数は表－3、水質試験所における水質試験の実施状況は表－4のとおりである。

表－1 浄水場、施設保全センター及び水質試験所職員配置状況

(単位：名)

事業所名 \ 職 種		事務職員	技術職員	技能職員	合計
柴 島 浄 水 場	庶 務 担 当	10	4	1	15
	技術調査担当		9	4	13
	維 持 担 当		4	31	35
	運 転 担 当		14	93	107
	計	10	31	129	170
庭 窪 浄 水 場	庶 務 担 当	8	1	2	11
	維 持 担 当		4	15	19
	運 転 担 当		9	57	66

	計	8	14	74	96
豊 野 浄 水 場	庶 務 担 当	6	1		7
	維 持 担 当		3	10	13
	運 転 担 当		5	24	29
	計	6	9	34	49
施設保全センター	本 所	7	23	72	102
	庭 窪 分 室		6	18	24
	豊 野 分 室		5	11	16
	東 部 分 室	1	1	12	14
	計	8	35	113	156
水 質 試 験 所	本 所	4	21		25
	庭 窪 分 室		7		7
	豊 野 分 室		4		4
	計	4	32		36
総 合 計		36	121	350	507

(注) 平成21年2月1日現在

表－2 各浄水場施設の現況

		柴島浄水場系	庭窪浄水場系	豊野浄水場系	合 計
給水能力 (m ³ /日)		1,180,000	800,000	450,000	2,430,000
取水設備	取水口 (塔)	4 基	2 基	2 基	8 基
	沈 砂 池	14 池	6 池	4 池	24 池
	取 水 ポ ン プ	17 台 (4棟)	15 台 (3棟)	7 台 (2棟)	39 台 (9棟)
浄水設備	凝集沈でん池	23 池	12 池	6 池	41 池
	中オゾン接触池	15 池	16 池	4 池	35 池
	急 速 ろ 過 池	80 池	64 池	28 池	172 池
	後オゾン接触池	6 池	3 池	4 基	9池+4 基
	粒状活性炭吸着池	26 池	16 池	10 池	52 池
	揚 水 ポ ン プ	10 台	6 台	4 台	20 台
	塩 素 接 触 池	4 池	2 池	2 池	8 池
	浄 水 池	—	33,400 m ³ (6池)	75,300 m ³ (5池)	108,700 m ³ (11池)
	送 水 ポ ン プ	—	13 台 (2棟)	自然流下	13 台 (2棟)
配水設備	配 水 池	構内配水池 273,600 m ³ (19池) 大淀配水場 55,000 m ³ (4池) 大手前配水場 33,700 m ³ (3池) 港配水場 15,000 m ³ (2池)	巽配水場 100,900 m ³ (8池) 住吉配水場 12,000 m ³ (2池) 住之江配水場 27,300 m ³ (2池) 咲洲配水場 30,000 m ³ (2池) 長居配水場 42,000 m ³ (3池)	城東配水場 67,000 m ³ (6池)	656,500 m ³ (51池)
	配 水 ポ ン プ	32 台 (6棟)	29 台 (5棟)	6 台 (1棟)	67 台 (12棟)
	加 圧 ポ ン プ	真田山 4台 北 港 3台	杉 本 町 2台 瓜 破 2台 長吉川辺 2台 遠里小野 2台 此 花 2台	—	17 台
	給 水 塔	舞洲給水塔 500 m ³	—	—	500 m ³
	排水設備	脱 水 機 7 台	6 台	—	13 台
排水設備	天 日 乾 燥 池	—	—	42,900 m ² (32池)	42,900 m ² (32池)

(注) 1 平成21年1月31日現在

2 柴島浄水場の脱水機は、工業用水道と共用している。

表－３ 施設保全センターにおける修理等実施件数

(単位：件)

所 属		項 目	19 年度	20 年度(1 月まで)
本 所	施 設 管 理	修理依頼	94	50
		製作依頼	49	32
	設備維持管理		319	215
庭 窪 分 室			149	167
豊 野 分 室			48	67
東 部 分 室	営 繕		706	485
	電 気		405	314
計			1, 770	1, 330

(注) 平成21年 1 月31日現在

表－４ 水質試験の実施状況

「平成20年度大阪市水道・水質管理計画」による水質試験

	名称	測定場所数	測定項目数	測定頻度
水質検査 計画	毎日検査	市内 40 か所	6 項目	1 日 1 回(水質遠隔監視装置による)
	水質基準に関する水質検査	市内 21 か所	水質基準項目及び水質管理目標設定項目の 57 項目	1 か月に 1 回～ 3 か月に 1 回
浄水場 水質管理 計画	浄水場 水質管理計画	各浄水場の処理過程（原水～浄水）	水質基準項目及び水質管理目標設定項目など（93 項目と農薬 99 種類）	1 日に 1 回～1 年に 1 回
水源水質 監視計画	琵琶湖調査	5 か所	28 項目	1 か月に 1 回～2 か月に 1 回
	淀川本川調査	8 か所	66 項目と農薬類 99 種類	1 か月に 1 回～2 か月に 1 回
	淀川支川調査	6 か所	62 項目と農薬類 99 種類	1 か月に 1 回～3 か月に 1 回
	事業所排水調査	11 か所	61 項目	3 か月に 1 回～6 か月に 1 回
水質調査 計画	主な調査対象項目		調査方法	
	微生物指標		・情報の収集 ・測定方法の開発と適用 ・対象項目の存在実態の把握（原水中の存在実態や濃度の把握等） ・高度浄水処理工程等での挙動の把握 ・低減化対策の確立 ・水道水の安全性の確認	
	感染性微生物			
	内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）			
	農薬類			
	残留性有機汚染物質			
	有機合成化合物			
	消毒副生成物			
	水質基準要検討項目			

第 3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

1 下水道使用料の支払いについて注意を要するもの

柴島浄水場では、浄水処理後の汚水を下水放流しており、その使用量に応じた下水道使用料を建設局へ支払っているが、浄水処理以外の排水にかかる下水道使用については、取扱いが定められておらず使用料についても支払われていない状況となっているので、早急に建設局と協議し、その取扱いを定められたい。

また、庭窪浄水場における下水道使用料は下水道使用量認定申請に基づき守口市に支払っているが、使用量の算定基礎となる在籍人員が平成13年4月1日の予定人員で積算された使用料のまま支払いが行われているので、適正な人員での使用料の支払いとなるよう注意されたい。

(柴島浄水場、庭窪浄水場)

2 備品管理について注意を要するもの

柴島浄水場において、抽出により備品の現物検査を行ったところ、所在不明のものが見受けられたので、適正に管理するよう注意されたい。

(柴島浄水場)

3 超過勤務に係る事務処理について注意を要するもの

工務部浄水場交替勤務職員については、1か月の勤務サイクルが指定された後は勤務シフトの変更は認めないこととし、職員の年休取得等に伴い他の職員による代務が発生した場合の勤怠については、超過勤務で対応することとなっている。

庭窪浄水場の交替勤務において、自己のヒル勤務（8時45分から17時15分まで）で年休を取得した後に代務としてヨル勤務（16時45分から翌9時15分まで）に就いた時に当日分（16時45分から24時まで）を休日勤務割増の13割5分で超過勤務手当を支給しているが、本来の勤務シフトによる通常割増の12割5分の支給となるので、所要の措置を講じるとともに、年休取得時の超過勤務に係る事務処理について注意されたい。

(庭窪浄水場)

4 入門手続きについて注意を要するもの

「請負業者の浄水場における入出門に関する要綱」では、浄水場に正規入門しようとする請負者は、入門しようとする3日前までに、関係書類を提出のうえ入門許可を受けることとなっている。

柴島浄水場の入門手続きについて、新規入門許可証交付願を抽出により検査したところ、手続きが遅延しているもの、添付書類に不備のあるものが見受けられたので、安全衛生管理の観点からも厳正な手続きを行うよう注意されたい。

(柴島浄水場)

(意見)

水道局では、配水管理や浄水管理の一元化の取組に併せて、年間総労働時間の短縮、夜間勤務回数の削減及び超過勤務時間の削減を図る目的で、交替勤務制度の見直しを行っている。工務部浄水場交替勤務職場において、平成20年11月に4直3交替制から5直2交替制に変更したところであるが、5直2交替制としたことにより、代務をした場合に24時間連続勤務が発生している事例が見受けられるほか、交替勤務者の代務を交替勤務者に限定しているなど、勤務体制に柔軟性を欠く部分なども見受けられた。新しく導入した勤務体制を検証し、変更による効果を最大限に発揮するよう努力されるとともに、今後、浄水管理場の統合や配水場の遠隔管理による無人

化などにより、さらなる組織再編が可能になると考えられるので、より弾力的かつ効率的な組織体制を構築されたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部企業会計監査担当)

大阪市監査委員告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成20年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成21年9月11日

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

平成20年度定期監査等結果報告の公表

(教育委員会事務局生涯学習部、図書館及び音楽団所管事務)

第 1 監査の概要

1 監査の期間

平成21年2月2日から同年2月27日まで

2 監査の対象

教育委員会事務局生涯学習部、図書館及び音楽団所管事務

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、教育委員会事務局生涯学習部、図書館及び音楽団所管事務が関係法令等にとっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成20年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 現金、有価証券等の取扱いは適切に行われているか。
- イ 収入関係事務は適切に行われているか。
- ウ 超過勤務手当に係る事務は適切に行われているか。
- エ 業務委託に係る事務は適切に行われているか。
- オ 補助金に係る事務は適切に行われているか。
- カ 財産管理事務は適切に行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、以下のとおりである。

- ア 現金及びタクシー乗車券等について、出納簿等との照合を行うとともに、取扱方法を聴取した。

イ 使用料等の収入について、納入通知書等を閲覧し、納期限の設定等は適切かの確認を行った。

ウ 超過勤務手当について、抽出により超過勤務命令簿の命令行為や現認行為等の手続と時間外勤務の理由について確認を行った。また、所属別月間勤務状況一覧、休暇簿及び出張命令簿等との整合性を確認した。

エ 業務委託について、支出決議書、契約書及び検査調書等を閲覧し、事務手続等について聴取した。

オ 補助金について、関係書類を閲覧するとともに、事業内容について聴取した。

カ 財産の使用状況について、関係書類の閲覧、経過等の聴取を行うとともに、一部現場を視察し、許可事務が適切に行われているか確認した。また、備品については、備品台帳に基づき抽出により現物との照合を行った。

第 2 事務の概要

教育委員会事務局生涯学習部は、生涯学習及び地域教育の振興に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整並びに事業の推進に関する事務や文化財に関する事務等を、図書館は、館及び所管施設の管理運営に関する事務、図書館資料の利用並びに利用の相談及び調査に関する事務、地域文庫及び自動車文庫事業に関する事務等を、音楽団は、団及び所管施設の管理運営、使用許可及び収入金の徴収に関する事務、公開演奏、依頼演奏その他演奏に関する事務等を行っている。

なお、職員配置状況等については次表のとおりである。

表－1 職員配置状況

生涯学習部

(単位：名)

担当名	行政職							技能職	合計
	事務職員	技術職員	司書	社会教育 主事(補)	音楽士	学芸員	守衛		
		電気							
社会教育担当	9	4		12				5	30
市民学習振興担当	5			10					15
文化財保護担当	2			1		4			7
音楽団	4				40			3	47
図書館	11	1	123	1			1	4	141
合計	31	5	123	24	40	4	1	12	240

(注) 1 平成21年1月1日現在

2 図書館については、地域図書館23館を含む。

表－２ 大阪城音楽堂の概要

所在地	大阪市中央区大阪城 3 番 11 号（大阪城公園内）
開館開始	昭和 57 年 5 月
敷地面積	4,018.7 m ²
延床面積	931.7 m ²
施設内容	1F 舞台 2F リハーサル室・楽屋 客席 3,002 人（椅子席 1,945 席 その他 芝生席）
利用状況 (利用率)	舞台 149 件（40.5%） その他 303 件（50.5%）

(注) 1 利用状況及び利用率は平成20年度実績

2 舞台は冬期（平成20年11月15日～平成21年3月14日）を除く。

表－３ 図書館の概要

図書館名	所在地	蔵書冊数 (冊)	年間貸出冊数 (冊)	閲覧室 面積 (m ²)	建設年月
中央図書館	西区北堀江 4-3-2	1,650,923	2,691,597	7,840	平成 8 年 7 月
地域図書館		1,701,089	8,487,912	12,318	—
北	北区本庄東 3-8-2	61,465	284,144	342	昭和59年 8 月
都 島	都島区中野町 2-16-25	58,335	360,436	402	昭和53年 7 月
福 島	福島区吉野 3-17-23	70,638	321,249	411	昭和62年 5 月
此 花	此花区四貫島 1-1-18	69,073	230,262	430	昭和52年11月
島之内	中央区島之内 2-12-31	79,858	205,420	570	平成元年 9 月
港	港区弁天 2-1-5	60,505	270,035	379	昭和57年 5 月
大 正	大正区千島 2-6-15	62,204	193,788	369	昭和61年 5 月
天王寺	天王寺区上之宮町 4-47	92,635	363,021	647	昭和60年 4 月
浪 速	浪速区敷津西 1-5-23	70,393	124,107	419	昭和59年 4 月
西淀川	西淀川区御幣島 1-2-10	87,312	534,682	888	平成17年 5 月
淀 川	淀川区新北野 1-10-14	65,856	322,553	359	昭和58年10月
東淀川	東淀川区東淡路 1-4-53	105,851	462,720	698	平成10年 3 月
東 成	東成区大今里西 3-6-6	64,581	313,751	345	昭和51年 6 月
生 野	生野区勝山南 4-7-11	64,975	268,245	409	昭和56年 5 月
旭	旭区中宮 1-11-14	90,583	518,891	784	平成12年 1 月
城 東	城東区中央 3-5-11	64,227	412,374	425	昭和48年 7 月
鶴 見	鶴見区横堤 5-3-15	87,076	608,255	784	平成17年 5 月
阿倍野	阿倍野区阿倍野筋 4-19-118	86,828	555,361	786	平成14年 1 月
住之江	住之江区南加賀屋 3-1-20	66,059	338,802	399	昭和52年11月

住 吉	住吉区南住吉 3-15-57	79, 283	501, 729	869	平成20年 1 月
東住吉	東住吉区東田辺 2-11-28	63, 123	449, 879	385	昭和54年 1 月
平 野	平野区平野東 1-8-2	88, 936	571, 258	801	平成13年10月
西 成	西成区岸里 1-1-50	61, 293	276, 950	417	昭和60年 3 月
自動車文庫	市内69ヵ所	88, 153	245, 718	—	—
合計		3, 440, 165	11, 425, 227	20, 158	—

(注) 平成20年 3 月31日現在

表－4 大阪市史編纂所の概要

所在地	大阪市西区北堀江 4 丁目 3 番 2 号 (市立中央図書館 3 階)
事業内容	市史の編纂・刊行、市史史料の調査・収集・保存等
刊行状況	刊行中：「新修大阪市史 史料編」、「大阪市史史料」、 「大阪の歴史」、「編纂所だより」 既 刊：「大阪市史」「明治大正大阪市史」、「昭和大阪市史」、 「昭和大阪市史続編」、「新修大阪市史 本文編」

表－5 音楽団活動状況

事業別	事業内容	回数等 (ステージ数)
自主事業	定期演奏会等	14回 (24ステージ)
	講習会	17回
	学校別指導 (市立中学校・高等学校)	41校 延べ542名
	式典	1 回
依頼演奏	コンサート	31回 (52ステージ)
	講習会	5 回
	C D 録音	6 件
	式典	3 回

(注) 1 平成20年度実績

2 学校別指導については、平成19年10月から平成20年 9 月までの実績

第 3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

また、監査の過程で、監査対象局が既に措置を講じたものについては、「措置済事項」及び「一部措置済事項」として記載した。

1 現金、有価証券等の取扱いについて

(1) 小口支払基金の取扱いについて注意を要するもの《措置済事項》

小口支払基金管理規則によれば、資金前渡受領者は、小口支払基金出納決議簿を備え、資金の収支を明らかにしておかなければならないとされており、また会計室作成の「小口支払基金取扱要領」によれば、資金前渡受領者は、債権者に対し前渡資金の支払を行った場合、あて

先、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所及び氏名が記載され、領収印が押印された領収証書を債権者より徴取しなければならないとされている。

しかしながら、中央図書館においては、支出の都度事前に決議が行われず、一月ごとにまとめてなされており、また、領収証書に取引内容の記載がないなど不備のあるものが多数見受けられたので、注意されたい。

[教育委員会事務局が講じた措置の内容]

小口支払基金業務については、出納決議簿を備え、支出の都度事前決議を行うとともに、小口支払基金内訳書を明確に記載し、領収証書においても但し書き欄の記載を徹底するよう改めた。

(2) 地下鉄回数カードの保管について注意を要するもの《措置済事項》

会計室作成の「公金安全保管マニュアル」によれば、回数券などについても、現金同様、金庫での保管が必要とされているが、中央図書館においては、地下鉄回数カードが金庫で保管されていなかったのを、注意されたい。

[教育委員会事務局が講じた措置の内容]

地下鉄回数カードの保管について、金庫での保管に改めた。

2 収入関係事務について

(1) 収入の根拠や手続の明確化を要するもの《一部措置済事項》

大阪城音楽堂において催事の際に発生するごみについては、使用者側で清掃のうえ、適切な処置をすることとされているが、使用者側の都合により持ち帰ることができず本市がその処理を依頼された場合は、費用として90リットルのごみ袋2袋につき500円を徴収しているとのことであった。

音楽堂や付属施設の使用料は、音楽堂条例及び音楽堂規則に定められているが、上記ごみ処理料についての規定はなく、基準等も決裁されていない。単価についても使用者との打合せ時に口頭で説明しているとのことであったが、音楽堂内や利用案内には表示されていない。

また、複写についても、コンビニエンスストア等が近くにないため、1枚につき10円であることを使用者に口頭で説明したうえで音楽団事務所の複写機で複写し、費用を徴収しているとのことであったが、同様の状態であった。

使用者の利便性を考慮した行為であるとはいえ、現金を取り扱う以上、収入の根拠や手続が明確となるよう改められたい。

[教育委員会事務局が講じた一部措置の内容]

大阪城音楽堂において催事に発生するごみ処理及び複写機利用における使用者への通知については、打合せ時に文書による通知を行い、催事終了後、徴収するよう改めた。

(2) 収入の根拠規定と実態との合致等、整理を要するもの

著作権法第31条によれば、図書館等においては、利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合には、図書館資料を用いて著作物を複製することができる」とされており、複写方法について、著作権法を所管する文化庁は、「図書館職員が、コピー申込みの受付の際にコピー対象が著作権法で規定する範囲内であるかチェックし、コピー終了後もコピーしたものが申込みと同一であるか照合するとともに、対価（実費）も適法なものとなるよう図書館が決定している場合は、複製請求者や委託業者がコピー機の操作をしたとしても問題はないものと考えられます。」としている。

しかしながら、本市においては、すべての図書館において、図書館資料の複写サービスを実施しているものの、その方法は、監査対象局の説明によれば、複写を求める利用者が所定の「複写申込書」に資料名、複写ページ等を記入のうえ、事前に係員に提出して、著作権法に規定する範囲内であるかのチェックを経て、複写の許可を受けた利用者が、受付カウンターに隣接したコイン式の電子式複写機を使用して、係員の目前で利用者が自ら資料の複写を行うというものであり、各図書館においては、事後のチェックについては、事前審査を経て係員の目前で複写が行われるため省略されているとのことであった。

また、図書館条例、図書館規則及び中央図書館資料複写規程によれば、図書館資料の写真複写を依頼しようとする者は、所定の複写申込書に必要事項を記入して、館長から複写の許可を受け、教育委員会が定める手数料を前納しなければならないとされている。

しかしながら、図書館内に設置された複写機は、行政財産の目的外使用許可を受けた民間事業者が設置したものであり、複写にかかる料金は、本市手数料としての歳入とはなっていない一方で、中央図書館の商用データベースについては、プリントアウト料金の一部が、其他使用料として収入されており、監査対象局の説明によれば、図書館条例に規定する手数料が発生する場合とは、図書館職員が直接複写作業を行ったときに限られるとのことであるものの、平成8年に現行の方式が導入されて以来、そのようなケースはなく、また、利用者自身が複写作業を行う場合についての規定は何ら明記されていない。

さらに、図書館窓口業務の委託契約の仕様書には複写用紙の補給作業が含まれていたが、本来ならば複写機の設置者が自ら行うべきものと考えられる。

このような状況からすれば、公的な図書館事業として実施している図書館資料の複写サービスに使用する複写機について、管理責任の所在や事業を評価する際の費用認定があいまいになるおそれがあることはもとより、いずれにしても、収入の根拠規定とサービスの実態が乖離

し、首尾一貫していない状態であるので、整理を図られたい。

(3) 歳入の徴収手続について注意、改善を要するもの《一部措置済事項》

財産規則によれば、普通財産の貸付料は、定期に納付させなければならないとされている。

しかしながら、もと住吉青少年会館に設置を許可している自動販売機に係る土地賃貸料については、当該自動販売機の毎月の売上高の10%（ただし、月の売上高の10%が1台あたり3,150円を下回るときは、1台につき3,150円）とする市有財産賃貸借契約を締結しているが、相手方からの売上高報告の時期が一定でなく、貸付料の調定期が遅延しているものが見受けられたので、注意するとともに、契約書に毎月の売上高の報告期限等に関する条項を追加するなど改善されたい。

また、総合生涯学習センター及び各市民学習センターの自動販売機に係る私用光熱水費については、事前の調定行為及び納入の通知行為をなすべきところこれらがなく、相手方から半年ごとにまとめて払い込まれた金額をもって、調定金額登録を行っているのみであった。また、当初に支出される施設全体としての光熱水費が月ごとであることからすれば、半年ごとにまとめて歳入する根拠も乏しいことから、私用光熱水費の徴収手続については、適正かつ迅速に行うよう注意されたい。

[教育委員会事務局が講じた一部措置の内容]

もと住吉青少年会館に設置している自動販売機の売上高報告については、契約書に報告期限等に関する条項を追加した。

(4) 収納金の払込みについて注意を要するもの《一部措置済事項》

会計規則によれば、収納した歳入について、出納員等は、納付書により、その翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならないとされ、また、少額の歳入については、数日分を取りまとめて払い込むことができるが、その金額が20,000円を超えるときは、その都度これを払い込まなければならないとされている。

しかしながら、音楽団においては、収納した大阪城音楽堂使用料（単価2,900円～432,000円）について、翌日までに指定金融機関等に払い込まれていなかったものが多数見受けられた。

また、市史編纂所においては、刊行物の販売代金（単価700円～5,500円）について、半月程度ごとに定例的にまとめて納付されており、監査を実施した時点で金庫内に保管されていた現金は111,400円となっていた。

収納金の払込みについては、多額の現金を金庫に保管する危険性を回避する観点からも、同規則に基づき、適正に行うよう注意されたい。

[教育委員会事務局が講じた一部措置の内容]

大阪城音楽堂使用料については、当日又は翌日に納付手続を行うよう改めた。

また、市史編纂所の刊行物販売代金の収納については、平成21年度契

約より徴収事務を委託し、職員が現金を取り扱わないよう改めた。

3 時間外勤務について

(1) 時間外勤務の認定手続について注意を要するもの《措置済事項》

時間外勤務の認定について、超過勤務命令簿等（平成20年10月分を抽出）を確認したところ、次のとおり誤りがあるものが見受けられたので、注意するとともに、精査のうえ所要の措置を講じられたい。

- ・ 時間外勤務の認定時間と市内出張時間に齟齬のあるもの

地域図書館 3名 8件

- ・ 時間外勤務の認定時間と休憩時間に齟齬のあるもの

中央図書館 4名 4件

[教育委員会事務局が講じた措置の内容]

市内出張において命令時間に変更があったことを確認していなかったもの及び休憩時間の記入誤りであり、時間外勤務時間数への影響はなかったことから、勤務の実態を確認したうえ、訂正した。

(2) 超過勤務手当の支給について注意を要するもの《措置済事項》

超過勤務手当の支給について、超過勤務命令簿等（平成20年10月分を抽出）を確認したところ、次のとおり誤りがあるものが見受けられた。

超過勤務手当の支給については、厳正な執行に注意するとともに、精査のうえ所要の措置を講じられたい。

- ・ 支給区分に誤りがあるもの 地域図書館 1名

- ・ 合計時間数に誤りがあるもの 中央図書館 1名

- ・ 勤務時間外に出張を命じているにもかかわらず

超過勤務命令簿の記載がないもの 文化財保護担当 1名

[教育委員会事務局が講じた措置の内容]

記入誤りなどによる誤支給であったことを確認したうえで、平成21年3月分及び5月分給与において戻入、追給の処理を行った。

4 契約事務について

(1) 契約書について注意を要するもの《措置済事項》

契約規則によれば、契約書には、契約の目的、契約金額等のほか、契約履行の場所、その他必要な事項を記載するものとされている。また、契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」においては、委託業務の内容に合わせて、記載すべき事項について標準例が示されている。

しかしながら、「大阪市立高等学校PTA指導者研修事業委託」ほか10件については、不当な取引制限等に係る損害賠償予約条項の率を誤っているもの、本市の契約解除権の項目のないものなどが見受けられたので、注意されたい。

[教育委員会事務局が講じた措置の内容]

平成21年度契約分より関係法令等にとり、適正な契約書を作成するよう改めた。

(2) 仕様書及び積算について注意を要するもの《措置済事項》

「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、業務内容を示した仕様書は、予定価格の算定及び検査・監督等の履行確認を行う際の基準となる書類であり、また、業務履行時に契約相手との間で疑義の生じないようにするため、努めて詳細に記載しなければならないとされている。

しかしながら、「大阪市立高等学校PTA指導者研修事業委託」ほか7件については、仕様書に研修の回数、場所等の記載がなく、業務内容が不明確となっていたものや、積算のないもの、あるいは業務における人員配置や報償費の単価等の積算内訳が詳細になっていないものが見受けられた。

仕様書については、同ガイドラインに基づき、具体的な業務内容を記載するとともに、積算についても仕様書に基づき詳細なものとするよう注意されたい。

[教育委員会事務局が講じた措置の内容]

平成21年度契約分より業務委託契約事務ガイドラインにのっとり、具体的な業務内容を記載するとともに、詳細な積算とするよう改めた。

(3) 支出方法について注意、改善を要するもの《措置済事項》

地方公共団体の支出は、通常相手方の債務の履行を確認してから行われるものであるが、事務執行上支障が生ずる場合、一部で前金払、概算払などの支出方法が特例として認められている。このような方法は通常の支出方法により相手方の履行を待っていたのでは、目的達成が困難といった条件等を要するものであり、契約書等において支出方法にかかる特約を付して行うことが適当であるとされている。

しかしながら、「障害者交流学習事業委託」においては、債務金額に変更が生じる可能性があるにもかかわらず前金払により支払っており、「埋蔵文化財収蔵展示室管理運営及び収蔵遺物管理業務委託」においては、契約書に前払金の適用なしとしているにもかかわらず、概算払を行っていた。

経費の支出方法については、業務や契約の内容に沿って最も適切な方法となるよう注意、改善されたい。

[教育委員会事務局が講じた措置の内容]

障害者交流学習事業委託については、平成21年度契約より概算払による支払に改めた。

また、埋蔵文化財収蔵展示室管理運営及び収蔵遺物管理業務委託については、平成21年度契約より契約書の条項を改め、前払金の適用を明確にした。

(4) 契約内容について注意を要するもの《措置済事項》

地方自治法によれば、普通地方公共団体は、原則として公金の徴収又は収納の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならないと

されているが、地方自治法施行令により、歳入の一部について、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる」とされている。

しかしながら、市史編纂所においては、刊行物の作成・頒布事業を委託している団体に、販売代金の徴収事務を行わせていたにもかかわらず、契約書に刊行物の販売に関する事項がなかった。

事務の効率化と合規性の観点から徴収事務のあり方を検討し、適正なものとなるよう注意されたい。

[教育委員会事務局が講じた措置の内容]

平成21年度契約より販売に関する事項を契約書に明記し、徴収事務を含めて委託するよう改めた。

5 分担金事務について改善を要するもの

分担金は、契約等に基づき他の地方公共団体、私人又は任意団体に対して本市が分担しなければならないものであるが、その妥当性を確認するためには、分担根拠となる事業内容や積算を、疑義の生じないよう契約等で詳細に記載しなければならない。

しかしながら、本市が大阪市PTA協議会と共同で実施している「大阪市中学生国際交流事業」については、協約書に具体的な事業内容や総事業予定額の記載がなく、本市の分担金を充当する経費が大まかに掲げられているのみであった。また、精算報告書についても、平成19年度分を調査したところ、詳細なものとはなっていなかった。

協約書や精算報告書を詳細なものとするなど、分担金の妥当性が確認できるよう事務の執行について改善されたい。

6 財産管理について

(1) 行政財産の目的外使用許可について

ア 許可手続について注意を要するもの《措置済事項》

中央図書館においては、行政財産の目的外使用を許可するにあたって、徴収すべき保証金の金額が誤っているもの、使用許可申請書或使用許可書に許可の対象となる面積や場所が明示されていないものなどが見受けられたので、注意するとともに、所要の措置を講じられたい。

[教育委員会事務局の講じた措置の内容]

保証金の金額が誤っていたものについては、使用料改定時に追徴すべき保証金の額の算定を誤っていたためであったが、平成21年3月26日付けで、不足分（10円）が納入された。

また、行政財産目的外使用許可申請書及び使用許可書に面積や場所が明示されていないものについては、平成21年度からの申請及び許可において面積等を明示するよう改めた。

イ 減免手続について注意を要するもの

目的外使用許可にあたっては、公益上の事由等により特に必要がある場合に、使用料の全部又は一部を免除することができるが、本市に

においては、平成19年度より、使用許可の相手方と用途により、「行政財産使用許可等・普通財産貸付けにおける減免基準」が定められている。

同基準によると、使用許可の相手方が個人及び株式会社等の普通法人であるときは使用料を減免しないこととされており、特別の事由により同基準により難い場合は、その事由を明確にするとともに、関係局との合議・市長決裁等の手続をとることが必要とされている。

しかしながら、株式会社である民間事業者の使用許可を与えている中央図書館及び地域図書館の複写機等については、上記基準によらずその使用料を全額免除しているにもかかわらず、必要な手続がとられていなかった。

また、採算性がないことが減免理由となっているが、同じ業者に設置を許可している公衆ファクスについては、損失が出ているにもかかわらず使用料を徴収しており、整合性がとれていない。さらに、採算性がないことの根拠として使用料免除願に添付された相手方の経費内訳には当該業者の人件費等が含まれているが、その妥当性について精査されていない。

使用料の減免にあたっては、統一的に定められた基準に基づき、適正な事務となるよう注意されたい。

(2) 公有財産台帳の変更手続等について注意を要するもの《一部措置済事項》

地方公共団体の公有財産は、その保有する目的により、行政財産と普通財産に分類されるが、これは、所有目的に応じて適切な管理を図ろうとするためのものである。

もと青少年会館については、平成18年度末に大阪市立青少年会館条例が廃止され、行政上の用途や目的は失われているが、普通財産として暫定的に、本市事業や市民グループ・サークルの自主的な活動の場所として供用することとされている。

しかしながら、公有財産台帳上では「行政財産」のままとなっており、施設の利用にあたっては、行政財産として使用許可の手続を行っていた一方で、前記（2(3)に記載）のとおり、もと住吉青少年会館に設置を許可している自動販売機に係る土地賃貸については、普通財産として賃貸しており、矛盾した管理を行っていることとなるので、注意されたい。

[教育委員会事務局が講じた一部措置の内容]

平成21年4月1日付けで、行政財産から普通財産へ財産台帳上の登録申請を行った。

(意見)

1 生涯学習相談員について

生涯学習相談員は、区長の推薦書等を勘案して教育委員会が委嘱する非常勤嘱託職員であり、各区役所で、生涯学習情報の収集・提供、生

涯学習のための学習相談及び生涯学習ルーム、生涯学習推進員の連携と支援等の職務に従事し、平成18年1月に策定された「生涯学習大阪計画」においては、生涯学習相談員は区役所における生涯学習相談の中心とされている。

しかしながら、相談件数については近年減少傾向にあり、各区によりその数に大きな差が生じている。また、生涯学習ルームや生涯学習推進員の連携や支援等については報告がなく、活動状況が明らかなものとなっていない。

生涯学習相談員については、その業務実態を把握するとともに、より有効かつ効率的なものとなるよう、必要に応じてあり方の見直しを検討されたい。

2 音楽団演奏事業運営委託について

音楽団演奏事業運営委託については、音楽団の自主事業及び依頼演奏の充実、発展を図るため各種演奏会の企画立案、宣伝、渉外、普及啓発等のマネジメントに関する業務を財団法人大阪市教育振興公社に委託している。

しかしながら、同委託業務に含まれる自主事業の一つである「スプリング・コンサート2009」のマネジメントについては、音楽団が関係団体へ直接出演依頼を行うなど、委託業務と音楽団業務が重複していた。

また、同委託業務の依頼演奏のマネジメントについては、本来であれば音楽団から指示をなすべきところ、先に依頼者と同公社が出演依頼演奏業務委託契約を有償で締結している事例が見受けられた。同一の案件について、音楽団と依頼者の双方から業務委託を受ける形となっており、内容が不明確となっている。

当該業務委託については、契約内容の明確化を図るとともに、業務委託のあり方自体についても検討されたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部一般会計監査担当)



大阪市監査委員告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第5項の規定による平成20年度随時監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成21年9月11日

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

平成20年度随時監査等結果報告の公表

(技術監査対象部門における会計管理関係事務)

第 1 監査の概要**1 監査の期間**

平成21年 1 月 26 日から同年 3 月 6 日まで

2 監査の対象事務

従来、技術監査の対象とされ事務監査の対象とされることの少なかった部門を中心に横断的に監査を行うこととし、会計管理関係事務を対象事務とした。

3 監査の対象局

定期監査等の実施状況を勘案し、計画調整局建築指導部、都市整備局公共建築部、建設局道路部、港湾局計画整備部を監査対象とした。

4 監査の範囲及び方法

今回の監査は、監査対象局の会計管理関係事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成20年度一般会計歳入歳出予算第 1 部について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 収入関係事務は適切に行われているか。
- イ 契約関係事務は適切に行われているか。
- ウ 業務委託に係る事務は適切に行われているか。
- エ 超過勤務手当に係る事務は適切に行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。なお、港湾局の事務所について、第 2 突堤事務所（施設保全事務所、電気担当）、鶴町機械事務所、咲洲緑地管理事務所及び舞洲緑地管理事務所を調査した。重点的に調査を行った項目は、以下のとおりである。

- ア 収入金の取扱方法を聴取し、出納簿等を閲覧することにより、管理が適切に行われているかの確認を行った。
- イ 契約関係事務について、支出決議書、契約請求書、契約通知書、納品書等を閲覧するとともに、事務手続等について聴取等を行った。
- ウ 業務委託について、支出決議書、契約書、事業実績報告書等を閲覧するとともに、事務手続等について聴取等を行った。
- エ 超過勤務手当について、超過勤務命令簿の命令行為や現認行為等の手続と時間外勤務の理由について確認し、勤務状況一覧及び出張命令書等との整合性について確認を行った。

第 2 事務の概要

計画調整局建築指導部は、建築指導行政に係る各種施策及び制度の調査、企画及び立案に関する事務、建築物の制限に係る許可及び認定に関する事務、建築物等の確認及び許可並びに指定確認検査機関の指導に関する事務等

を行っている。

都市整備局公共建築部は、市設建築物（住宅部所管事業に係る建築物を除く。）の建設に関する事務、市設建築物のファシリティマネジメントに関する事務、市設建築物の建設及び維持管理に係る技術的指導並びに建築技術に関する情報の収集及び管理に関する事務等を行っている。

建設局道路部は、都市計画街路事業、道路事業及び橋梁事業の調査、計画、進行管理及び連絡調整に関する事務、都市計画街路の用地、設計及び工事の施行に関する事務、土地区画整理事業に伴う道路その他の土木施設の設計に関する事務等を行っている。

港湾局計画整備部は、港湾の計画に関する事務、局所管施設及び設備の設計、工事又は製造及び維持管理に関する事務、港湾の環境の整備及び保全に関する事務等を行っている。

なお、職員配置状況は表－１のとおりである。

表－１ 職員配置状況（平成21年１月１日現在）

計画調整局建築指導部

（単位：名）

担当名	事務職員	技術職員	技能職員	府からの 出向職員	計
建築企画担当	6	10	4	1	21
建築確認担当	0	23	0	0	23
道路指定等担当	2	8	0	1	11
監察担当	0	22	0	0	22
計	8	63	4	2	77

都市整備局公共建築部

（単位：名）

担当名	事務職員	技術職員	計
企画設計担当	5	34	39
工事担当	0	21	21
設備担当	0	28	28
ファシリティマネジメント担当	0	8	8
エネルギー管理担当	0	5	5
技術管理担当	0	7	7
工事検査担当	0	7	7
計	5	110	115

建設局道路部

（単位：名）

担当名	事務職員	技術職員	技能職員	嘱託職員	府警からの 出向職員	計
事業調整担当	13	16	0	1	1	31
建設担当	0	16	3	0	0	19
設計担当	0	31	0	0	0	31
設備担当	0	17	3	0	0	20

橋梁担当	0	21	0	0	0	21
街路担当	0	14	0	0	0	14
特定街路担当	0	11	2	0	0	13
鉄道交差担当	0	8	0	0	0	8
計	13	134	8	1	1	157

港湾局計画整備部

(単位：名)

担当名	事務職員	技術職員	技能職員	医療職員	計
計画担当	6	22	0	0	28
保全監理担当	9	65	117	0	191
設計担当	0	27	0	0	27
環境整備担当	8	20	75	2	105
計	23	134	192	2	351

第 3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

また、監査の過程で、監査対象局が既に措置を講じたものについては、「措置済事項」及び「一部措置済事項」として記載した。

1 現金、有価証券等の取扱いについて**(1) 地下鉄回数カード等の管理について注意、改善を要するもの**

建設局においては、平成19年度に購入した地下鉄回数カード（以下「回数カード」という。）について、年度末時点で139枚の未使用券を保管し、翌年度に繰越していたが、多額の金券類を保管することによる危険を回避する観点などから、必要な枚数を計画的に購入し、保管枚数は必要最小限とするよう改められたい。

また、回数カードを使用者に交付した場合、その券面額を使い切るまで使用者が保管し続ける運用となっており、なかには使用開始後6か月以上保管しているものも見受けられた。私的流用を防ぐ観点からも適正な交付となるよう改められたい。

さらに、都市整備局及び港湾局においては、回数カードの出納簿について、請求印や記載漏れがあり、特に、港湾局においては、平成19年度に会計室が行った出納員調査において各種金券類の管理不備を改めるよう指導がなされていたにもかかわらず、今回の監査においても、回数カード、咲洲トンネル及びなみはや大橋の通行回数カードについて、出納簿を作成していないもの、作成していても記載漏れがあるなど、在庫枚数や使用残数及び使用者の把握が十分にできていなかったのも、注意されたい。

(都市整備局、建設局、港湾局)

(2) タクシー乗車券の取扱いについて注意、改善を要するもの

総務局作成の「タクシー乗車券の取り扱いに関する実施要領」によれ

ば、タクシー乗車券の交付を受けようとする者は、交付簿に必要事項を記入・捺印し、取扱責任者に申請しなければならないとされている。

しかしながら、タクシー乗車券交付申請・交付整理簿を確認したところ、都市整備局、建設局、港湾局においては、請求印のないまま交付されたものや、取扱責任者印のないものなどが見受けられた。

また、同実施要領は、交付にあたり、内容の厳正審査、効率的な予算執行の徹底を求めているが、港湾局においては、時間外勤務後の深夜帰宅について、通勤経路等を考慮し、時間外勤務命令を調整することで、その必要性を精査できるとされるものがあつた。

タクシー乗車券の管理については、同実施要領に基づき、厳正に取り扱うよう注意、改善されたい。（都市整備局、建設局、港湾局）

(3) 金庫の管理等について注意、改善を要するもの

会計室作成の「公金安全保管マニュアル」によれば、現金等の出納事務は、出納簿を備え、日々の収支を確実に記録することとされている。

しかしながら、港湾局施設保全事務所の金庫内には、公金外の切手及び収入印紙が保管されていたが、帳簿等もなく保管内容を明確に把握していなかった。

また、事業所本来の金庫以外に、技能職員用として E T C カード、咲洲トンネル通行回数カード、なみはや大橋通行回数カードを保管するための金庫を別途設置し、技能職員が管理していたが、出納員等の確認もなく帳簿残数と実数に不整合が見受けられた。

現金等の管理に注意するとともに、分散保管することによる危険を回避する観点からも、金庫を統合するなど整理を図られたい。（港湾局）

(4) 小口支払基金について注意を要するもの

小口支払基金管理規則によれば、資金前渡受領者は、毎月の資金の運用状況を翌月 5 日までに局長等に報告し、支出額に相当する金額を速やかに歳入歳出予算の正当科目から基金に繰り入れなければならないとされているが、建設局においては、約 2 か月を要しているものがあつたので、注意されたい。（建設局）

(5) 材料の管理について注意を要するもの

港湾局の第 2 突堤事務所及び鶴町機械事務所においては、工事や補修等に使用する材料の出納簿が作成されていないものや、事務引継ぎの不備から出納簿への記載のないものがあつたので、注意されたい。

（港湾局）

2 時間外勤務について

(1) 時間外勤務の認定手続について注意を要するもの

超過勤務命令簿等（平成 20 年 10 月分を抽出）を確認したところ、都市整備局、建設局、港湾局においては、時間外勤務の認定時間と記録された出退勤時間及び市内出張命令時間に齟齬のあるものなどが見受けられたので、注意するとともに、精査のうえ所要の措置を講じられたい。

(都市整備局、建設局、港湾局)

(2) 超過勤務手当の支給について注意を要するもの《措置済事項》

都市整備局においては、休日振替や休日勤務に係る超過勤務手当の支給について、支給率に誤りがあり、過支給となっているものが見受けられたので、注意するとともに、精査のうえ所要の措置を講じられたい。

(都市整備局)

[都市整備局が講じた措置の内容]

指摘の超過勤務手当については、すべて記載欄を誤った過支給であったので、平成21年4月に戻入させた。

(3) 始業前の時間外勤務に伴う勤怠手続について注意を要するもの

港湾局においては、始業前に時間外勤務を行い勤務時間終了前に退勤している職員の早退手続がなされていないものが見受けられたので、注意するとともに、精査のうえ所要の措置を講じられたい。(港湾局)

3 市内出張命令等について注意を要するもの

職務に専念する義務の特例に関する規則によれば、本市職員が、報酬を受けないで公益団体の業務に従事する場合、あらかじめ職務専念義務免除の承認を要するとされているが、計画調整局においては、必要な承認を得て出席すべき団体の会合に、未届や市内出張命令で出席している職員が見受けられたので、注意されたい。

また、都市整備局においては、平成20年4月から12月までの間のすべての市内出張について、市内出張命令簿に上司の決裁を受けず出張している職員が見受けられたので、注意されたい。(計画調整局、都市整備局)

4 収入事務について

(1) 調定事務について注意、改善を要するもの

会計規則によれば、歳入の調定を行ったときは、その内容を会計管理者に通知しなければならないとされ、実際には、調定内容は財務会計システムに決議もしくは金額登録を行うことで通知がなされたことになるとされている。

しかしながら、港湾局所管の此花区及び港区緑地駐車場使用料については、平成20年9月から12月まで間、調定及び登録を行っていないので、注意されたい。

また、財産規則によれば、行政財産の目的外使用料を前納したときは、保証金の納付や確実な担保の提供を免除することができるとされ、前納の時期については特に定められていないが、保証金を免除とする場合、保証金が使用料の3月分以上とされていることからすると、許可後速やかに徴収すべきであるが、港湾局においては、排水管やガス管など地下埋設物等19件について、保証金を免除としながら、許可日から4か月後に調定していたので、注意されたい。(港湾局)

(2) 収入手続について注意を要するもの

地方自治法施行令によれば、歳入の会計年度所属は、随時の収入で、

通知書等を発しないものは、これを領収した日の属する年度とされているが、計画調整局においては、建築確認申請手数料として、平成20年4月に収入したもののうち、20年度の歳入とすべきところ、19年度の歳入としていたものが見受けられたので、注意するとともに、所要の措置を講じられたい。

なお、これらの収入は、納入通知書等を発行しない随時の収入として、19年度に発行された納付書で、申請者が本市指定金融機関等へ20年4月に入金を行ったものであるが、年度末の納付書発行については、翌年度に納入される可能性もあることから確認を徹底されたい。

(計画調整局)

5 支出金額の確認方法について改善を要するもの

建設局においては、道路照明灯等の電気料金について、毎月8万件を超える多数の請求があるため、契約種別や請求内容の確認は行っていないとのことであるが、契約担当と支払担当の間の連携も含めて、効率的な方法で支出金額の確認を行うよう改善されたい。

(建設局)

6 契約事務について注意、改善を要するもの

契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、業務の成果物を特定するとともに、成果物に要求する性能や仕様等を明らかにする必要があるとされているが、計画調整局においては、「特殊建築物等定期報告業務委託」について、成果物の納期及び場所を指定してはいるものの、成果物として何を提出するのか明記していなかったもので、具体的に明記されたい。なお、精算書の経費内訳のうち、諸経費の根拠を「直接人件費×1.0」、技術料の根拠を「(直接人件費+諸経費)×0.2以内」と記載していたが、必要経費を明確にした詳細な精算書を提出させるよう改められたい。

また、都市整備局においては、「営繕積算システム等整備業務」委託について、平成19年度の精算報告書を徴していなかったもので、注意するとともに、委託料の中に、国、都道府県、政令市等で構成する委員会等運営経費の本市負担分が含まれていることから、分担金として支出すべきと思われるので、国や他都市の状況を調査したうえで、必要に応じて改められたい。

さらに、港湾局においては、小額物品購入契約について、納品書から見る限り履行遅延となっているにもかかわらず期限内に履行されたものとして検査確認を行っているもの、平成19年度に納品された物品の契約手続を20年度に行っているもの、契約前に納品が行われているもの、業者に求めた見積書の内容が、実際の購入数量と異なっているもの及び納品書に納品日の記載がないものなどが見受けられたので、注意されたい。

(計画調整局、都市整備局、港湾局)

7 環境整備負担金について所要の措置等を要するもの

港湾局においては、昭和56年度より、港湾の環境整備又は保全のための

事業は港湾で事業活動を営む事業者にも効果が及ぶことから、港湾法及び港湾環境整備負担金条例に基づき、その事業費用の一部を、港湾区域又は臨港地区内にある一定規模以上の敷地面積を有する事業者から徴収しているが、要件を充足する事業者のうち、負担金徴収の対象となっていない事業者が見受けられたので、所要の措置を講じられたい。

また、同条例施行規則第 5 条第 1 項第 3 号は、市長が公益上の理由により特に必要と認める場合に減免すると規定しているが、この第 3 号を適用するものとして水面貯木場を対象とし、2 事業者について減免を行っているものの、港湾局の説明によれば、水面貯木場が対象となる根拠は不明確とのことであるので見直されたい。

さらに、平成 16 年度分の同負担金の未収分について、早期の徴収に努められたい。
(港湾局)

8 外郭団体への業務委託について注意、改善を要するもの《一部措置済事項》

契約規則によれば、契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限などの事項を記載するものとされている。

しかしながら、都市整備局においては、財団法人大阪市建築技術協会に対して、「市設建築物の整備保全に関する業務」を委託しているが、当該契約書には契約金額の記載がなく、個々の工事や保全業務等については、内容や金額を記載した「業務実施指示書（以下「指示書」という。）」を、その都度、受託者に対し発行することにより行われていた。

また、契約は、双方の記名押印をもって確定するとされ、契約書の作成を省略したときは、相手方が記名押印をした請書等の文書をもって代用するとされているが、個々の指示書は、実質的にみて、その都度の契約金額を決定する契約行為そのものとなっているにもかかわらず、双方の記名押印や、請書等の文書はなかった。

さらに、本契約の締結後、直ちに、運営経費として、第 1 回の指示書が発行されているが、この指示書には、業務内容の記載がなく、契約期間中の人件費、被服費、事務所経費のみが内訳となっており、平成 19 年度の運営経費の精算報告書にも、金額の詳細な内訳が記載されていなかった。

委託契約にあたっては、契約規則との関係を再整理することはもとより、その業務内容を明らかにし、内容に応じた積算、精算となるよう注意、改善されたい。
(都市整備局)

[都市整備局が講じた一部措置の内容]

平成 21 年度より運営経費を廃止し、業務委託契約書において業務内容を明確にするとともに、その業務に要する経費の積算については、整備保全業務（改修等）にかかる個々の工事費等に連動した算定方式に改めた。

(意見)

1 時間外勤務縮減に向けた取組み等について

港湾局においては、本局と現場事務所間における移動の際、時間外にも

業務用車両を待機させていたもの、ペイント作業の養生等を理由に短時間の時間外勤務（15分）を繰り返していたもの、現場事務所においては、時間外に開催された直営改革意見交換会への業務出席の精査が可能と思われるもの、及び、ほぼ毎日、業務調整や準備作業、技能職員主任会議等を時間外に行い、毎月20～30時間の時間外勤務となっていたものが見受けられたので、それらの必要性を精査することはもとより、必要に応じて時間外勤務縮減に向けた更なる取組を検討されたい。

また、咲洲緑地管理事務所においては、市民啓発の一環として、木工教室やその準備作業、水田・里山管理、観賞魚等の管理、ビオトープの整備、ポートタウン各駅のディスプレイの作成・管理などを職員が実施しているが、職務とする根拠が不明瞭とも考えられることから、位置づけ等の整理を検討されたい。（港湾局）

2 維持管理費用負担協定について

建設局においては、クリスタ長堀株式会社との間で「都市計画道路長堀東西線（クリスタ長堀公共地下歩道）の維持管理に関する協定」を締結し、地下歩道等の維持管理費用の一部について負担するものとしている。

負担額については、清掃費、光熱水費等の特定経費から、別途措置される道路占用料の減免にかかる経費（以下「措置額」という。）を除き、それらの一定割合で算定されることとなっているが、実際に除かれていたのは、措置額そのものではなく、平成9年度の地下街完成当時の年間維持見込額から査定された構成比率を基に、措置額の内訳を算出したうえで、一部の経費を対象外としたものであった。

協定解釈上の控除すべき措置額の範囲の分かりにくさに加え、そもそも、上記構成比率自体、査定から相当の期間が経過しており、算出された措置額の内訳も、実際の経費額とは異なっている可能性が高いことから、必要に応じて協定の見直しなど是正措置を検討されたい。（建設局）

（監査・人事制度事務総括局監査部一般会計監査担当）



大阪市監査委員告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定による平成20年度出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成21年9月11日

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

平成20年度出資団体監査結果報告の公表

(公立大学法人大阪市立大学)

第 1 監査の概要

1 監査の期間

平成21年 1 月26日から同年 3 月13日まで

2 監査の対象

公立大学法人 大阪市立大学

(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、公立大学法人大阪市立大学における出納その他の事務及び当該団体の事業に係る所管局の事務が、関係法令等にのっとり適正に行われているかという観点から、主として平成19年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。
- イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ウ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。
- オ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。
- カ 所管局は団体に対して適切な指導監督を行っているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 出納その他の事務の執行に関する諸規程が整備されているか、また定められた規程に則した事務処理が行われているかについて確認した。
- イ 団体の事業成績及び財政状態が適正に決算諸表に表示されているかについて、決算諸表の科目ごとに検証した。
- ウ 決算諸表の各計数について年度比較を行うなどにより経営成績及び財政状態を分析した。
- エ 総勘定元帳、試算表、各種伝票等の検査を行い、各帳票間の関連計数を突合するとともに、決算計数に正確に反映しているかについて確認した。
- オ 現金及び有価証券等の出納・保管について検査し、その在高が適正に表示されているかについて確認した。
- カ 契約事務について、契約の方法及び手続、契約の締結、契約の履行などが適切に行われているかについて確認した。
- キ 団体の所管局である総務局が、団体の事業運営を十分把握し、指導的役割を果たしているかについて検証した。

第 2 団体の概要

1 設立年月日

平成18年 4 月 1 日

2 資本金

981億7,802万8,850円 (本市出えん981億7,802万8,850円 [100%])

3 役員数及び教職員数(平成21年 1 月 1 日現在)

理事 7 名(うち 1 名は非常勤)

監事 1 名(非常勤)

教員 751名(出向者を除く。)

職員 1,329名(任期付職員、育児休業・休職により本市に復帰中の者を含む。)

4 主な事業(平成19年度実績)

- (1) 大学を設置し、これを運営すること
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること
- (5) 教育研究の成果を普及し、その活用を促進すること
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

学部及び研究科

8 学 部	商学部、経済学部、法学部、文学部、理学部、工学部、医学部、生活科学部	学生数 7,258人
9 研究科	経営学研究科、経済学研究科、法学研究科、文学研究科、理学研究科、工学研究科、医学研究科、生活科学研究科、創造都市研究科	学生数 2,073人
合 計		9,331人

(注) 1 学生数は、平成19年 5 月 1 日現在

2 学部の学生数には、第 2 部学生を含む。

医学部附属病院

病床数(年度末現在)		918床
患者数(年間延)	入 院	261,356人
	外 来	496,209人
	合 計	757,565人

5 決算状況

平成19年度の貸借対照表、損益計算書及び行政サービス実施コスト計算書は、表－1、表－2及び表－3のとおりである。なお、表－1、表－2及び表－3については、本法人の決算諸表を転載している。

表－ 1

貸借対照表
(平成 20 年 3 月 31 日)

(単位 円)

資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		
土地		38,531,665,850
建物	60,855,400,023	
減価償却累計額	<u>△10,277,026,172</u>	50,578,373,851
構築物	561,429,874	
減価償却累計額	<u>△122,555,403</u>	438,874,471
機械装置	730,406	
減価償却累計額	<u>△330,744</u>	399,662
工具器具備品	7,941,147,757	
減価償却累計額	<u>△2,986,252,185</u>	4,954,895,572
図書		13,308,774,797
美術品・收藏品		144,643,051
船舶	2,942,333	
減価償却累計額	<u>△1,357,992</u>	1,584,341
車両運搬具	6,177,230	
減価償却累計額	<u>△3,205,268</u>	2,971,962
建設仮勘定		<u>438,844,541</u>
有形固定資産合計		108,401,028,098
2 無形固定資産		
ソフトウェア		682,086,763
電話加入権		1,280,000
産業財産権仮勘定		<u>210,000</u>
無形固定資産合計		683,576,763
3 投資その他の資産		
投資有価証券		1,093,217,108
長期性預金		300,000,000
金銭信託		380,000,000
長期未収入金	67,896,464	
貸倒引当金	<u>△67,896,464</u>	-
その他投資		<u>20,620</u>
投資その他の資産合計		1,773,237,728
固定資産合計		<u>110,857,842,589</u>
II 流動資産		
現金及び預金		5,573,569,989
未収学生納付金収入		20,480,500
未収附属病院収入	4,231,926,854	
徴収不能引当金	<u>△14,873,196</u>	4,217,053,658
その他未収入金		76,998,362
たな卸資産		50,261,924
医薬品及び診療材料		343,621,313
前渡金		1,846,893
前払費用		10,628,631
未収収益		7,361,724
仮払金		8,127,451
立替金		5,917,582
その他流動資産		<u>475,061</u>
流動資産合計		<u>10,316,343,088</u>
資産合計		121,174,185,677

負債の部			
Ⅰ 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金等	1,157,355,766		
資産見返補助金等	24,128,021		
資産見返寄附金	1,037,331,972		
資産見返物品受贈額	15,015,832,360		
建設仮勘定見返運営費交付金	3,918,791	17,238,566,910	
長期寄附金債務		2,729,789,480	
長期借入金		1,335,750,000	
長期リース債務		1,565,158,463	
固定負債合計			22,869,264,853
Ⅱ 流動負債			
運営費交付金債務		415,140,297	
寄附金債務		601,964,179	
前受受託研究費等		113,302,899	
前受受託事業費等		260,697,321	
一年以内返済予定長期借入金		245,250,000	
未払金		5,169,979,130	
リース債務		504,586,552	
未払消費税等		20,177,900	
前受金		5,343,601	
預り科学研究費補助金等		116,471,503	
預り金		166,087,759	
前受収益		294,900	
流動負債合計			7,619,296,041
負債合計			30,488,560,894
資本の部			
Ⅰ 資本金			
地方公共団体出資金	98,178,028,850		
資本金合計			98,178,028,850
Ⅱ 資本剰余金			
資本剰余金	14,224,051		
損益外減価償却累計額	△10,197,490,562		
資本剰余金合計			△10,183,266,511
Ⅲ 利益剰余金			
目的積立金	2,579,827,516		
当期末処分利益	111,034,928		
(うち当期総利益111,034,928)			
利益剰余金合計		2,690,862,444	
資本合計			90,685,624,783
負債資本合計			121,174,185,677

(注1) 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は、12,163,707,762円です。

表－ 2

損益計算書

(平成 1 9 年 4 月 1 日～平成 2 0 年 3 月 3 1 日)

(単位：円)

経常費用			
業務費			
教育経費		1,649,444,070	
研究経費		2,445,140,939	
診療経費			
材料費	8,022,870,994		
委託費	1,641,199,462		
設備関係費	1,822,513,355		
経費	996,373,949	12,482,957,760	
教育研究支援経費		853,079,103	
受託研究費		465,211,783	
受託事業費		207,887,889	
役員人件費		94,621,188	
教員人件費			
常勤教員給与	10,345,729,648		
非常勤教員給与	2,702,637,059	13,048,366,707	
職員人件費			
常勤職員給与	10,136,382,646		
非常勤職員給与	1,164,059,543	11,300,442,189	42,547,151,628
一般管理費			1,609,273,911
財務費用			
支払利息		52,362,488	52,362,488
雑損			41,603
経常費用合計			44,208,829,630
経常収益			
運営費交付金収益		15,659,221,703	
授業料収益		4,144,557,457	
入学金収益		746,472,000	
検定料収益		181,983,400	
附属病院収益		19,743,154,931	
受託研究等収益			
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	32,456,500		
国又は地方公共団体以外からの受託研究等収益	437,375,011	469,831,511	
受託事業等収益			
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	56,002,839		
国又は地方公共団体以外からの受託事業等収益	222,442,012	278,444,851	
補助金等収益		301,152,678	
寄附金収益		578,145,442	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	68,490,739		
資産見返補助金等戻入	1,571,077		
資産見返寄附金戻入	86,036,674		
資産見返物品受贈額戻入	1,065,009,266		
建設仮勘定見返運営費交付金等戻入	794,850	1,221,902,606	
財務収益			
有価証券利息	1,908,775	1,908,775	
雑益			
財産貸付料収益	48,434,139		
研究関連収入	196,337,465		
その他雑益	753,317,600	998,089,204	
経常収益合計			44,324,864,558
経常利益			116,034,928
臨時損失			
固定資産除却損		3,706,522	
賠償金等負担額		178,129,143	
図書除却損		56,717,725	238,553,390
臨時利益			
資産見返物品受贈額戻入		60,424,247	
保険金収入		173,129,143	233,553,390
当期純利益			111,034,928
当期総利益			111,034,928

表－ 3

行政サービス実施コスト計算書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：円)

I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	42,547,151,628	
一般管理費	1,609,273,911	
財務費用	52,362,488	
雑損	41,603	
臨時損失	238,553,390	44,447,383,020
(2) (控除) 自己収入等		
授業料収益	△ 4,144,557,457	
入学料収益	△ 746,472,000	
検定料収益	△ 181,983,400	
附属病院収益	△ 19,743,154,931	
受託研究費等収益	△ 469,831,511	
受託事業費等収益	△ 278,444,851	
寄附金収益	△ 578,145,442	
財務収益	△ 1,908,775	
雑益	△ 801,751,739	
資産見返運営費交付金等戻入	△ 68,490,739	
建設仮勘定見返運営費交付金等戻入	△ 794,850	
資産見返寄付金戻入	△ 86,036,674	
保険金収入	△ 173,129,143	△ 27,274,701,512
業務費用合計		17,172,681,508
II 損益外減価償却相当額		4,568,230,690
III 引当外退職給付増加見積額		417,193,832
IV 機会費用		
国または地方公共団体財産の無償又は	757,406,562	
減額された使用料による賃貸借取引の		
機会費用		
大阪市出資等の機会費用	1,151,055,690	1,908,462,252
V 行政サービス実施コスト		24,066,568,282

(注 1) 資産見返運営費交付金等戻入△68,490,739円及び建設仮勘定見返運営費交付金等戻入△794,850円は、授業料を財源として取得した資産に伴うものです。

(注 2) 引当外退職給付増加見積額には、大阪市からの派遣職員に係る引当外退職給付増加見積額 278,419,200円が含まれています。

第 3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、事務処理の適正化に一層努力されたい。

1 決算諸表等について

(1) 財務報告を行う要のあるもの

本法人は、会計規程で、経理責任者である法人運営本部経営管理課長は月次の財務状況を明らかにするための書類を作成して副理事長に提出し、副理事長は当該書類をとりまとめて理事長に報告しなければならない旨を定め、また、経理規程で、月次報告の手続きを別途定める旨を定めているが、当該月次報告の手続きを定めず、規程に則した理事長への月次の財務状況の報告をしていない。

本法人の運営にあたり重要な事項であるので、適切に行われたい。

(2) 行政サービス実施コスト計算書の機会費用の算定について注意を要するもの

ア 機会費用の計算を誤っているもの

本法人の業務運営に関して住民等の負担に帰すべきコストを表示する平成19年度の行政サービス実施コスト計算書について、「国または地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃貸借取引の機会費用」である本市又は大阪府の財産（土地又は建物）の無償借受けに係る機会費用の計算を誤っているものが見受けられたので注意されたい。

【本法人及び総務局に対して】

イ 機会費用の計算を要するもの

本法人が本市から無償で借受けている土地について、当該面積が確定していないため機会費用を計算していないものが見受けられたので、面積を確定し、適正な機会費用を計算されたい。

2 契約事務について

(1) 特名随意契約における見積書の審査について注意を要するもの

ア 継続業務等の委託に係る各年度の見積書について注意を要するもの

医学部附属病院の医療事務等の外部委託を内容とする医事業務委託は、公立大学法人となる以前の平成17年度に大学医学部付属病院事業会計において指名競争入札を実施し、短期間で委託業者を変更することは医事業務の運営には非効率であることから、公立大学法人となった平成18年度以降も、逐次業務内容を変更しつつ、継続して当該業者と特名随意契約している。

当該契約金額について、平成18年度は、継続業務の内容を一部変更したが、積算内訳明細のない見積金額(総額)のみの見積書にもとづき契約しており、平成19年度は、新規業務を追加し、継続業務の内容を一部変更したが、積算内訳明細では、継続業務の見積金額が平成18年度と同額である見積書にもとづき契約していたので、見積書を厳正に

審査されたい。

なお、競争入札による複数年度契約などについても検討されたい。

イ 仕様書と見積書との照合について注意を要するもの

医学部附属病院では、平成19年度の新医療情報システムの導入後も、旧医療情報システムを一定期間使用する必要から行った特名随意契約によるコンピュータ機器等の借入れについて、各機器等の借用期間と当該機器等に係るソフトウェアの借用期間とが符合しない見積書にもとづき契約していたので、見積書を厳正に審査されたい。

(2) 特名随意契約理由について注意を要するもの

ア 継続業務の特名随意契約理由について注意を要するもの

医学部附属病院におけるゴミ処理業務委託の特名随意契約理由について、施設の特異性を熟知し経験が豊富である旨などにより、契約規程に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとしているが、委託業者を特名する理由として不十分であるので注意されたい。

イ 関連公益法人への特名随意契約理由について注意を要するもの

関連公益法人である財団法人大阪市立大学振興会への大阪市立大学田中記念館運営業務委託などの特名随意契約理由について、同法人の設立目的（大阪市立大学の発展を図るために必要な教育研究施設の拡充及び学術活動に必要な物的、財的援助を行い、わが国文化の向上に寄与すること）と業務委託の対象施設の設立目的とを考慮する旨、同法人が対象施設の設立目的を十分に理解し大阪市立大学の事情に精通している旨などにより、契約規程に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとしているものが見受けられたが、委託業者を特名する理由として不十分であるので注意されたい。

(3) 契約書の作成について注意を要するもの

医学部附属病院のコンピュータ機器等の借入れに係る契約書について、当該契約の主要事項である借入物件の明細（機器名、数量等）を記載していないものが見受けられたので注意されたい。

(4) 公告手続について注意を要するもの

本法人は、契約規程で、一般競争入札にあたり入札実施に関する事項を公告しなければならない旨を定め、また、定款で、本法人の公告は本市公報に掲載して行う旨を定めているが、医学部附属病院に係る契約の一般競争入札について本市公報への掲載を行っていないものが見受けられたので注意されたい。

3 資産管理について

(1) 少額資産の管理について注意を要するもの

本法人は、固定資産管理規程で、取得原価が10万円以上50万円未満で1年以上使用が予定されている資産を少額資産とし、当該資産台帳を設けて管理する旨を定めている。

少額資産の取得原価は、備品費として費用に計上するが、平成19年度の少額資産取得原価合計額と備品費（総額）とが異なっていたので注意されたい。

(2) 図書の管理について注意を要するもの

本法人は、コンピュータ処理による図書管理システムを使用しているが、平成19年度末の貸借対照表の図書の価額と当該システムの図書残高とが異なっていたので注意されたい。

(3) 医療機器等の管理について注意を要するもの

平成18年度に本市から本法人に無償譲与された医療機器等で、平成17年度末現在で減価償却資産の耐用年数を経過していたものは残存価額を1円とし、固定資産管理規程による管理の対象外のものとして臨時損失の経理処理により貸借対照表から除外したため、それらは本法人の固定資産管理のための帳簿である固定資産台帳及び少額資産台帳のいずれにも記帳されていない。

医療機器等は、耐用年数の経過により使用価値が失われるものではなく、耐用年数の2倍程度の期間以上にわたり使用される例もあり、取得価額が高額なものも見受けられたので、適切に管理するよう注意されたい。

4 現金等の取扱いについて

(1) 収入金の取扱いについて注意を要するもの

本法人は、経理規程で、現金等の保管にあたっては現金出納帳を整備する旨及び収納した現金は原則としてその日又は翌日のうちに金融機関に預け入れる旨を定めているが、本法人が北区梅田に設置している文化交流センターのホール等の利用料収入について、現金出納帳を整備しておらず、当該収入金を収納日又は翌日にではなく、週1回程度にまとめて金融機関に預け入れていたので注意されたい。

また、収入予定額と収入額との照合が行われていないものが見受けられたので注意されたい。

(2) 郵便切手等の取扱いについて注意を要するもの

ア 郵便切手等の保管数について注意を要するもの

本法人では、郵便切手等を各学部等が個別に購入、保管及び使用しており、平成19年度末の郵便切手等の総在高は、400万円を超え、特に職員課、経済学部、工学部、生活科学部及び学術情報総合センターでは、在高はそれぞれ40万円を超えていた。

多額の郵便切手等を保管することは、非効率な資金の運用であり、また、保管に伴う危険を少なくするために、各学部等が個別に購入、保管及び使用する現状を見直し、多数の郵便物を発送する際には適時に郵便料金を支出するなど、郵便切手等の保管数が適切となるよう注意されたい。

イ 少額郵便切手の使用について注意を要するもの

郵便切手等の受払整理簿から、現行の郵便料金未満の少額郵便切手について、保管数が年間使用数の10倍を超えて数百枚に及ぶものなどが見受けられたので、現行の郵便料金に該当する郵便切手を新たに購入して使用するのではなく、当該少額郵便切手を複数枚組み合わせて使用するなど、少額郵便切手の保管数が適切となるよう注意されたい。

ウ 平成19年度末における郵便切手等のたな卸額の誤っているもの

本法人は、郵便切手等をたな卸資産として貸借対照表に計上するため、各学部等が保管する郵便切手等の年度末の在高をたな卸報告書により調査しているが、経済学部について、平成19年度末のたな卸報告額と受払整理簿残額とが異なっていたので注意されたい。

5 手当等について

(1) 職員の休日の割振等について注意を要するもの

本法人は、教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程で、医学部附属病院薬剤部の薬剤師については部局の長が休日の割振を事前に行う1月単位の変形労働時間制とする旨を定めている。

従って、当該職員は必ずしも土曜日及び日曜日等が休日とはならないが、薬剤部では事前に休日の割振を行わず、土曜日及び日曜日等に薬剤師が宿直勤務し、その際に緊急の調剤業務等を実施したときに支給する超過勤務手当を、休日の当該単価により支給しているものが見受けられた。

事前に休日の割振を行い、平日の当該単価により超過勤務手当を支給するよう注意されたい。

(2) 特殊勤務手当の支給要件について注意を要するもの

本法人は、教職員特殊勤務手当規程等で、医学部に勤務する教員で医師の資格を有する者等が所定の勤務時間以外の時間に勤務（以下「所定時間外勤務」という。）に服し、救急部、集中治療室又は冠疾患集中治療部において緊急を要する業務に従事したときは当該規程等に定める区分に応じて緊急診療手当を支給する旨を定めている。

医学部附属病院では、小児科、耳鼻咽喉科又は眼科で所定時間外勤務に服し、緊急を要する後送患者の診療を行う医師にも緊急診療手当を支給しているが、当該規程等に支給のための規定がないので明確にするよう注意されたい。

(3) 特殊勤務手当の支給額の規定について注意を要するもの

本法人は、教職員給与規程で、特殊勤務手当の支給額は特別の事情がある場合を除き1月につき給料月額100分の25を超えてはならない旨を定めているが、「特別の事情」についての規定がないので明確にするよう注意されたい。

6 その他について

(1) 定期駐車券について注意を要するもの

本法人は、医学部附属病院駐車場及び医学部学舎駐車場については、それぞれ定期駐車券を販売しており、同病院の複数の教職員が購入しているものが見受けられた。

当該駐車場の利用料金は、時間制では 1 日 1,500 円を上限とし、定期駐車券では 1 月 27,000 円等であることから、通勤等で恒常的に利用する以外に当該定期駐車券を購入する理由に乏しいと思われる。

自家用自動車による通勤は原則として認めないとのことから、調査のうえ所要の措置を講じられたい。

(2) 医学部附属病院駐車場の無料出庫券の取扱いについて注意を要するもの

医学部附属病院駐車場の無料出庫券について、来客等への交付に係る決裁手続がなく、当該券の作成数、交付数、回収後の再使用数及び残数の簡易な記録はあるが、出納簿を整備していなかったもので、厳正に管理するよう注意されたい。

(3) 固定資産の区分について注意を要するもの

医学部附属病院の電子線照射装置の購入について、平成 19 年度末は建設仮勘定に計上し、平成 20 年 8 月に全額を器具及び備品に振り替えている。

しかしながら、当該購入仕様書により、当該装置設置に伴う壁及び扉の遮蔽工事が実施されており、これらは建物（附属設備）の改良であることから建物に区分して振り替えるよう注意されたい。

(意見)

1 医学部附属病院について

医学部附属病院については、平成 18 年度は約 3 億 4,800 万円の業務利益となったが、平成 19 年度は約 6 億 3,100 万円の業務損失となっている。平成 19 年度は、平成 18 年度に比べて、患者数の減少などもあり、診療収益等である附属病院収益が約 3 億 5,600 万円減少し、診療経費は約 2 億 8,600 万円減少したものの、看護体制の変更などもあり、人件費は約 7 億 3,800 万円増加している。

医学部附属病院は、大阪市民のための病院であるだけでなく、高度な医療を提供する広域医療連携を担う病院でもあることなどから、その役割を十分に果たせるよう今後とも経営収支の改善に努められたい。

2 都市型総合大学としての理念実現に向けて

本法人の業務（大学を運営することなど）の財源として本市が本法人に交付する運営費交付金は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で約 38 億円を削減することが予定されている。

本法人は、平成 18 年度以降、運営費交付金の削減に対して、経費削減及び受託研究等による収入増加などを図ることとしているが、そのための人件費削減は、大学における教育、研究を担う常勤の教員の減少をもたらしている。

大阪市立大学は、公立の都市型総合大学として教育、研究水準の一層の向上が期待され、また、その向上が受託研究、競争的研究などの増加に繋がることから、教員の過度の削減は、それらに影響を及ぼす結果となると思われる。

運営費交付金の削減により、本法人の業務運営に係る経費削減は不可避であり、その一環として教員採用が凍結されたが、退職者を補充しない措置を主とする教員の削減は、教育、研究における学部・研究科間での不均衡を生じる原因ともなる。

学部・研究科間で教育、研究に不均衡が生じないよう人員配置に配慮するとともに、都市型総合大学としての理念実現に向けて、とりわけ大学の本務である教育、研究については、その水準を維持することはもとより、さらに充実、発展させるよう様々な取組を一層進められたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部企業会計監査担当)



大阪市監査委員告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定による平成20年度出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成21年 9 月 11 日

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

平成20年度出資団体監査結果報告の公表

(大阪市土地開発公社)

第 1 監査の概要

1 監査の期間

平成21年 2 月 12 日から同年 3 月 19 日まで

2 監査の対象

大阪市土地開発公社

(当該団体の事業に関係する所管局の事務を含む。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、大阪市土地開発公社における出納その他の事務及び当該団体の事業に関係する所管局の事務が、関係法令等にのっとり適正に行われているかという観点から、主として平成19年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。

- イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ウ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。
- オ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。
- カ 所管局は団体に対して適切な指導監督を行っているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 出納その他の事務の執行に関する諸規程が整備されているか、また定められた規程に則した事務処理が行われているかについて確認した。
- イ 団体の事業成績及び財政状態が適正に決算諸表に表示されているかについて、決算諸表の科目ごとに検証した。
- ウ 決算諸表の各計数について年度比較を行うなどにより経営成績及び財政状態を分析した。
- エ 総勘定元帳、試算表、各種伝票等の検査を行い、各帳票間の関連計数を突合するとともに、決算計数に正確に反映しているかについて確認した。
- オ 現金及び有価証券等の出納・保管について検査し、その在高が適正に表示されているかについて確認した。
- カ 契約事務について、契約の方法及び手続、契約の締結、契約の履行などが適切に行われているかについて確認した。
- キ 本法人の資産に計上している土地、また本市から管理を受託している土地の管理が適切に行われているかについて、実地調査を行うなどにより確認した。
- ク 団体の所管局である契約管財局が、団体の事業運営を十分把握し、指導的役割を果たしているかについて検証した。

第 2 団体の概要

- 1 設立年月日
昭和48年 3 月 1 日
- 2 資本金
2,000万円（全額本市出資）
- 3 役員数及び職員数（平成21年 2 月 1 日現在）

理 事	3 名（常勤 1 名、非常勤 2 名）
監 事	2 名（非常勤）
職 員	14 名（嘱託職員 3 名を含む。）
- 4 主な事業（平成19年度実績）

(1) 公有地取得事業

公有地の拡大の推進に関する法律の規定による先行取得等

	面積(㎡)	簿価(円)	売却額(円)
平成19年度期首保有	104,983.93	78,782,064,392	—
平成19年度取得	0.00	0	—
平成19年度売却	56,325.42	23,386,979,834	23,420,363,592
平成19年度末保有	48,658.51	56,204,668,829	—

(2) 土地造成事業

都市型小規模工場団地(CIT)造成事業

	面積(㎡)	簿価(円)	売却額(円)
平成19年度売却	46,112.40	3,648,230,271	8,428,787,666
平成19年度末保有	0.00	0	—

(3) 附帯等事業

保有土地の賃貸及び仮設駐車場の管理運営等

	箇所数	収入額(円)
保有土地賃貸料収入	2か所	237,577
駐車場料金収入	11か所	103,571,660

(4) あっせん等事業

大阪市からの委託による土地の取得

	面積(㎡)	取得額(円)	あっせん等 事業収益(円)
平成19年度取得	758.28	468,333,705	22,983,095

5 決算状況

平成19年度の貸借対照表及び損益計算書は、表－1及び表－2のとおりである。なお、表－1及び表－2については、本法人の決算諸表を転載している。

表－ 1

貸借対照表

(平成21年3月31日)

(単位：円)

科 目		金 額	
資産の部			
1	流 動 資 産		
(1)	現 金 及 び 預 金	14,256,786,965	
(2)	事 業 未 収 金	7,407,650	
(3)	公 有 用 地	56,204,668,829	
	流 動 資 産 合 計		70,468,863,444
2	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
	建物又はその付属設備	4,063,500	
	減 価 償 却 累 計 額	492,003	3,571,497
	構 築 物	71,909,970	
	減 価 償 却 累 計 額	68,274,130	3,635,840
	工 具、器 具 及 び 備 品	7,560,742	
	減 価 償 却 累 計 額	3,520,256	4,040,486
	有 形 固 定 資 産 合 計		11,247,823
(2)	無 形 固 定 資 産		
	電 話 加 入 権		269,942
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産		
	そ の 他 の 長 期 資 産		5,730,000
	固 定 資 産 合 計		17,247,765
	資 産 合 計		70,486,111,209
負債の部			
1	流 動 負 債		
(1)	未 払 金	9,246,763	
(2)	短 期 借 入 金	14,521,363,140	
(3)	未 払 費 用	3,387,439,540	
(4)	預 り 金	56,124,007	
	流 動 負 債 合 計		17,974,173,450
2	固 定 負 債		
(1)	長 期 借 入 金	55,724,183,952	
(2)	引 当 金		
	退 職 給 付 引 当 金	159,726,700	
	固 定 負 債 合 計		55,883,910,652
	負 債 合 計		73,858,084,102
資本の部			
1	資 本 金		
(1)	基 本 財 産	20,000,000	
	資 本 金 合 計		20,000,000
2	欠 損 金		
(1)	前 期 繰 越 欠 損 金	9,018,307,543	
(2)	当 期 純 利 益	5,626,334,650	
	欠 損 金 合 計		3,391,972,893
	資 本 合 計		-3,371,972,893
	負 債 資 本 合 計		70,486,111,209

表－ 2

損益計算書

〔平成19年4月 1日から
平成20年3月31日まで〕

(単位:円)

科 目	金 額	
1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	23,420,363,592	
(2) 土地造成事業収益	8,428,787,666	
(3) 附帯等事業収益	103,809,237	
(4) あっせん等事業収益	22,983,095	31,975,943,590
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	23,386,979,834	
(2) 土地造成事業原価	3,648,230,271	
(3) 附帯等事業原価	66,776,504	
(4) あっせん等事業原価	48,140,566	27,150,127,175
事業総利益		4,825,816,415
3 販売費及び一般管理費		116,654,118
事業利益		4,709,162,297
4 事業外収益		
(1) 受取利息	20,241,443	
(2) 雑収	681,200	20,922,643
5 事業外費用		
(1) 支払利息	148,594,962	
(2) 消費税	9,235,100	157,830,062
経常利益		4,572,254,878
6 特別利益		
(1) 前期損益修正益	1,073,368,983	1,073,368,983
7 特別損失		
(1) 固定資産売却損	9,535	
(2) 固定資産除却損	19,279,676	19,289,211
当期純利益		5,626,334,650

第 3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、事務処理の適正化に一層努力されたい。

1 減価償却費の計上について注意を要するもの

公社の「工具、器具及び備品」の減価償却の方法は、平成19年3月31日以前取得分は旧定額法、平成19年4月1日以降取得分については定額法によることとしている。

しかしながら、平成19年度に取得した「工具、器具及び備品」の減価償却費が、定めた方法による計上額となっていないので注意されたい。

2 貸倒引当金の計上について検討を要するもの

公社の貸借対照表の「投資その他の資産」には、平成5年にすでに解約手続を行っている福利厚生施設の入会預り金360万円が含まれている。これは、預託期間が平成21年9月1日までとなっているためであるが、平成15年1月に、預託している法人から、預託期間を平成24年12月31日まで延長する旨の通知を受けており、公社が調査したところ、この延長は、同法人の経営状況が厳しいことによるものであることが判明した。

このような状況から、入会預り金の償還が行われない可能性もあることから、貸倒引当金の計上を検討されたい。

3 本市からの借入金の返還における資金リスクについて

公社が用地を取得するための銀行からの借入金に係る利息は、本市から借り入れた当該利息相当額の資金で支払っている。この本市からの借入金は、本市の再取得が実現したときに本市に返還する取り決めとなっている。

これまで公社が銀行に支払ってきた利息額は、基本的に簿価に計上され、貸借対照表の公有用地に含まれており、本市が公社から用地を再取得する場合は、この簿価に計上された支払利息額が再取得額の対象となっている。

平成19年度末において、簿価に計上されている銀行への支払利息額の累計は94億1,900万円余りとなっているが、当該利息額に係る本市からの借入金累計は95億4,700万円余りとなっており、本市からの借入金累計が、簿価に計上されている支払利息額の累計より1億2,700万円余り多い状況にある。

これは、本市の再取得による収入金で、本市からの借入金を全額返還できないという資金的なリスクが存在している現状を示している。このような資金リスクを速やかに解消し、本市からの借入金を全額確実に返還できるよう注意されたい。

平成19年度末の支払利息の状況

(単位：円)

貸借対照表の公有用地に 含まれている支払利息額累計 (A)	本市から借り入れた 支払利息相当額累計 (B)	差 額 (A) - (B)
9, 419, 878, 433	9, 547, 089, 798	▲ 127, 211, 365

4 駐車場の管理運営委託について注意、改善を要するもの

公社が附帯事業として実施している駐車場の管理運営の委託先が地元町会等となっているものについて、契約書に委託する業務内容が明確に記載されていないもの、委託料の算定基準が不明確なものが見受けられたので注意されたい。

また、地元町会等に駐車場の管理運営委託を行っているものについては、全て特名随意契約の方法により契約が行われているが、特名理由をみると、委託先である地元町会等が市政の協力団体であることなどが理由となっており、地元町会等に委託する有利性が明確になっているとは言えないので、競争性、透明性を確保した適正な契約に改められたい。

5 公社が管理する用地について適正に管理を行う要のあるもの

今回の監査で、公社が所有している用地及び管理を受託している用地等について実地調査を行ったところ、植栽等で使用されているものや、駐車場事業を実施している用地において、不正駐車車両などが見受けられたので、適正な管理を行われたい。

(意見)

1 公社所有が長期化している用地について

【契約管財局に対して】

平成19年度末における公社所有用地の簿価は562億円余りとなっているが、本市が平成20年度に144億円余りの再取得を行ったため、平成20年度末では公社が所有する用地の簿価は422億円余りに減少している。しかしながら、現在も公社が所有している用地の中には本市が取得依頼をした際の再取得期限（基本的に5年後）を大幅に遅延しているものが多く見受けられる。

公社所有が長期化すればするほど、銀行への支払利息の額が増加し、再取得時の簿価が膨らみ本市に多大な財政的負担を与えることとなるので、今後も公社の経営改善計画に則って、本市が確実に再取得を進めるよう取り組みられたい。

また、再取得を予定している用地の中には当初予定していた事業化を断念し、売却する方針に切り替えた用地もあり、これらの用地を本市が再取得した場合、土地価格が下落していることから、本市で多額の売却損が発生することが予想される。この売却損は不動産運用基金で補填することとしているが、不動産運用基金の残高も減少している状況にあり、売却を前提に再取得するとしてもその財源の確保について十分検討されたい。

2 府道大阪和泉南線に係る用地について

公社は、本市からの用地取得依頼に基づき用地取得を行っているが、府道大阪和泉南線に係る用地は、都市計画区域内にあり、将来、本市が再取得することが確実であるとの判断から、公社が平成 7 年度に公社資金 2 億 3,500 万円余りを使用して、独自に取得したものである。

しかしながら、本市からの用地取得依頼が行われていないことから、再取得に関する具体的な条件等が定められていない状況となっている。本件用地は、「大阪市土地開発公社経営改善計画に基づく行動計画」において、本市が平成 23 年度以降に事業予算により再取得し事業化するとされているので、今後、本市との間で本件用地取得に関する具体的な条件等について協議を進められたい。

3 公社の駐車場事業の収支について

【公社及び契約管財局に対して】

土地造成事業（C I T 事業）の収束に伴う本市の債権放棄額は、公社の収支見込を勘案して決定しており、その際、「収支見込のリスク」分として、平成 21 年度及び平成 22 年度の駐車場事業収入の見込額は減算して計算されている。これは、本市から管理受託している土地を平成 21 年度以降も駐車場として使用することについて、本市の承認が得られない可能性があるとの判断によるものであったが、平成 21 年度以降も公社は駐車場事業を継続することとなり、本市が債権放棄額を決定した際に減算した駐車場事業に関する「収支見込のリスク」は存在しない状況となっている。

今後、公社の駐車場事業の収支については、債権放棄した際の考え方と整合性の取れる取扱いを検討されたい。

4 今後の公社のあり方について

【契約管財局に対して】

公社では、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間を経営改善期間として、長期保有土地の解消や業務量の減少に合わせた組織の見直しなど、抜本的な経営改善に取り組んでいる。

この間の財政状況をみると、平成 17 年度に土地造成事業で保有していた土地の評価減を計上して以降、債務超過の状況となっていたが、土地造成事業の収束に伴い、平成 20 年度に本市が同事業に係る債権放棄を行って以降は、債務超過の状況は解消している。

しかしながら、経営改善期間中、公社資金による本市の事業用地の先行取得は原則的に停止することとしており、現在の景気の動向や本市の財政状況等からみても、当面、公社が公有地取得事業を実施することはないものと考えられる。さらに、公社保有用地の管理業務についても、本市の再取得が進むことにより縮小していくことが推測される。

このような状況下において、公社の設立者である本市が、経営改善期間の終了後に、公社及び本市にとって最善の方法がとれるよう、今後の公社のあり方について十分検討されたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部企業会計監査担当)

公 告

大阪市公告第100号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成21年 9 月 11 日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14 番 16 号
大阪ワールドトレードセンタービル 34 階
大阪市建設局総務部経理担当 (調達)
電話 06-6615-7194

2 入札に付すべき事項

物件番号	売 払 物 品	数 量
①	安田外 3 自転車保管所古自転車等－12	4 山
②	南港東外 4 自転車保管所古自転車等－12	5 山

3 下見日時及び保管場所

	下 見 日 時	保 管 場 所	所 在 地
①	9月30日 (水) 午前 10 時から 午後 5 時まで	安田保管所	鶴見区安田 2 丁目 5 番 16 号
		大宮保管所	旭区大宮 1 丁目 1 番 32 号
		都島保管所	都島区都島南通 2 丁目 1 番 19 号
		巽西保管所	生野区巽西 2 丁目 8 番附近
②	9月30日 (水) 午前 10 時から 午後 5 時まで	南港東保管所	住之江区南港東 2 丁目 4 番附近
		南港保管所	住之江区南港東 5 丁目 3 番 41 号
		新木津川大橋 保管所	住之江区柴谷 1 丁目 2 番附近
		西島保管所	西淀川区西島 1 丁目 2 番附近
		北港保管所	此花区北港 2 丁目 1 番附近

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること
(ただし、本市の休日を除く。)

建設局管理部放置自転車対策担当 電話 06-6615-6668

F A X 06-6615-6576

4 入札参加資格

(1) 平成20・21年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成21年9月29日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

* 平成20・21年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム

（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約

に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成20・21年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成21年9月29日（火）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成21年9月29日（火）午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

大阪ワールドトレードセンタービル34階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

① 平成21年10月1日（木） 午前10時

② 平成21年10月1日（木） 午前10時30分

13 入札の方法

物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

14 入札に参加できない者

大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 その他

(1) 契約締結時において、4(1)の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

（建設局総務部経理担当）



大阪市（消）公告第4号

次の消防公務之証は、亡失した旨の届出があったので、亡失した日から無効とする。

平成21年9月1日

大阪市消防長 岡 武 男

証票番号	職 種	氏 名	発行年月日	亡失年月日
4524698	消防士	関 将孝	平 21. 4. 1	平 21. 8. 17

（消防局総務部人事厚生担当）

（平21. 9. 1 揭示済）